第４次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）の評価について
（令和７年度　総合評価シート）

令和８年７月
静岡市福祉総務課

目　次

１　計画の評価方法について　・・・・・・・・・・・・１
２　施策体系について　・・・・・・・・・・・・２
３　令和７年度分の評価について
（１）事業評価の基準について　・・・・・・・・・・・・３
（２）基本目標ごとの基準について　・・・・・・・・・・・・３
（３）評価の概要　・・・・・・・・・・・・４
（４）令和７年度の取組と評価
基本目標１　育む～意識づくり～　・・・・・・・・・・・・５
基本目標２　寄り添う～しくみづくり～　・・・・・・・・・・・・７
基本目標３　参加する～場づくり～　・・・・・・・・・・・・10
基本目標４　活かす～人づくり～　・・・・・・・・・・・・13
基本目標５　続ける～つながりづくり～　・・・・・・・・・・・・16

１　計画の評価方法等

（１）評価の趣旨について

地域福祉計画は、静岡市総合計画及び各分野の各個別計画との整合性を図りながら、地域福祉を推進するための基本目標や基本施策を定める計画である。

進捗管理に当たっては、計画に定める基本目標や基本施策を実現するため、各課で実施する関連事業の進捗状況を調査し、評価を行う。

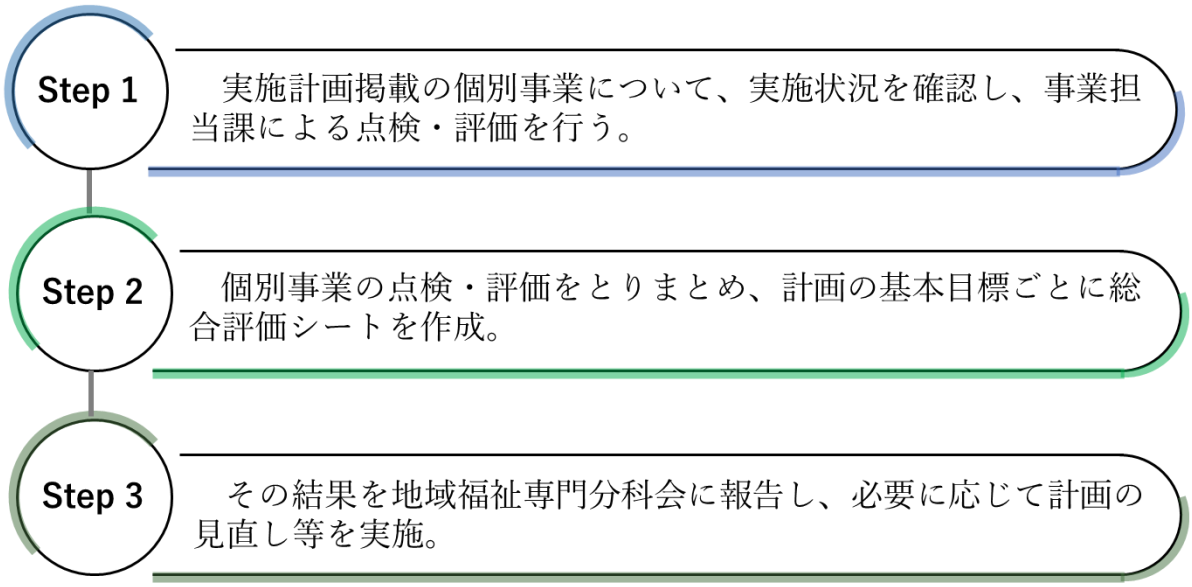
（２）評価対象について

本計画では、５つの基本目標と 14 の取組の視点から事業を展開し、誰もが住み慣れた地域で助け合いながら、安心して自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指すこととしている。

よって、本計画に関連する個別事業の実施状況を踏まえて、５つの基本目標の項目を評価対象とする。

（３）評価手順について

本計画の推進に際しては、以下のとおり進捗管理（点検・評価）を行う。



２　施策体系について

基本理念

だれもが　ここで暮らし続けたいと思う　地域をめざして

～　みんなでつくる　ともに支え合うまち　しずおか　～



成果指標：

静岡市は互いに助け合う暮らしやすいまちだと思う市民の割合　65.0％

３　令和７年度分の評価について

（１）事業評価の基準について

各事業について、以下の５段階による基準を設定し、評価を行った。

５：事業目標が達成できており（90%以上）、大きな成果を伴う評価すべき点がある。
４：事業目標が達成できており（90%以上）、評価できる点がある。
３：事業目標が達成できているが（90%以上）、不十分な点がある。
　　又は
　事業目標は達成できていないが（90%未満）、評価すべき点がある。
２：事業目標が達成できておらず（90%未満）、不十分な点がある。
１：事業目標が達成できておらず（90%未満）、重大な改善すべき点がある。

（２）基本目標ごとの評価

基本目標の評価については、以下のとおり３段階による評価を行った。

Ａ：各基本目標に関連する事業評価の平均値 3.5 以上
Ｂ：　　〃　　平均値 3 以上 3.5 未満
Ｃ：　　〃　　平均値 3 未満

（３）評価の概要
173 事業について

基本目標	取組視点	事業数	R７評価				
			5	4	3	2	1
1 育む～意識づくり～	多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します	22	2	14	5	1	0
	支え合いの心をもち、自分自身にもできることを探して行動します	2	0	2	0	0	0
2 寄り添う ～しくみづくり～	一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します	46	2	33	11	0	0
	悩み困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できるしくみをつくります	27	1	26	0	0	0
	複合的な問題に対する分野を越えた支援を構築します	6	0	6	0	0	0
3 参加する ～場づくり～	地域住民が世代を超えてつながり、交流します	15	1	11	3	0	0
	住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域力」を培います	4	1	3	0	0	0
	社会参加の場を増やし、誰もが生涯をとおして活動できる地域をつくります	8	0	2	5	0	1
4 活かす ～人づくり～	世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします	12	2	6	4	0	0
	地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます	10	0	10	0	0	0
	地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します	3	0	3	0	0	0
5 続ける ～つながりづくり～	地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます	8	0	6	2	0	0
	地区社協や、地域を基盤として活動する団体、企業などがつながり、お互いの特性を活かして活動一体的に行います	5	0	5	0	0	0
	地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する地域ネットワークをつくります	5	1	4	0	0	0
合　　計		173	10	131	30	1	1

（４）令和７年度の取組と評価

基本目標１：育む ～意識づくり～ 多様性を認め合う心を育てます【福祉教育】

１　取組視点

１－１	多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します
１－２	支え合いの心を持ち、自分自身にもできることを探して行動していきます

２　重点施策

事業名	静岡型地域包括ケアシステム情報発信事業（No.１）	評価	４

事業内容・目標

市民や専門職に情報を積極的に発信するため、専用ウェブサイトを設け、周知啓発を図り、ウェブサイトの平均アクセス数 2,800 人／月を目標とした。

事業実績

平均 2,912 人／月のアクセスがあった。

効果や成果

情報発信を行うことにより、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり」や「静岡型地域包括ケアシステム」の関心を高め、関連する各種講座やイベントの参加者数が増加した。

課題や今後の取組方針

一定の役割を終え、別の総合ポータルサイトや市公式ページに移行し、令和８年度より事業を廃止。

３　取組状況（事業実績調査票より一部を掲載）

事業実績

（No.４）静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ」を運営し、子育てに関する行政情報やイベント情報の更新を定期的に実施し、前年度に引き続き目標値を上回るアクセス数となった。

（No.12）障がいの理解促進、地域リハビリテーション推進に関する啓発として、研修会を９回実施し、目標（８回）以上であった。

（No.17）人権啓発事業として、啓発事業におけるアンケートで「人権についての関心が深まった」と回答した人の割合が 97.2%であり、目標（90%）以上であった。

（No.18）年２回、小中学校の道徳教育推進教師研修会を実施。学力学習状況調査で、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童 97.4%、生徒 95.7%であり、目標（95%）以上であった。

（No.24）福祉教育の実施・まちづくりの推進として、学童から高齢者を対象に福祉用具の見学・体験や講座等を実施した。講座は 35 回（うち学校への福祉教育 12 校）実施し、目標の 20 回以上（うち学校への福祉教育 10 校以上）であった。

効果や成果

（No.４）令和５年度に実施したサイトリニューアルによるアクセシビリティ向上等により、前年度よりアクセス数が増加した。

（No.12）障がいに対する理解度や支援力の向上、関連機関の連携強化に繋がった。

（No.17）こども園の児童から大人まで、さまざまな啓発活動を通じて多様性や人権の大切さを啓発することができた。

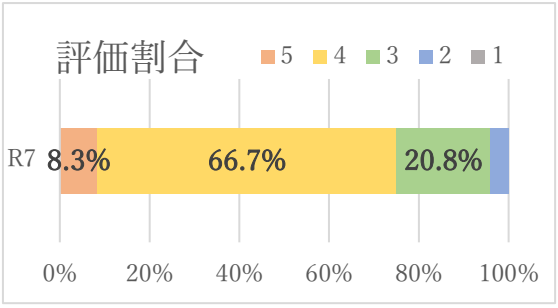
（No.18）「生命の尊さと自他の生命尊重」「いじめ予防にかかる内容項目」の授業実践を全学級で行った学校が 91%であった。

（No.24）福祉教育について、学習体験内容を明確化したメニュー表を提示したことにより、学校からの相談や依頼が想定数を上回った。また、教育講座ついては、実技を充実させた講座内容に見直しを行った結果、高い満足度が得られた。

４　評価

◆個別事業評価（全 24 事業）

評価区分	5	4	3	2	1	合計
R7 年度	2	16	5	1	0	22



◆総合評価　　A（平均点：4.14）

５　課題（事業実績調査票より一部を掲載）

（No.４）更なるアクセス数の向上を目指す。
（No.12）より多くの人が研修会に参加できるような方法、手段の検討が必要である。
（No.17）多様性を認める社会の意識を維持、向上させるためには啓発活動を継続させていくとともに、社会の感覚に合わせて啓発活動の内容を検討する必要がある。
（No.18）命の尊さやいじめ予防等に係る事業実施が前年度より増加しているが、年間を通して計画的、継続的に実施することができていない。

６　今後の取組方針（事業実績調査票より一部を掲載）

（No.４）需要の高いコンテンツの更新を充実させ、SNS からの誘導等の工夫によりアクセス数の増加を図る。
（No.12）多くの人に参加してもらえるよう事業の周知を図り、地域リハビリテーションやノーマライゼーションの普及、啓発を継続する。
（No.17）今後も継続して実施。
（No.24）引き続き事業目標が達成できるように事業周知を行い、また関係機関との連携を図りニーズ把握や質の向上を図っていく。

７　専門分科会の意見等

（全体共通）
令和８年度について、アウトカムで成果指標を評価することは客観的評価ができ評価できる。一方で昨年度と同じ計画にアウトカムの考え方を付けるだけでは何の変化もしないと思う。結果を受けて、次に何をするのかということが見えてくると思う。
それを市だけで取り組むのは大変だと思うので、民間企業や自治会を巻き込み、協力を仰ぐためのツールとしてアウトカムが存在すると、市民のために使っていただけるとても効果的なものになると思う。

基本目標２：寄り添う ～しくみづくり～ 一人ひとりが望む支援を届けます【包括的支援】

１　取組視点

２－１	一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します
２－２	悩み困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できるしくみをつくります
２－３	複合的な問題に対する分野を越えた支援を構築します

２　重点施策

事業名	成年後見制度利用促進事業（No.28）	評価	４

事業内容・目標

判断能力が十分でない市民等を法的に支援するために、成年後見制度の利用促進を行う。

① 成年後見人等への報酬助成実施②専門職による相談会の実施を目標とした。

事業実績

① 報酬助成の受付件数：177 件（総額約 3,045 万円の助成を実施）

② 専門職による相談会：36 回（月１回×３区×12 か月）実施

効果や成果

計画どおり事業を実施し、おおむね目標どおり達成することができた。

課題や今後の取組方針

・制度利用に係る関係機関の情報共有や連携促進が課題である。

・関係機関の連携に係る課題の棚卸を行い、解決を進める。

事業名	ヤングケアラー支援事業（No.29）	評価	４

事業内容・目標

・ヤングケアラーの負担軽減を目的とし、コーディネーターの配置や家事代行ヘルパーの派遣等を行う。

・①支援前と比較し、「負担が軽減した」と感じる子どもの割合 100%を目標とした。
②関係機関職員研修の開催（６回）を目標とした。

事業実績

① 49 世帯 58 人の相談を受け付け、ヘルパー派遣を 28 世帯に対して行い、
継続相談者の負担軽減率は 100%であった。

② 研修会は、17 回（主催：６回、依頼：11 回）実施した。

効果や成果

前年度と比較し、把握したヤングケアラーの人数が増えており、研修をはじめとした周知啓発の一定の効果があると考えられる。

課題や今後の取組方針

・法改正によりヤングケアラーの対象年齢が 40 歳未満と示されたことから、こども世代のみならず若者世代の把握に力を入れていくとともに大学や企業等へのさらなる周知啓発を行うことが課題である。

・今後も潜在化しているヤングケアラーの把握のため、アウトリーチ型支援に力を入れていく。

事業名	重層的支援体制整備事業（No.105）	評価	４

事業内容・目標

複雑化・複合化した課題を抱える支援対象者（世帯）を包括的に支援するために、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業を全市域的に実施した。

事業実績

重層的支援会議・支援会議を 56 回開催したほか、関係機関の理解を深めるための研修会等を５回開催した。

効果や成果

・重層的支援会議を通じて、これまで支援が届いていなかった事例等に、多機関が関わり、チーム支援を構築することで、問題が解消した事例がみられた。

・福祉分野以外の方も含めた研修会を開催した結果、住宅等の分野で把握していたが福祉的支援に結び付かなかった事例を福祉分野の支援機関に結び付けることにつながった。

課題や今後の取組方針

・関係機関が多岐にわたるため、関係機関の連携強化と着実な事業推進が求められることや、今後、多機関協働事業の件数の増加が想定されるため、効率的に実施する体制を構築していくことが課題である。

・今後も、５つの事業を継続しつつ、多機関協働事業においては事例の緊急性に応じた日程調整や、少人数・オンラインを活用するなど柔軟な対応を取り入れることにより、困難を抱える方々の包括的な支援体制を構築する。

３　取組状況（事業実績調査票より一部を掲載）

事業実績

（No.46）終活の必要性等を記載した「エンディングノート」を 15,000 部作成し、市民への周知を実施した。終活支援優良事業者を認証することで、事業者を活用した終活を行えるようにした。

（No.62）高齢者虐待防止策の推進のため、一般市民や介護事業者等への啓発パンフレットの配布と市の広報紙への掲載を行うとともに、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会および虐待防止研修会・講習会を各２回実施した。

（No.63）経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者からの相談に応じ、困窮者に応じた必要な情報の提供及び助言を行い、また、当該生活困窮者に合わせた支援計画を作成し、寄り添い型の支援を実施した。支援終結した者のうち、自立した件数は 72 件であり目標（60 件）を上回った。

（No.91）ひきこもりに特化した相談窓口を設けるとともに、ひきこもり当事者やその家族等からの相談を受け、適切な助言や情報提供等を行うなどの支援を行い、ひきこもり改善率は 64.8%であり、目標(68%)を下回った。

（No.95）犯罪をした者等の立ち直りを支援するため、満期出所者、起訴猶予者等を対象に行政の窓口等への同行支援を８件、伴走型支援を 10 件実施した。また、再犯防止に理解ある市民を増やすため、再犯防止の市民講座７回、および市職員向け研修会を実施した。

（No.102）地域の支援機関の職員の技術向上を目的に、地域の支援機関への技術援助を年間 59 回実施した。

効果や成果

（No.46）エンディングノートを市民へ周知できた。終活支援優良事業者については、合計２事業者となり、市民が安心して事業者を活用した終活を行える環境が拡大した。

（No.62）

・運営委員会において、関係機関と現状の情報共有や意見交換を行うことにより連携を図った。

・パンフレット配付や広報掲載を行うとともに、虐待防止研修会・講演会を実施し、一般市民や介護事業者への高齢者虐待防止普及啓発を推進することができた。

・関係機関との連携により一時保護が必要な案件について、全件保護することができた。

（No.63）自立相談支援機関において、相談者の状況に応じたプランを作成し、適切な支援が実施され、相談者が生活困窮状態から脱却することができた。

（No.91）社会参加に向けた行動をとれていなかったひきこもり当事者のうち、77 名が社会参加に向けて具体的に行動できるようになった。そのうち、30 名が就労・就学につながった。

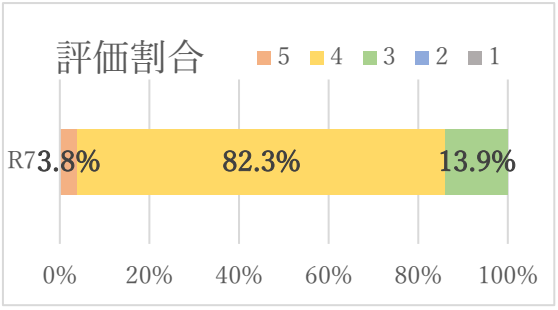
（No.95）切れ目のない支援の実施による犯罪をした者等の再犯の抑制及び更生保護や再犯防止への理解に係る市民意識の醸成ができた。

（No.102）参加者アンケートで「大変役に立った」「役に立った」との回答が 100%であり、精神保健福祉に関する理解や知識を深めた。

４　評価

◆個別事業評価（全 79 事業）

評価区分	5	4	3	2	1	合計
R7 年度	3	65	11	0	0	79



◆総合評価　　A（平均点：3.90）

５　課題（事業実績調査票より一部を掲載）

（No.46）終活の必要性について、周知を行っているが、「終活について必要性を感じているが、特に取り組んでいない」といった市民が約４割おり、必要性を感じている市民に終活を実践してもらうためにも、周知・広報については引続きの課題である。

（No.62）高齢者虐待の内容が複雑化しており、対応の困難性が高い。虐待防止と早期発見・対応のため、虐待防止の啓発と支援者の対応力向上が必要である。

（No.63）相談者に対して、適切な支援を実施することで、自立件数のさらなる増加を図る必要がある

（No.91）中高年（40 歳以上）のひきこもり当事者の割合が増え、支援が複雑化してきている。

（No.95）付添い支援について、再犯防止推進員ごとの対応件数に開きが生じている。

（No.102）複雑で困難な問題を抱える人が増加し、支援機関が多くの課題に直面している中で、アウトリーチ支援は限られた人的資源の中でチームを編成して実施するため、対応できる件数には限りがある。

６　今後の取組方針（事業実績調査票より一部を掲載）

（No.46）市民に終活の必要性を理解してもらうため、引続き周知・広報の機会を増やしていく。より多くの市民が終活を実践できるよう、関係団体等とも連携しながら、デジタル機器のパスワード整理等に関する「デジタル終活」のほか、「空き家」、「頼れる身寄りのいない高齢者」など、終活に関連する個別のテーマに主眼を置いた講座や研修の実施を計画している。

（No.62）虐待防止のための効果的な啓発方法について検討するとともに、引き続き運営委員会の開催等により関係機関の連携強化を図っていく。

（No.63）生活困窮者が早期に暮らし・しごと相談支援センターにつながるようにするため、庁内外の関係機関へ事業周知をするとともに連携の強化を図る。

（No.91）多職種専門チームを令和７年度より設置し、困難事案をよりスムーズに対応できるようにしていく。

（No.95）

・各再犯防止推進員の経験値の底上げを図るため、付添い支援について経験の少ない推進員が優先的に対応できるよう調整を図る。

・再犯防止推進員同士が経験値を共有できる場を提供する。

（No.102）相談の内容によっては、各支援機関が集合して行う形式だけでなく、個別の電話相談の中で必要な助言を行うことや研修会として、アウトリーチ支援を公開で実施するなど柔軟に対応していく。

７　専門分科会の意見等

（No.28）成年後見制度利用促進事業

令和７年度の評価の中で課題として、関係機関の連携に課題があることを認識されているが、令和８年度も目標がその課題を踏まえたものではなく、つながっていないように見えている。課題を踏まえて、次年度の計画があり、目指す成果指標があるいう形になると良いと思う。

基本目標３：参加する ～場づくり～
誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります【活発な地域活動】

１　取組視点

３－１	地域住民が世代を超えてつながり、交流します
３－２	住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域力」を培います
３－３	社会参加の場を増やし、誰もが生涯をとおして活動できる地域をつくります

２　重点施策

事業名	生涯活躍のまち静岡（ＣＣＲＣ）の推進（No.112）	評価	５

事業内容・目標

地域の誰もが、健康でアクティブな生活や社会活動への参加を通じて生涯活躍できる環境づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域でできる限り健康で自分らしく暮らすことができるまちを推進する。

事業実績

地域交流拠点連携事業数 75 件を目標とし、105 件の事業を実施した。

効果や成果

社会参加の場を提供することができた。

課題や今後の取組方針

・地域交流事業は多数開催されているが、参加する人が偏った世代になりがちなので、多世代が参加できる場を考えていく必要がある。
・多世代交流、地域での居場所づくりを中心とした社会参加の場の創出を検討していく。

事業名	生活支援体制整備事業（No.127）	評価	４

事業内容・目標

生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置、定期的な情報共有と連携強化を行う「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動の創出を図る。

事業実績

新たな支え合い活動の９箇所の創出を目標とし、13 箇所の支え合い活動を創出した。

効果や成果

地域の支え合いの場を創出することができた。

課題や今後の取組方針

・支え合いの場は増えたが、利用者とのマッチングがうまくいっていない状況であり、利用者がおらず、支え合いの場が継続して行っていくことが困難になっている。
・新規で支え合いの場を増やすことに加え、支え合いの場の周知と利用希望者への周知を行い、既存の支え合いの場を継続させていく。また、支え合い活動に関する窓口を設置して、利用者と活動者のマッチングを強化する。

事業名	高齢者就労促進事業（No.131）	評価	４

事業内容・目標

多くの元気な高齢者が、生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備し、健康長寿のまちの実現を目指す。①雇用・就業数、②シルバー人材センター新規会員数、③利用満足度の３点について①280 人、②60 人、③90%の目標を定めた。

事業実績

実績は①雇用・就業数 341 人、②シルバー人材センター新規会員数 129 人、③利用満足度 100%であり、①～③のいずれも目標を上回った。

効果や成果

シニア活用ニーズの高い分野において積極的なマッチングや、シルバー人材センター窓口での積極的な入

会案内を実施したことから、雇用・就業者数増加や新規会員数の増加につながった。

課題や今後の取組方針

・対象者を広げた新たな就労支援制度の構築や財源確保が課題である。
・多様な就労困難者支援プロジェクトとの統合や発展的継続を検討する。

３　取組状況（事業実績調査票より一部を掲載）

事業実績

(No.114) 障害のある人も気軽に参加できる「ボッチャ」、「フライングディスク」等の体験として 15 回講座を開催し、445 人の参加があった。

(No.115) 家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、地域の自治会館、公民館等で S 型デイサービスを実施し、4,758 人の参加があった。

(No.120) 「しぞ～かでん伝体操」の普及事業として、新たに７グループの活動実施につながった。

(No.129) 市民活動センターでの活動について、新規登録団体数が年間 55 件あり、目標の 33 件を上回った。

(No.140) 働きづらさを抱えながらも就労や社会参加を希望するすべての人が、生きがいや役割を持ち望む場所で活躍できる環境を整え、新規雇用者数が 21 人となり、目標（20 人）を上回った。

効果や成果

(No.114) 障がいのある方とない方の交流を通じて、障がいのある方への理解を深めるとともに、障がいのある方の社会参加の機会を創出した。

(No.115) 高齢者の介護予防、生きがい創出及び地域コミュニティ形成に寄与した。

(No.120) 介護予防講座新規グループ立上げに向けた検討を関係機関機関と連携して行い、グループ数が増加した。また、参加者の減少傾向のあるグループに活動継続支援相談を実施した結果、グループ数の増加及び維持につながった。

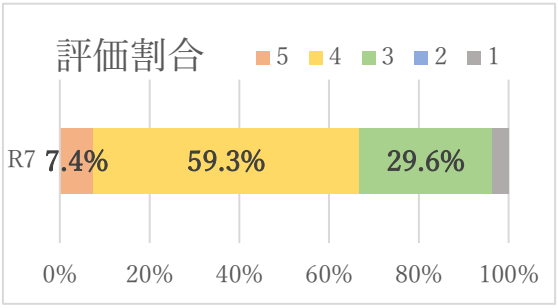
(No.129) 市民活動センターの運営により、市民活動を始めた団体や継続的に活動している団体の運営基盤を支援している。

(No.140) 相談支援やマッチング支援などの就労困難者支援だけでなく、企業への雇用の働きかけ、コンサルティングなどを実施したことにより就労困難者の就職に繋がり、社会参加の機会を創出することができた。

４　評価

◆個別事業評価（全 27 事業）

評価区分	5	4	3	2	1	合計
R7 年度	2	16	8	0	1	27



◆総合評価　**A（平均点：3.67）**

５　課題（事業実績調査票より一部を掲載）

(No.114) 会場により参加者数にばらつきがあるため、利用者が参加しやすい会場で開催する必要がある。

(No.115) 周知方法が参加者・ボランティアから高齢者本人への口コミに依存していた。また、実施内容に変化が乏しく、サービス内容が単調になっていた。

(No.120) 地域分析において活動拠点数のバランスに偏りが見られる。

(No.129) 来館者対応を中心とした支援だけでなく、活動現場に出向くアウトリーチ型の支援や、多様な主体をつなぐ協働の枠組みを増やす必要がある。

(No.140) 働きづらさがある人たちに関する企業への理解促進及び適切なマッチングが課題である。

６　今後の取組方針（事業実績調査票より一部を掲載）

（No.114）実施時期や会場選定など、利用者が参加しやすい教室開催を継続していく。

（No.115）高齢者本人に加え、その家族にも周知を行うとともに、ホームページの内容充実を図る。
また、多世代・多文化交流や、介護予防プログラム「しずおか ちゃちゃちゃ」参加者によるレクリエーション等の新しい要素を導入する。

（No.120）積極的な情報発信を行い、活動グループの新規立ち上げを目指していくほか、既存グループの活動状況を把握し、継続に向けた支援に取り組む。

（No.129）これまでの相談・情報発信機能に加え、アウトリーチやコーディネート等のソフト機能を強化し、多様な主体との協働創出や市民活動への参加促進を図ることで、市全体の市民活動の活性化を図る。

（No.140）幅広い区分の就労困難者への支援を強化すると共に普及啓発事業やイベントを適切な時期に開催し、求職者と企業のマッチング数を増やしていく。

７　専門分科会の意見等

（全体共通）
令和８年度について、アウトカムで成果指標を評価することは客観的評価ができ評価できる。一方で昨年度と同じ計画にアウトカムの考え方を付けるだけでは何の変化もしないと思う。結果を受けて、次に何をするのかということが見えてくると思う。
それを市だけで取り組むのは大変だと思うので、民間企業や自治会を巻き込み、協力を仰ぐためのツールとしてアウトカムが存在すると、市民のために使っていただけるとても効果的なものになると思う。

基本目標４：活かす ～人のづくり～ 一人ひとりのできることを活かします
【地域活動の担い手支援】

１　取組視点

４－１	世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします
４－２	地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます
４－３	地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します

２　重点施策

事業名	民生委員・児童委員研修（No.155）	評価	4

事業内容・目標

民生委員・児童委員が要支援者に対して行う見守り、相談、専門機関との連携等の活動を支援するため、必要な知識及び技術を修得できる研修を実施する。

事業実績

研修内容が理解できた人の割合：90%以上を目標とし、民生委員に対して、その属性に応じた研修を業務委託により実施した。

効果や成果

研修内容が理解できた人の割合は、93.6%であり、活動を推進する上で必要不可欠な要援護者への訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の知識・技術の習得へつながった。

課題や今後の取組方針

働きながら活動を行う委員に対して、平日に行われる研修会への参加が負担となるため、オンラインでの研修等の実施を検討する。

事業名	民生委員児童委員協議会活動負担金（No.156）	評価	4

事業内容・目標

地区民生委員児童委員協議会の活動が円滑にできるよう支援するために、活動負担金の交付を行う。

事業実績

市全体の民生委員・児童委員の訪問活動日数（実績）は、148,552 日/年であった。

効果や成果

必要な定例会及び研修会等が開催され、所属する民生委員・児童委員及び地区民協会長の活動が行われた他、地域団体その他団体等との連携等につながった。

課題や今後の取組方針

活動負担金の交付について、すべての委員活動や民児協活動に係る費用が負担できている状況ではなく、意欲的に活動する委員や地域ほど、自己負担の割合が増加している状況が課題であるため、活動負担金の支給のみならず、民生委員・児童委員に期待される活動を十分に行える環境を総合的に整備していく。

事業名	民生委員児童委員協議会補助金（No.157）	評価	4

事業内容・目標

地区民生委員児童委員協議会の相互の連携や、行政・関係機関等と協力し、地域福祉の推進を図るため、静岡市民生委員児童委員協議会に対し補助金の交付を行う。

事業実績

補助金の交付を実施した。（各種事業会議の開催数：64 回/年）

効果や成果

・研修による幹部民生委員・児童委員等の指導力の習得及び資質の向上
・民生委員・児童委員が職務を行う上での課題解決のため活動事例集の配布による活動技術の向上
・機関紙の発行及び街頭キャンペーンによる民生委員・児童委員活動の周知ができた。

課題や今後の取組方針

・近年の物価上昇により、補助金による実質的な事業負担規模は縮小している。
・補助対象事業の効率的かつ効果的な実施について、静岡市民生委員児童委員協議会とともに検討する。

事業名	地域生活支援ネットワークコーディネーター配置業務（No.110）	評価	4

事業内容・目標

障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、関係者間の連携強化を図るコーディネーターを配置する。

事業実績

地域生活支援部会を年２回開催し、静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施した。

効果や成果

専門的な支援を行える人材養成や事業所間での情報共有ツールの運用等により、地域全体で障がい者を支える体制構築を推進した。

課題や今後の取組方針

令和５年度末に、国から地域生活支援拠点等コーディネーターの役割が新たに示されたため、新たな役割と比較しながら、地域生活支援拠点等の評価を実施する必要がある。また、それとともに市のコーディネーターの役割を整理したうえで事業を実施していく。

３　取組状況（事業実績調査票より一部を掲載）

事業実績

(No.159) 重症心身障がい児（者）対応の既存施設、親の会等との連携により、利用者目線により実践的な支援能力及び地域に即したマネジメント能力向上のための研修等を 12 回実施し、目標（10 回）を上回った。

(No.162) 市職員、関係機関・団体の各種相談業務従事者に対して、ゲートキーパー養成研修を実施した。一般市民向けに、動画配信による啓発も継続して実施した。

(No.168) 地域と学校との協働活動推進として、中学校区に統括的な地域学校共同活推進員を 36 名、小学校区に推進員を 84 名配置し、全小中学校で学校応援団活動を実施した。放課後子ども教室を 79 校で実施し、放課後に子どもたちが活動できる場を提供した。

効果や成果

(No.159) 看護、介護を学ぶ学生を中心に、重症心身障害への理解を促進することができた。

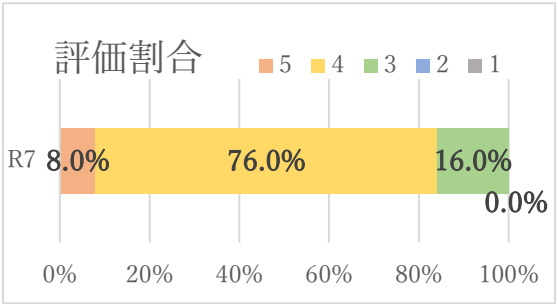
(No.162) 市職員をはじめ、自殺対策に関わる人材の育成や資質向上を図った。

(No.168) 延べ約 19 万にも上るボランティアが市内小中学校で活動を行った。また放課後子ども教室参加児童の満足度は 91.9%と高い結果を得た。

４　評価

◆個別事業評価（全 25 事業）

評価区分	5	4	3	2	1	合計
R7 年度	2	19	4	0	0	25



◆総合評価　A（平均点：3.92）

５　課題（事業実績調査票より一部を掲載）

(No.159) 重症心身障害への理解及び支援者養成のためには、今後も継続して事業を実施していく必要があるとともに、新たな講座開催先を検討していく必要がある。

(No.162) 令研修の更なる充実が必要である一方、限られた人材・予算で、効果的にゲートキーパーを養成

する必要がある。
（No.168）地域学校協同活動推進員やボランティアの人材不足が課題である。

６　今後の取組方針（事業実績調査票より一部を掲載）

（No.159）効果的な講座開催先の設定を検討していく。
（No.162）生きづらさを抱える市民と接する機会が多い支援者層に重点を置きゲートキーパー研修を実施する。
（No.168）
・ 全小中学校で学校応援団活動(地域の子どもは学校だけでなく、地域住民も主体的に関わり育てていく活動)を実施する。
・人材発掘育成のため、研修会や“学校地域ひとつなぎ”コーディネーター養成講座を継続実施していく。

７　専門分科会の意見等

（No.155）民生委員・児童委員研修
Min-Link について、実際に我々が推薦されるのは、自治会や町内会の方からなので、なり手不足から考えるともっと宣伝した方が良いと思う。

基本目標５：続ける ～つながりづくり～
支え合えるしくみを持続させます【多様な主体の連携と継続】

１　取組視点

５－１	地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます
５－２	地区社協や、地域を基盤として活動する団体、企業などがつながり、お互いの特性を活かして活動一体的に行います
５－３	地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する地域ネットワークをつくります

２　重点施策

事業名	認知症高齢者見守りシステム（しずメール）（No.170）	評価	３

事業内容・目標

認知症高齢者を普段から見守るネットワークを構築しネットワークの拡大を図り、徘徊により行方不明となった際、行方不明高齢者の情報を協力者にメール配信して、早期の発見と保護に努め、高齢者の命を守る。

事業実績

しずメール新規登録者数：2,500 人を目標に設定し、1,255 人の登録があった。

効果や成果

市の公式 LINE との連携により目標値には達しなかったものの登録者数は増加しており、高齢者を見守るネットワークの協力体制が維持できている。

課題や今後の取組方針

・高齢者の事前登録及び見守りシール配布が少なく、配信数が少ない。
・ネットワーク維持・拡大に向けて、各種講座等においてチラシを配布し、周知啓発を実施する。

事業名	高齢者見守りネットワーク推進事業の協力に関する協定（No.171）	評価	４

事業内容・目標

企業と見守り協定を締結し、ひとり暮らし高齢者やその住宅について、異変に気付いたときは、意見の内容をしに通報する体制整備を行っている。

事業実績

協定締結数（累計）66 協定の目標に対し、72 協定を締結した。

効果や成果

企業活動の支障のない範囲で高齢者等の異変に対応できている。

課題や今後の取組方針

異変があった際、スムーズに対応するため、見守り協力事業者と地域包括支援センターとの連携体制を維持・強化するため、両者が参加する情報交換等を行う機会を提供し、連携強化を図る。

事業名	避難行動要支援者避難支援制度の推進（No.183）	評価	４

事業内容・目標

災害時の要支援者の迅速・的確な避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿・台帳の作成及び地域への配布を行い、地域における支援体制の強化を図る。

事業実績

名簿及び台帳を作成し、自主防災組織、民生委員児童委員協議会に情報提供を実施した。名簿提供を行っている要支援者数は、約 12,000 人である。

効果や成果

名簿を自主防災会及び民生委員児童委員協議会と共有することで、日頃の見守り活動の充実が図られた。

課題や今後の取組方針

・R７に更新手続きがあった要支援者の情報を追加した名簿を地域に配布する。
・名簿の活用方法について、地域ごとに差がみられるため、自主防災連絡会、民児協理事会等で周知していく。

３　取組状況（事業実績調査票より一部を掲載）

事業実績

（No.175）認知症による行方不明者が発生した場合の捜索練習や認知症の方への声かけの手法等、認知症の方を地域で見守るために必要な知識や技術を身につけるためのプログラムを、住民主体で実施する活動を支援し３地区で活動が実施された。

（No.176）民生委員による高齢者実態調査として、75 歳以上の高齢者世帯等 59,006 件の調査を実施した。

（No.184）地域防災訓練への参加促進、支援が必要な人の訓練への参加について、住民組織及び福祉団体に協力を依頼し、119,804 名が訓練に参加した。

（No.186）通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のための福祉避難所の確保及び運営について、庁内災害配備態勢の整備及び災害時の配備を行った。また、３回の情報伝達訓練の他、福祉避難所設置向け説明会を１回実施した。

効果や成果

（No.175）地域で認知症について考える機会を得ることにより、地域全体で認知症の方への対応を考えるという流れとなり、認知症当事者が安心して自宅で生活することができるようになった。

（No.176）対象となっている高齢者の状況を把握し、必要に応じた情報提供や支援に活用することができた。

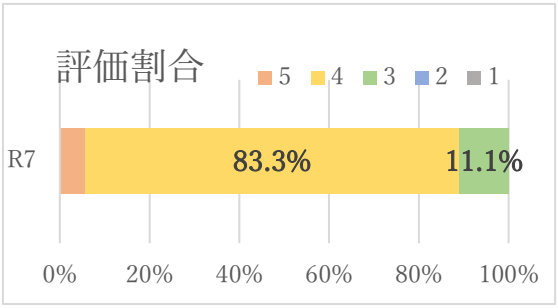
（No.184）住民組織及び福祉団体との連携により、支援が必要な方を含めた地域住民の防災訓練参加促進が図られ、地域防災意識の向上及び災害時における共助体制の強化につながった。

（No.186）訓練により、福祉避難所の被災状況の報告から要配慮者の受入れ依頼までの一連の流れを確認できた。説明会の開催により、指定施設に対して福祉避難所開設のための情報発信・意識啓発ができた。

４　評価

◆個別事業評価（全 18 事業）

評価区分	5	4	3	2	1	合計
R7 年度	1	15	2	0	0	18



◆総合評価　**A（平均点：3.94）**

５　課題（事業実績調査票より一部を掲載）

（No.175）認知症について学ぶ機会を積極的に設けたいという地域とそうでない地域で温度差がある。

（No.176）令和７年度から終活情報登録・伝達事業が開始されたことに伴い、「高齢者の見守り」という点で事業内容が重複している。

（No.184）地域によって防災訓練への参加状況に差が見られる。

（No.186）要配慮者の避難先拡充のため、福祉避難所指定施設を増やすことが求められる。

６　今後の取組方針（事業実績調査票より一部を掲載）

（No.175）地域包括支援センターと連携して、未だに本事業を活用したことのない地域に積極的に事業活用の声掛けを行う。

（No.175）終活情報登録伝達事業の実施に伴い、事業内容が重複していることから、見直しを行う予定。

（No.184）地域の実情に応じた取組を進めるとともに、関係団体との連携強化を図りながら、継続的な参加促進に取り組む必要がある。

（No.186）福祉避難所未指定の福祉施設に対して、福祉避難所について説明し、指定の働きかけを行う。

７　専門分科会の意見等

（全体共通）

令和８年度について、アウトカムで成果指標を評価することは客観的評価ができ評価できる。一方で昨年度と同じ計画にアウトカムの考え方を付けるだけでは何の変化もしないと思う。結果を受けて、次に何をするのかということが見えてくると思う。

それを市だけで取り組むのは大変だと思うので、民間企業や自治会を巻き込み、協力を仰ぐためのツールと

してアウトカムが存在すると、市民のために使っていただけるとても効果的なものになると思う。

第４次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）事業実績調査票（令和７年度実績）

基本目標　　１：育む　～意識づくり～　多様性を認め合う心を育てます　【福祉教育】

取組の視点１－１：多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
1	【重点】静岡型地域包括ケアシステム情報発信事業	市民が、できる限り健康で人生を楽しむことができ、住み慣れた「自宅でずっと」、自分らしく暮らすことができる「健康長寿・誰もが活躍のまち」を実現できるよう、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり」や「静岡型地域包括ケアシステム」について、市民や専門職に情報を積極的に発信するため、専用のわかりやすいホームページを設けて、周知啓発を図る。	一部委託	専用ウェブサイトの月平均訪問者数2,800人	専用ウェブサイトの月平均訪問者数2,912人	情報発信を行うことにより、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり」や「静岡型地域包括ケアシステム」の関心を高め、関連する各種講座やイベントの参加者数が増加した。	今後は、市ホームページを活用し、情報発信を行っていく。	事業の見直しで検討した結果、廃止した	4	1,120	340	地域包括ケア推進課
2	市民活動支援システム活用事業	自らの意思により地域で活動する市民を増やし、シチズンシップが発揮される市民主体のまちづくりの実現するため、市民活動ポータルサイト「ここからネット」の運用等を行います。スマートフォンにも対応し、地域や活動分野で検索できるほか、身近な市民活動団体を地図からも探すことができます。	一部委託	アクセス数206,000/年	市民が市民活動に関する情報に触れる機会を創出するべく、サイトの普及啓発のためのチラシ作成・配布、広報紙への掲載などを行った。総アクセス数175,138/年	市民活動団体の情報更新が活発でないこと、サイトが市民に広く普及していないことが目標としているアクセス数の85％に留まった原因になっていると考えられる。	情報を公開している市民活動団体のうち、情報の更新頻度が高い団体は３割程度であることから、団体の継続的な情報更新や主体的な情報発信には十分につながっていない。また、ここからネットのアクセス数についても令和６年度以降減少傾向にあり、情報の受け手である市民への到達度や、情報発信の効果について課題が見られる。	課題を踏まえ、市民活動支援システム「ここからネット」は令和８年度中に廃止とし、今後の市民活動に関する情報発信については、市民活動センターや既存媒体を活用しながら、より市民に直接届く形での支援へと移行し、実情に即した持続可能な運用体制の構築を図る。	2	2,853	2,853	市民自治推進課
3	児童福祉週間啓発事業	児童福祉の理念の周知を図るとともに、市民の児童に対する理解と認識を深め、児童愛護の責任を自覚するよう強調することを目的として、毎年5月5日から1週間を「児童福祉週間」と定められており、啓発活動を実施します。	直営	懸垂幕・SNS等を用いた周知・啓発活動を実施	児童福祉週間（5/5～5/11）において、児童福祉週間の理念や制度について広く市民周知を図るため、広報紙や懸垂幕で児童福祉週間のPRを行った。	児童福祉についての周知・啓発に資することができた。	認知度・普及度の調査を実施しておらず普及啓発活動の効果が測定できていない	継続実施	4	0	0	こども未来課
4	静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ」の運営	子育てに関する行政情報や制度案内をはじめ、サークル紹介、イベント情報などを総合的に掲載したウェブサイトを管理運営します。携帯やスマートフォンにも対応するほか、ＳＮＳを活用した情報発信を行います。	全部委託	全ページアクセス数合計：月平均46,000ページ	全ページアクセス数合計：月平均48,942ページ	子育てに関する行政情報やイベント情報の更新を定期的に実施し、前年度に引き続き目標値を上回るアクセス数となった。	更なるアクセス数の向上	引き続きイベント情報等需要の高いコンテンツの更新を充実させ、SNSからの誘導等の工夫により、アクセス数の増加を図る。	4	2,376	2,376	こども未来課
5	「しずおかし子育てハンドブック」の作成・配布	子育てに関する様々な情報を掲載したハンドブックを作成し、主に保健福祉センターで母子健康手帳交付時に配布します。	一部委託	20,000部作成・配布	20,000部作製・配布	市の子育て支援制度やサービスの情報が一冊で伝わるツールとして、妊娠・子育て世代に対する情報発信に活用できた。	なし	継続実施	4	1,672	1,672	こども未来課
6	青少年対象事業に関する情報提供	内閣府主催青年国際交流事業等、青少年を対象とする各種事業について市webサイトや市facebook等を活用し、市民向けの広報を実施します。	直営	市Webサイトで青少年向けイベントを紹介したほか、市内青少年団体の活動に関する広報実施	市Webサイトによるイベント広報３件を実施した。	市内青少年団体の課題である広報力について、一定の支援を行うことができた。	青少年活動の多様化に伴い、青少年団体のメンバーが減少傾向にある。	青少年団体のメンバー獲得につながるよう、イベント単位での広報だけでなく、団体そのものの紹介を行うような広報支援を検討していく。	4	―	―	こども若者応援課
7	視覚障がいのある人等への音訳資料の提供の推進	視覚障がいのある人等のために、音訳資料の製作・貸出し等を実施します。	直営	継続	音訳資料の製作70件 音訳資料の貸出	・音訳ボランティアの協力により、音訳資料の製作をし、貸出を行った。当市で所蔵していない資料については、相互貸借の制度を利用し、他施設から取り寄せ、貸出しを行った。	・利用者の高齢化により、利用者数が減少している。	・引き続き、ボランティアをサポートし、音訳資料の製作を行う。 ・ウェブサイトで情報発信をする。	4	336	291	中央図書館
8	点字・声の広報等発行事業	視覚障がいのある人を対象に、広報しずおかの点字文書や録音テープ及びデイジーCDを作成し、情報提供を実施します。（声の広報、点字広報（全文版・縮訳版）各年12回）	一部委託	継続実施	継続実施 視覚障害のある人に対し、声の広報や点字広報の提供を行った。	視覚障害のある人の市政情報に触れる機会が増加	視覚障害のある人へ事業の周知が必要	引き続き広報紙上での周知を行い、声の広報はサピエ図書館に登録する。視覚障害のある人の希望する手段で市政情報が提供できるよう事業を継続する。	4	5,479	3,616	広報課
9	障がい者スポーツへの理解促進	スポーツイベントの場に障がい者スポーツのデモンストレーションや体験の場を設け、障がいのある人のスポーツ活動に関する理解の促進を図ります。	直営	・障がい者スポーツ体験イベントを年４回実施 ・障がいのある人との交流イベントを年１回実施	・市民を対象とした障がい者スポーツ体験イベントを市内体育館にて４回実施 ・市民（障がいのある人を中心とした）スポーツを通じた交流イベントを市内野球場にて１回実施 ・ウォーキングフットボール大会（障がいのある方含め誰でも参加可能）をIAIパラスポーツパークにて１回開催	ニュースポーツの紹介、普及推進する本事業により、レクリエーションとして生涯学習活動の体験できる機会を提供することができた。	開催曜日等を見直し、市民が参加しやすい工夫を行う必要がある。	今後も継続して行っていく。	3	722（の一部）	722（の一部）	スポーツ振興課
10	ねんりんピック選手派遣	毎年開催される全国健康福祉祭（ねんりんピック）に本市の代表選手団を派遣し、全国の選手と交流することにより、元気と生きがいを持ち、生き生きと過ごす長寿社会を目指します。	補助金	派遣選手人数：154人	派遣選手人数：131人	代表選手団を派遣することで、全国の選手や地元ボランティアの方々と交流することができた。	・大会（予選会）への新規参加選手が少ない。 ・代表選手選出基準や大会参加者への参加費補助基準が不明確。	・予選会を開催する競技団体へ大会周知を促すとともに当課としても広報紙などで情報発信する。（令和９年度大会は中止となったため、８年度は10年度大会への選手派遣に向けた啓発を行う。） ・市・実行委員会事務局・各委員で協議の上、大会参加基準の要綱化を目指す。	3	14,874	11,934	高齢者福祉課
11	介護保険制度趣旨普及	一般市民向けパンフレットの作成等を通じ、介護保険制度の周知を図ります。	直営	・印刷部数40,000部 ・パンフレットを希望者に配付できた割合100％	・印刷部数　39,000部 ・パンフレットを希望者に配布できた割合100％	必要部数印刷し、希望者へ滞りなく配布できた。	例年、同内容であるため魅力あるわかりやすい冊子制作の工夫が必要	本市の介護保険制度を広く周知できるよう、わかりやすい冊子づくりを行う。	4	1,683	1,545	介護保険課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
12	障がいの理解促進や地域リハビリテーション推進に関する普及啓発事業	身体障がいや知的障がいに対する特性を理解したり、地域リハビリテーションやノーマライゼーションの理念を推進するため、専門研修等を実施します。	直営	研修会等８回 情報誌配布 ホームページの更新	研修会等９回(112%) 情報誌配布 ホームページの更新	研修会を実施したことで障がいに対する理解度や支援力向上、関連機関との連携が図れた。 また、情報誌の配布やホームページの更新など、支援に必要な情報の周知を行うことで、適切な支援への情報提供に繋がった。	研修会等の実施は目標を達成しているが、より多くの方が参加できるよう継続的に、方法や手段の検討が必要である。	障がいに対する理解と支援力向上のためにより多くの方に参加に繋がる周知を図り、引き続き地域リハビリテーションの推進やノーマライゼーションの普及・啓発に取り組んでいく。	5	130	90	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ
13	心の輪を広げる障害者理解促進事業	障がいのある人とない人との心のふれあい体験を綴った「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、障がいに対する理解促進を図ります。	直営	応募作品数：25点	令和7年度応募作品数　27作品 （作文25作品、ポスター2作品） 作文、ポスターにおいて、静岡市代表作品が内閣府佳作を受賞。	目標の作品応募数に達することができた。高校生からの応募が多く、市立学校への周知が効果的であった。静岡市代表作品が内閣府佳作を受賞し、内容は充実したものだった。	小中学生の応募数が少数であること	引き続き効果的な周知方法を検討していく。	4	27	26	障害福祉企画課
14	心のバリアフリーイベント	障がいのある人との交流イベントを実施します。また、障害者週間（12月３日～９日）に市庁舎内で障がい者団体等を紹介するパネル展示と市街での啓発品の配布等の啓発活動を実施します。	その他	来場者アンケートで「障がいや障がいのある人について理解が深まった」と回答する割合：90%以上	12月の障害者週間に、パネル展示、啓発品の配布を実施した。またエスパルス、ベルテックスの試合で心のバリアフリー啓発動画の放映を行った。３月に心のバリアフリーイベントを開催した。	来場者アンケートで、「共生社会への理解が深まった」または、「少し深まった」と回答する割合が93.6%と目標値を上回った。	例年、青葉シンボルロードで開催しており、悪天候によるイベントの中止が懸念される。	イベントを分散し、屋内でも実施可能な講演、研修などの企画を考えていく。	4	1,500	957	障害福祉企画課
15	公共施設を活用した授産製品の普及支援	葵区・駿河区・清水区庁舎等の公共施設に自主製品の展示販売所を設置し、障がいのある人の能力、就労意欲の向上及び工賃向上を図ります。	その他	継続実施 （各区1箇所設置）	継続実施 （各区1箇所設置）	通常販売に加え、年２回季節のイベントを行うことで、購買機会の拡大に努め、授産製品の普及を図ることができた。	新規事業所をさらに増やし、自主製品の展示販売の活性化をしたい。	新規事業所を募集しつつ、今後も継続して、毎月各区１か所の自主製品展示販売所を設置し、購買機会の拡大に努めることで授産製品の普及を図る	4	―	―	障害福祉企画課
16	地域における障がいの理解促進事業	市政出前講座の実施等を通じ、地域における障がいへの理解を促進します。	直営	継続実施	市政出前講座の実施を２件行い、理解促進を図った。 また、障がい関係団体等と連携し、障害者週間（12月３日～９日）中に、障がいに関する理解促進啓発活動を実施した。	市政出前講座に対するアンケートにおいて、「理解できた」との回答が得られており、地域における障がいへの理解が促進されている。	出前講座の件数増加を図る等、一層の理解促進を目指していく必要がある。	講座の内容を随時見直すなど、需要を高めていく。	3	―	―	障害福祉企画課
17	人権啓発事業	人権の大切さ、人権尊重の理念を地域社会に広く浸透させるため、各種啓発事業を行う。	一部委託	啓発事業におけるアンケートで「人権についての関心が深まった」と回答した人の割合：90%	啓発事業におけるアンケートで「人権についての関心が深まった」と回答した人の割合：97.2%	こども園の児童から大人まで、様々な啓発活動を通じて多様性や人権の大切さを啓発することができた。	多様性を認める社会の意識を維持、向上させるためには啓発活動を継続させていくとともに、社会の感覚にあわせて啓発活動の内容を検討する必要がある。	今後も継続的に実施	4	5,178	4,594	社会的包摂推進課
18	道徳・人権教育担当者会	年２回、各小・中学校の道徳及び人権教育担当者を集めて、研修会を実施します。	直営	「いじめは，どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答する児童生徒95%以上	第１回研修会では、文部科学省から教科調査官を招き、道徳教育推進教師としてのわく割について理解を深めた。 第２回研修会では、道徳教育と人権教育を両輪にした講義・演習を行い、各校における実践を振り返るようにした。またその中で、教育活動全体を通した道徳教育が推進できるよう、全体計画別葉の効果的な作り方についても共通理解を図った。	全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童は97.4%、生徒は95.7%であった。 道徳教育推進状況調査において、「生命の尊さと自他の生命尊重」と「いじめ予防に係る内容項目」の授業実践を年度内に全学級で実施した学校は91%であった。	道徳教育推進状況調査において、全学級の命の尊さやいじめ予防等に係る授業実施が前年度より増加しているが、年間を通して計画的、継続的に実施することができていない。	道徳教育推進状況調査において、全学級の命の尊さやいじめ予防等に係る授業実施が前年度より増加しているが、年間を通して計画的、継続的に実施することができていない。	5	0	0	学校教育課 教育センター
19	福祉のまちづくりの推進（バリアフリーマップ関係）	施設のバリアフリー化を推進するとともに、ホームページ「Ｕ／Ｂぷら（ゆびぷら）」により市民に向けてユニバーサルデザイン・バリアフリー等への意識の啓発を図り、思いやりの心をもってお互いを尊重しあえるよう、誰もが自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができる住みよい福祉のまちづくりの推進に取り組みます。	全部委託	掲載施設数の追加　10件	掲載施設数の追加　５件	施設を追加掲載したことで、障がいのある方の外出時の不安（外出先のバリアフリー設備の有無等）解消に貢献した。	・民間からの投稿制であるため、マップの更新頻度が少ない。 ・啓発活動における他課との連携不足。	ホームページ「U／Bぷら（ゆびぷら）」から統合型GIS「しずマップ」へ移行したことについて、市民や民間事業者に周知を行い、掲載施設を増やす。	3	517	468	福祉総務課
20	児童虐待防止月間(11月)、オレンジリボンキャンペーン	児童虐待防止啓発活動を実施し、児童虐待防止の早期発見・未然防止への機運を高めます。	一部委託	事業廃止								こども家庭福祉課
21	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業	障がいのある人などで、周囲からの配慮を必要としている人が身につける「ヘルプマーク」や、災害時や日常生活の中で困ったときのために必要な情報を記載しておく「ヘルプカード」の配布・普及啓発を行います。	直営	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	令和7年度ヘルプマーク配布実績数1,781枚 （静岡庁舎等窓口配布1,735枚、静岡病院46枚） 令和６年度ヘルプカード静岡市版ヘルプカード配布実績数1,473枚	ヘルプマークの周知が進み配布数が伸び、ヘルプカードは必要とする方への配布ができ普及啓発を図ることができた。	ヘルプマークの啓発活動を推進し、ヘルプマーク及びヘルプカードを必要とする方に配布すること。	静岡庁舎等窓口と静岡病院の協力をもとに、引き続き、ヘルプマーク及びヘルプカード普及啓発を行う。	4	―	―	障害福祉企画課
22	「性の多様性」に関する啓発の実施	啓発パンフレット「にじいろＢＯＯＫしずおか」や「性の多様性に関する企業ガイドライン」を活用し、市民・企業向け出前講座の実施等を行います。	直営	市政出前講座実施回数：5回	市政出前講座実施回数：3回	受講した方の反応はおおむね好評であった。性の多様性を自分ごととして捉える機会ができたことで、多様性を認めることの重要性について御理解いただけた。	性の多様性を認め合うことの重要性を理解していただけるよう、受講者の年齢層等にあわせて、講座内容をブラッシュアップしていく必要がある。	今後も継続的に実施	3	0	0	社会的包摂推進課
23	生涯学習施設での多様性の尊重など社会的包摂の実現に資する講座等の開催	幅広い世代に対して、人権、多様性の尊重、障がい者理解、介護やこころの健康など社会的包摂の実現に資する講座等を開催します。	一部委託	全ての生涯学習施設（中山間地６施設を除く32施設）で社会的包摂の実現に資する講座等を年１回以上実施	・32施設中31施設で実施。 （清水区21施設中20施設、葵区・駿河区11施設中11施設で実施） ・該当事業の受講生満足度94.5%	社会的包摂の実現に資する講座を実施することで、広く市民に普及・啓発することができた。	参加者が少ない講座もあり、対象者に情報を届けることの難しさを課題に感じている。	引き続きHPや広報紙、SNSなどで広く講座の広報を行っていく。	4	指定管理料の一部	指定管理料の一部	生涯学習推進課

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円） 予算額	（10）事業費（千円） 実績額	
基本目標　　1：育む　～意識づくり～　多様性を認め合う心を育てます　【福祉教育】												
取組の視点１－２：支え合いの心を持ち、自分自身にもできることを探して行動します												
24	福祉教育の実施・推進	学童から高齢者を対象に福祉用具の見学・体験や講座等を通じて、健康福祉や障がいの理解を深め地域リハビリテーションの理念を推進します。	直営	講座開催数：20回以上（うち学校への福祉教育　10校以上）	小学校や高校、自治会等に対し、見学・体験や講座の実施。 （実績） 講座開催数：35回（175%） （内訳） 教育講座：16回 福祉教育：19回（12校）	福祉教育について、学習体験できる内容を明確化したメニュー表を提示したことにより、学校からの相談や依頼が想定数を上回った。また、教育講座ついては、アンケート結果や受講者の声を反映し。実技を充実させた講座内容に見直しを行った結果、高い満足度が得られた。	引き続き、事業目標が達成できるように事業周知を行っていく。	引き続き、関係機関との連携を図りニーズ把握や質の向上を図っていく。	4	669	394	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ
25	学校における福祉教育の実施	社会福祉協議会と連携しながら、地域のお年寄りや障がいのある方と交流したり理解を深めたりする教育活動を実施し、共生社会の実現に向けた福祉教育の促進を図ります。	直営	「人の役に立つ人間になりたい」と回答する子ども（小中平均）の割合：96%を維持								学校教育課
26	地域リハビリテーション推進に関する各種講座・研修等の開催	市民及び事業者等を対象に地域リハビリテーション推進に関する各種講座の開催や職員の派遣を行います。	直営	実施回数：25回	健康づくりに興味の市民グループや医療・介護業務に従事する専門職に講座を実施。 （実績） 実施回数：25回（100%） （内訳） 教育講座：14回 介護予防講座：11回	教育講座及び介護予防講座について、在宅介護をテーマにリハビリテーションの視点を活かした講話と実技を行い、介護技術を学ぶ機会につなげた。 講座内容を充実させた結果、高い満足度が得られた。	引き続き、事業目標が達成できるように事業周知を行っていく。	引き続き、受講者アンケート等を活用し、受講者ニーズに基づく講座の内容を実施していく。	4	911	366	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ
27	ユニバーサルデザインの普及	ユニバーサルデザインの基本理念に基づいた、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちづくりの推進に取り組みます。	直営	・ユニバーサルデザイン推進会議の実施	R6事業廃止							景観まちづくり課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円） 予算額	（10）事業費（千円） 実績額	
基本目標　　２：寄り添う　～しくみづくり～　一人ひとりが望む支援を届けます　【包括的支援】												
取組の視点２－１：一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します												
28	【重点】成年後見制度利用促進事業	判断能力が十分でない市民を法律的に支援する成年後見制度の利用促進を図ります。	一部委託	・報酬助成の実施 ・専門職による相談会　36回（３区×１回×12か月）	【精神保健福祉課】 報酬助成の実施（予算措置と各区への配当）	計画通り事業を実施し、概ね目標どおり達成することができた。	制度利用に係る関係機関の情報共有・連携促進に課題がある。	関係機関の連携に係る課題の棚卸・解決を進める。	4	①市長申立費用　2,924 ②報酬助成費用　94,712	①897 ②30,450	福祉総務課 障害福祉企画課 高齢者福祉課 精神保健福祉課
29	【重点】ヤングケアラー支援事業	本来大人が担うと想定されている家族の世話等を日常的に行っているヤングケアラーの負担軽減を目的とし、コーディネーターの配置や家事代行ヘルパーの派遣等を行う。	一部委託	支援前に比較し、「負担であったことが軽減した」と感じる子どもの割合100% 関係機関職員研修6回	・（継続相談者の）負担軽減率：100% ・相談受付件数：49世帯58人 ・研修実績：当センター主催６回 依頼のあった研修11回 ・ヘルパー派遣事業：28世帯 ・ピアサポート事業：1カ所9回 ・食支援：43世帯	・昨年度に比べ、把握したヤングケアラーの人数が増えており、研修をはじめとした周知啓発の一定の効果や食支援により支援を受けるハードルが下がったことの効果があると考えられる。	・「子ども若者育成支援推進法」の改正により、ヤングケアラーの定義が明確になった。若者世代も対象となったことから、こども世代に限らず、若者世代への把握に力を入れていくと共に大学、就労支援の関係機関や企業等へのさらなる周知啓発が必要といえる。 ・静岡市独自で実態調査ができていないため、個人の把握ができていない。	・潜在化しているヤングケアラーの把握のため、実態調査をはじめとし、アウトリーチ型支援に力を入れていく必要がある。	4	2,120	1,743	こども若者応援課
30	福祉有償運送の登録支援	通院、通所等における高齢者や障がい者など、移動制約者の輸送を確保することを目的として行われる福祉有償運送の登録について、その必要性や課題、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保などのアドバイスにより、参入団体への登録支援を行います。	直営	継続実施	・運営協議会の開催2回（R7.5　R8.1） （新規登録事業者2者 更新3者） ・事業者報告のとりまとめ ・事業者からの相談対応"	福祉有償運送が円滑に実施に貢献し、高齢者や障がい者などの移動制約者の輸送の確保に寄与した。	福祉有償運送登録について、制約が厳しいため敬遠や撤退する事業者がみられる。	引き続き事業者の登録や運営を支援していく。	4	242	200	福祉総務課 障害者支援推進課 介護保険課 精神保健福祉課 交通政策課
31	社会福祉法人及び社会福祉施設などに対する監査指導	社会福祉法人の適正な運営と社会福祉事業の経営を確保するため、所轄庁として法人に対する指導等を行います。また、社会福祉法人が経営する社会福祉施設が福祉に係る法令等に基づき適正に運営されているかどうかを確認し、指導等を行います。このほか、福祉事務所等の事務が各法令に基づき適正に行われていることを施行事務監査により確認します（施行事務監査は令和７年度に廃止）。	直営	継続実施	①社会福祉法人に対する指導監査：30法人 ②社会福祉施設に対する指導監査：36施設	年間計画に沿って監査を実施し、法人運営、会計処理及び各施設運営事務等において改善が必要な事項について是正するよう求め、改善報告や計画を受けることによって、各法人や施設における適正な運営に資することができた。	指導監査の実施にあたり、社会福祉法や財務会計等の専門的な知識が必要となるが、人事異動により早ければ2，3年で職員が異動となってしまうため、担当者が習得した知識や、経験に基づく専門性が蓄積されにくい。	新任者に対するOJT指導や、定期的な係内検討会のほか、各種研修の受講を継続的に実施していく。	4	490	436	福祉総務課
32	ライフサポート事業	在宅で生活する重症心身障がい児（者）の地域生活を支え、介護する家族の介護負担の軽減及び介護力の回復を図るため、通所施設でショートステイを提供する事業を実施する団体に対して補助を交付します。	補助金	継続実施	３事業所 （参考：R６年度４事業所）	・重症心身障害者（児）の家族を支えるサービスを提供する事業所への助成を適正に実施した。 ・補助対象者となることができる事業者に対するアンケートを実施した。	事業内容の周知 事業者アンケートの結果を踏まえたニーズ・課題の整理	・引き続き、適正な助成に努める。 ・事業者アンケートを踏まえた制度設計の実施	3	1,083	218	障害者支援推進課
33	障がいのある人に対する移動の支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援に要する費用の一部を助成します。	全部委託	実利用者数(月)：583人 提供時間数(月):5,329時間	実利用者数(月)：774人 提供時間数(月):6,363時間	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、ガイドヘルパーが外出のための支援を行い、利用に対する費用の一部を助成した。	引き続き、適正な助成に努める	引き続き、適正な助成に努める	4	178,811	176,959	障害者支援推進課
34	重度身体障害者在宅安心システム（緊急通報）	重度の身体障がいがある人の緊急時の不安軽減を図るため、緊急、火災、ガス漏れの通報機器を設置し、緊急事態の把握及び速やかな対応を民間警備会社に委託します。	全部委託	継続実施	利用者数９件 通報件数０件	警備会社２社に委託し、利用者の安否確認等を行った。	対応できる警備業者が限られている。	「障がい者共生のまちづくり計画」に従い、継続して事業を実施する。	4	594	318	障害者支援推進課
35	重度身体障害者住宅改造費補助事業	日常生活に支障のある身体障がいのある人が、住み慣れた住宅で安心して生活できるように、住宅改造費の一部を助成します。	直営	令和６年度末事業廃止								障害者支援推進課
36	障害福祉サービス事業所等の指定及び指導等	障害福祉サービス事業の指定申請について審査を行うとともに、指定障害福祉サービス事業所に対し、集団指導や実地指導を行います。	直営	継続実施	①事業所の新規指定 128事業所（135サービス） ②運営指導 201事業所（254サービス） ③集団指導 １回（令和８年３月）	・新規指定事業所が増加することにより、利用者の事業所選択にあたっての選択肢が多くなった。 ・運営指導及び集団指導の実施により、事業所の制度理解が向上した。	障害福祉サービス事業所等のサービスの質の確保	運営指導及び集団指導を通じて、各事業所のサービスの質の確保を図っていく。	4	1,008	700	障害者支援推進課
37	日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、障がいの種類と程度に応じて各種の生活用具の費用を助成します。	直営	継続実施	介護・訓練支援用具　132件 自立生活支援用具　556件 在宅療養等支援用具　93件 情報・意思疎通支援用具　190件 排泄管理支援用具　15,867件 居宅活動作補助用具　12件	ストーマ装具を中心に申請があり、その購入費用の助成を行った。	物価上昇の中、生活用具を必要とする障がいのある人が必要な時に購入できるよう、適正な助成に努める。	「障がい者共生のまちづくり計画」に従い、継続して事業を実施する。	4	219,747	208,267	障害者支援推進課
38	訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある人で、家庭の入浴設備では入浴が困難な人について、移動入浴車が家庭を訪問し、自宅で入浴サービスを行います。	全部委託	登録利用者数：84人	登録利用者数：96人	登録利用者数の目標値を達成し、かつ適正なサービスの提供ができた。	年々、利用者が増加している状況を踏まえ、今後も利用者が安定的にサービスを受けることができるよう適正な予算を確保する必要がある。	引き続きサービスを必要としている利用者が利用できるよう、各区支援課と協力して取り組んでいく。	4	70,364	64,850	障害福祉企画課
39	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、音声言語機能の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。	直営	派遣申請に対する派遣件数の割合：100%	派遣申請に対する派遣件数の割合：100%	すべての申請に対して派遣を行い、聴覚、音声言語機能の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通の円滑化を図ることができた。	利用者の高齢化や社会参加に伴い、申請内容が多岐にわたり、対応できる通訳者が少ない。より高いスキルがある通訳者を増やすため、通訳のスキル向上を図る必要がある。	引き続き依頼があった申請すべてに対応していく。	4	7,348	6,008	障害福祉企画課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
40	理容・美容サービス事業	介護保険で要介護３以上の認定を受け、寝たきり等の理由で外出が困難な高齢者に対して、年２回を限度として理容師又は美容師が訪問し、理美容サービスを提供します。	全部委託	申請に対し、適切に理容・美容サービス利用券を交付する	利用人数：367人 利用回数：369回	寝たきり等により、外出して理容・美容サービスを受けることが困難な在宅の高齢者に対するサービスの提供により、対象者に心身の安らぎを与えることができたとともに、その家族の福祉の向上を図ることができた。	サービスを実施する協力店が年々減少している。地域によっては、サービス協力店が一店舗もないところや、サービス協力店舗数が少ない地域があり、対象者がサービスを利用しづらくなっている。	サービスを実施する協力店が減少傾向にあるとともに、事業のニーズも低下していることから事業の見直しを検討する。	4	1,475	1,323	高齢者福祉課
41	はり・きゅう・マッサージ施術費助成制度	75歳以上の高齢者に対して、健康の保持を図るため、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成します。	全部委託	申請に対し、適切にはり・きゅう・マッサージ助成券を交付する	交付者数：2,707人	はり・きゅう・マッサージの施術費の一部を助成することで、高齢者の健康の保持と福祉の増進を図ることができた。	今後、高齢者人口の増加に伴い、事業費の増加が懸念される。	今後も施術者の協力のもと事業の効果検証を行い、助成額や対象者の見直しを検討する。	4	8,676	8,658	高齢者福祉課
42	高齢者紙おむつ支給事業	低所得者世帯に属する65歳以上の在宅高齢者で、要介護３以上又は特に排泄機能に支障があり、紙おむつが必要な要介護１、２の方に紙おむつ引換券を支給し、在宅高齢者の安らかな生活の確保と、介護者の経済的負担の軽減を図ります。	全部委託	申請に対し、適切に紙おむつ券を交付する	支給人数：1,795人 利用率：91.8%	紙おむつ引換券を支給することで、在宅高齢者の福祉の向上及び介護者の経済的負担を軽減することができた。	今後、高齢者人口の増加に伴い、事業費の増加が懸念される。	令和９年度以降「地域支援事業」の対象から外れる旨の通知が国からあり、事業継続にあたり新たな財源の検討を行う必要がある。	4	76,821	71,113	高齢者福祉課
43	あんしん住まい助成制度	65歳以上で、在宅での日常生活に支障がある介護認定を受けた高齢者が、手すりの取付や段差の解消など、バリアフリー化のための住宅改造を行う場合に、その費用の一部を補助します。	直営	申請に対し、適切に補助金を交付する。	R6で廃止							高齢者福祉課
44	認知症ケアパスの策定・普及	認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパスの作成・見直しを行い、普及を推進する事業を実施します。	直営	市域版認知症ケアパスの検討の実施	実施	市民目線のものに作り変えることで、より見やすい物へとなった。	事業や施策が変更・追加となった際には随時追加が必要。	毎年見直しを実施予定。	3	113	0	地域包括ケア推進課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円） 予算額	（10）事業費（千円） 実績額	
45	認知症疾患医療センターの運営	認知症の疑いのある人については、かかりつけ医等からの紹介により、速やかに鑑別診断を行う認知症専門の医療機関を運営していきます。また、認知症高齢者の増加を踏まえ、新たな整備について検討していきます。	全部委託	３箇所運営	３箇所運営	認知症専門の医療機関を運営を実施し、認知症の疑いのある人を速やかに鑑別診断につなげた。	地域の認知症医療従事者に対する研修や、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修を開催しているが、コロナ禍以降参加者が減少しており、参加者の募集に苦慮している。	運営を継続して実施する。	4	9,792	9,695	地域包括ケア推進課
46	高齢者の終活支援の実施	安心して最期の時を迎えられるように、終末期医療や死後の対応等について予め準備を行うことについての啓発を含め、支援を行います。	直営	実施	①エンディングノート：15,000部印刷 ②静岡市終活支援優良事業者認証：認証済みの２事業者に対して年１回のフォローアップを実施（令和７年度新規認証０件） ③終活情報の登録・伝達：登録24件・伝達０件 ④エンディングプラン・サポート事業：相談件数　延べ138件（終活相談延べ595件の内数）、申請４件、取下げ１件	①市民への周知や配布を行った。 ②認証済みの終活支援優良事業者は２事業者であり、認証機関は３年間だが、毎年度フォローアップを行い基準に適合しているかどうかの確認を行うことにより、市民の安全・安心が確保できている。 ③登録数はまだ少ないが、登録者からは事前にに登録しておくことにより安心感が高まった等の声が寄せられている。 ④市民が終活支援優良事業者と締結する死後事務委任契約について、一連の過程を市が見届けることにより、頼れる親族がいなくても安心して最期を迎えられるような環境づくりを行っている。	・エンディングプラン・サポートにおいては、対応相談件数や個別支援計画作成件数の増加に伴い、当課マンパワーの必要性も増していくことが大いに想定される。 ・終活支援優良事業者との契約には一定の費用負担が発生するため、低所得者等は利用しにくいなどの声がある。 ・職員による出前講座の開催、地域包括支援センターでの研修、各種団体の個別相談会への参加等を通じて市の終活支援や終活そのものに関する周知に努めてきた一方で、「終活について必要性を感じているが、特に取り組んでいない」といった市民が約４割おり、必要性を感じている市民に終活を実践してもらうためにも、周知・広報については引続きの課題である。	・今後、相談件数が増加していけば関係機関との連携や組織体制の強化を検討する必要がある。 ・国の施策展開の動きを踏まえ今後の市の対応を検討していく。 ・市民に終活の必要性を理解してもらうため、引続き周知・広報の機会を増やしていく。より多くの市民が終活を実践できるよう、関係団体等とも連携しながら、デジタル機器のパスワード整理等に関する「デジタル終活」のほか、「空き家」、「頼れる身寄りのいない高齢者」など、終活に関連する個別のテーマに主眼を置いた講座や研修の実施を計画している。	4	7,475	4,144	地域包括ケア推進課 安心感がある温かい社会推進課
47	福祉用具・住宅改修支援事業	リハビリ専門職員が所内に展示している福祉用具・自助具や住宅改修シミュレーション室等を活用し、相談・情報提供等を行います。	直営	延相談件数：200件	福祉用具・自助具や住宅改修シュミレーション等を活用した相談及び情報提供の実施。 （実績） 延相談件数：157 件(78%)	リハビリの専門職が、複合的な課題を有する困難事例等に対して、関係機関と連携を図りながら、福祉用具やシミュレーション室等を活用した助言を行い課題解決に繋がった。	簡易な相談内容に関しては減少傾向にあり、計画値に対して78%の達成率となったが、複合的な問題を抱える困難ケースに関してはR6の相談件数に比べ増加している。引き続き相談者や関係機関のニーズを把握し、要望に応じた相談対応や福祉用具の展示等を行っていく。	相談者アンケート等によるニーズ調査を行い、市民の要望に応じた福祉用具展示及び支援体制に繋げる。 引き続き、地域包括支援センター等の関連機関に施設パンフレット等を配布し周知を図る。	3	538	420	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ
48	こんにちは赤ちゃん事業	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に、保健師・助産師・赤ちゃん訪問員が訪問し、子育てに関する情報の提供並びにその保護者の心身の状況を把握し、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行います。	委託	訪問率：100%	訪問率　98.0% 訪問件数　3.494件 （転入妊婦分含む）	未訪問者への電話勧奨等の徹底を図り、一定の訪問率を維持した。	未訪問者へ電話等による勧奨など、訪問率の向上を図る必要がある。	児童福祉法に基づき実施する事業のため継続し、子育ての孤立化防止、必要な情報提供、適切なサービスへ結びつけ、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。事業に必要な知識の向上又は技術の習得を図るため、研修を実施する。	4	11,521	10,483	こども家庭福祉課
49	難病患者等介護家族リフレッシュ事業	在宅で人工呼吸器を使用している又は気管切開により頻繁に吸引を必要とする難病患者等を介護する家族の介護負担の軽減を図るため、訪問看護等を実施します。	全部委託	委託事業者数 ２施設	委託事業者数　６施設 利用者数　３人 事業実施回数　23回	Ｒ６年度に比べ、委託事業者数が２→６施設に増加、利用者数は２→３人に増加、事業実施回数は９→23回に増加し、難病患者介護家族の介護負担軽減に寄与した。	委託事業者数確保のため、本事業を広く周知する必要がある。 事業利用対象者の特性から、窓口、郵送以外の申請方法を検討する必要がある。	本事業の委託事業者及び利用者の増加に向けて、市ホームページ等を通じて広く事業を周知する。	4	720	547	保健所総務課
50	一時預かり事業	保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、認定こども園、幼稚園その他の場所において、一時的に預かりを実施します。	【こども園課】直営 【幼保支援課】 全部委託 【こども未来課】 全部委託	【こども未来課】 14,800人 【こども園課・幼保支援課】 幼稚園利用 172,061人 その他利用 40,509人	【こども未来課】 静岡中央・清水中央子育て支援センターの２か所で一時預かり事業を行った。 静岡中央：6,480人/清水中央：3,973人 計：10,453人 【こども園運営課】 保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、市立こども園において、一時的な預かりを実施した。 幼稚園利用　6,009人/その他利用　5,481人 （その他利用内訳） 市立こども園　1,022人 待機児童園　4,459人 【幼児教育・保育支援課】 幼稚園利用　175,966人 その他利用　16,602人	【こども未来課】 ・目標を下回ったものの、利用者のニーズに沿い、適切に事業を実施している。利用予約時に利用が叶わない希望者については、託児希望理由を聞き可能であれば別の時間帯での理由を進めるなど、丁寧な対応を行っている。 【こども園運営課】 実施するすべてのこども園等において、一時預かりのニーズに概ね対応することができた。 【幼児教育・保育支援課】 実施するすべてのこども園等において、一時預かりのニーズに概ね対応することができた。	【こども園運営課】 保育教諭の不足により十分な受入れができない園があった。	【こども園運営課】 保護者のニーズに少しでも対応できるよう、保育教諭の人材確保に努める。 【幼児教育・保育支援課】 引き続き保護者等のニーズに合わせた体制を整えていく。	4	【こども未来課】 121,949 【幼児教育・保育支援課】 226,571	【こども未来課】 141,893 【幼児教育・保育支援課】 219,515	こども未来課 こども園運営課 幼児教育・保育支援課
51	子育て支援ヘルパー派遣事業	母親が出産直後や多子家庭で家事・育児を行うことが困難な家庭、又は妊娠中体調不良の方に、家事・育児の支援を行うことにより、子育ての負担の軽減や育児不安の予防を図ります。	委託	登録者数：360人	登録者数：252人	家事、育児の支援を希望する人にヘルパーを派遣し、子育ての負担軽減や育児不安の予防が図れた。	利用可能なサービス、事業者の拡大を求める声がある。	提供するサービス内容などについて検討する。	3	2,859	1,958	こども家庭福祉課
52	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	育児疲れ・育児不安等の解消、児童の虐待防止及び子育て家庭への支援を図るため、児童福祉施設等において短期入所を実施します。	委託	市内３カ所で実施	市内３か所で実施	児童福祉施設等において短期入所を実施し、子育て家庭への支援が出来た。	受入施設には定員等があり、必ずしも希望とおりに利用が出来るとは限らず、利用実績の変動が大きい。	施設等を新しく設けることは困難であるが、関係機関と協力して事業を実施していく。	3	1,342	20	こども家庭福祉課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円） 予算額	（10）事業費（千円） 実績額	
53	バリアフリー法等に基づく建築物の整備の促進	バリアフリー法や静岡県福祉のまちづくり条例などに基づき、公共施設や民間事業者が公共性の高い施設を計画する際は、高齢者や障がいのある人など誰もが利用しやすい施設の整備を推進します。公共施設については、市公共建築整備指針及びマニュアルに基づくチェックシートの活用及び庁内関係課に対する説明会を開催します。民間事業者については、市ホームページへの関係法令の掲載により制度を周知します。	直営	60%	「設置費が高額になりやすいエレベーターや手すり等を除いた９項目の適合率」 62.3%（令和７年度末時点）	・令和７年度の「設置費が高額になりやすいエレベーターや手すり等を除いた９項目の適合率」は62.3%となり、事業目標を達成した。 ・公共施設や民間事業者が公共性の高い施設について、高齢者や障がいのある人など誰もが利用しやすい施設の整備を推進できた。	・適合率向上に向けた啓発	・福祉のまちづくり条例は、バリアフリー法とは違い、適合を義務化しているものではないため、届出を通して小中規模の民間施設に対してバリアフリーの理解を深めていただき、少しでも施策に取り組んでもらうことが重要であり、市としても引き続き事業者に対してフォローしていく。	4	―	―	建築安全推進課
54	家具等固定推進事業	地震時の家具等の転倒防止対策として、高齢者のみの世帯や、重度の障がいのある方が同居する世帯における、家具等の固定費用の助成を行います。	補助金	10件/年	補助件数：８件	・木造住宅耐震事業やブロック塀等耐震化促進事業の申請者に家具等固定推進事業のチラシを配布することで制度を周知しており、申請者の増加に繋げている。	・家具固定事業のみのニーズが減少している。	・事業の見直しにより、令和７年度をもって事業を廃止した。	3	120	82	建築安全推進課
55	がん末期在宅介護支援事業補助金	末期がんの方が、経済的に安心して在宅介護に必要なサービスを受けられるよう費用の一部を助成します。	直営	事業の実施（不適切な支給なし）	申請の問合わせ、相談はあったが、令和７年度は補助要件を満たす対象者はなかった。	要介護（要支援）認定の結果が非該当となったがん末期患者の在宅サービス利用の確保を図るための事業で、事業継続により、自宅で終末期を過ごす支援となっている。	がん末期患者、市民税非課税者、介護認定非該当者等の要件を満たす対象者が少ない。	終末期に経済的不安から必要最低限の介護サービスを使えないことがないよう現状の分析や効果的な事業の在り方を検証していく。	4	188	0	介護保険課
56	医療的ケア児等支援事業	医療的ケア児や重症心身障がい児（者）が、ライフステージに応じた必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が連携した支援体制を整備します。	直営	医療的ケア児等支援協議会の開催回数年4回	年4回協議会実施	・医療的ケア児等の把握のための取組、ショートステイに関する取組、こども園での受け入れガイドラインの策定等に関しての協議を実施。	医療的ケア児を各施設で受入れるだけでなく、より良い受入体制や相談体制に関する協議が必要。	庁内各部局と連携し、必要に応じて協議会を実施することで継続した検討の場を設ける。	4	448	280	障害福祉企画課
57	医療的ケア児等コーディネーター配置業務	医療的ケア児と重症心身障がい児者が安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる。	全部委託	２人工配置	２人工配置	・医療職、福祉職の２人工を配置し、こども園および学校への入園入学を支援。 ・保護者や保健福祉センターへの医ケアコーディネーターの周知を実施。 ・小学校入学を見据えた計画的な支援体制整備のための未就学児調査を実施。	医療的ケア児に関係する相談機関や行政各部署との役割分担及び、地域の相談支援のネットワーク構築等、体制に関して検討が必要。	継続してコーディネーターを委託により配置しつつ、市内の相談支援体制整備に取り組む。	4	13,218	13,134	障害福祉企画課
58	若者を対象としたＤＶ防止対策の実施	若年層に対して、お互いを尊重する関係を築けるよう、デートＤＶ防止の啓発を進めます。	委託	講座の開催	講座の開催	講座の受講を通じ、受講者がお互いを尊重する関係を築くためにデートDVについての理解が深まり、知識を習得することができた。	デートDVについての理解や認識が足りていないため継続して周知していく必要がある。	今後も継続的に実施	4	指定管理料に含む	指定管理料に含む	社会的包摂推進課
59	日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない市民に対し、日常的金銭管理や福祉サービスの利用手続等を支援します。	補助金	415件	424件	目標契約件数に対し、102%の契約件数を達成することができた。	事業を必要とする人に情報が届くよう、更なる情報発信が必要。	各種研修、民生委員や介護事業者への事業説明を通じて、情報発信を積極的に行う。	5	82,762	82,762	福祉総務課
60	障害者差別解消法への対応	法律に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進するよう、相談窓口を設置し対応するとともに、障がい当事者や民間事業者等を一緒に、合理的配慮のあり方を考えます。	直営	法への適切な対応	障がいを理由とする差別に関する相談への対応を行った。	障がいを理由とする差別に関する相談に随時対応し、事案の収集につなげることができているため。	関係部署との法的理解を促進し、法への適切な対応、障がいを理由とする差別の解消を推進する必要がある。	引き続き、障がいを理由とする差別に関する相談に随時対応する。	4	―	―	障害福祉企画課
61	障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応とその後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいのある人等の福祉・医療・司法に関連する職務に従事する者又は関係団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。	一部委託	【障害福祉企画課】 虐待防止センター箇所数：11ヶ所 虐待一時保護協定施設数：５ヶ所 法制度周知のための研修会等開催回数：１回 【精神保健福祉課】 精神科病院における虐待対応の整備	【障害福祉企画課】 虐待防止センター箇所数：11ヶ所 虐待一時保護協定施設数：５ヶ所 法制度周知のための研修会等開催回数：２回 【精神保健福祉課】 精神科病院における虐待対応の整備実施	【障害福祉企画課】 年間を通して虐待防止センターを開設し、協定施設と連携することで、虐待発生時に適切な対応ができている。また、研修会を２回実施し法制度の周知を行うことができた。 【精神保健福祉課】 精神科病院における虐待通報に係る対応手順を整理。あわせて課職員に役割や通報受理後の手順を共有し、組織としての対応を整備したことによって、全ての通報に早期対応をした。	【障害福祉企画課】 支援体制をより充実させるため、行政と虐待防止センターの円滑な連携に向けた取組や事業所内での虐待防止に継続して取り組んでいく必要がある。 【精神保健福祉課】 体制整備後の運用や職員への周知・理解の定着には引き続き取り組む必要がある。 法改正後、医療機関への行政措置を必要とする事例の発生がなく経験値が少ないため、発生時における組織対応力に不安が残る。	【障害福祉企画課】 行政と虐待防止センターの連携強化及び事業所に対する法制度周知のため研修会を継続していく。 【精神保健福祉課】 事例発生時を想定した対応手順の確認を行い、実践経験が少ない中でも速やかで適切な組織対応が可能となるよう、対応力の底上げを図る。	4	0	0	障害福祉企画課 精神保健福祉課
62	高齢者虐待防止策の推進	高齢者に対する虐待内容が複雑化していることから、関係機関との更なる連携を図っていくとともに、虐待防止策を推進するため、一般市民や介護事業者等への講習会・研修会などの啓発活動を並行して実施していきます。	一部委託	高齢者が虐待防止ネットワーク運営委員会開催：２回 高齢者虐待事業の周知啓発：パンフレット配付、広報掲載 虐待防止研修会・講演会の開催：２回	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会開催：１回 高齢者虐待事業の周知啓発：パンフレット配付、広報掲載 虐待防止研修会・講演会の開催：２回	・運営委員会は高齢者虐待防止ネットワークの体制が整ってきたことから年１回の開催とし、関係機関と現状の情報共有や意見交換を行うことにより連携を図った。 ・パンフレット配付や広報掲載を行うとともに、虐待防止研修会・講演会を実施し、一般市民や介護事業者への高齢者虐待防止普及啓発を推進することができた。 ・関係機関との連携により一時保護が必要な案件について、全件保護することができた。	高齢者虐待の要因は複雑化しており解決に時間を要する案件も増えているため、虐待防止のための啓発や早期対応のための関係機関の連携が一層必要となってくる。	虐待防止のための効果的な啓発方法について検討するとともに、引き続き運営委員会の開催等により関係機関の連携強化を図っていく。	4	4,474	4,212	地域包括ケア推進課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
63	生活困窮者自立相談支援事業	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者からの相談に応じ、困窮者に応じた必要な情報の提供及び助言を行い、又、当該生活困窮者に合わせた支援計画を作成し、寄り添い型の支援を実施します。	委託	支援終結した者の内、自立した件数：60件	支援終結した者の内、自立した件数：７２件	・自立相談支援機関において、相談者の状況に応じたプランを作成し、適切な支援が実施され、相談者が生活困窮状態から脱却することができた。	・相談者に対して、適切な支援を実施することで、自立件数のさらなる増加を図る必要がある。	・生活困窮者が早期に暮らし・しごと相談支援センターにつながるようにするため、庁内外の関係機関へ事業周知をするとともに連携の強化を図る。	4	47,753	47,689	福祉総務課
64	発達障害者支援事業	自閉症スペクトラム障害、学習障害（ＬＤ）、注意欠如・多動性障害（ＡＤＨＤ）等の発達障がいのある人の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の充実を図ります。	全部委託	設置箇所数：１ヶ所 相談件数：2700件 巡回支援機関：30ヶ所 ペアレントメンター等養成研修実施回数：６回	設置箇所数：１ヶ所 相談件数：1918件 巡回支援機関：29ヶ所 ペアレントメンター等養成研修実施回数：６回	発達障がいのある人の支援について、本人や家族に対する直接支援や関係機関への助言などを実施し、静岡市全体の地域づくり等を実施できている。	子育て支援センターやこども園、学校等で軽微な相談については対応が可能となったことで、相談件数が減少している。その一方で問題が重篤化した人への支援ニーズなどの増化があり、令和7年度に発達支援センターのあり方の検討を行った。	令和7年度の検討を基に、令和8年度では、困難ケースへの対応強化やコンサルテーションの充実、地域課題へ更なる取り組み等発達障害者支援センターの機能強化を図っている。	4	61,711	61,370	障害福祉企画課
65	地域包括支援センターの運営、機能強化	地域包括ケアシステムの中核的役割を担う地域包括支援センターは、総合相談業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの４業務に加え、総合事業、認知症施策、医療と介護の連携などの事業も連携して実施していきます。機能強化としては、高齢者人口の増加等に伴う職員増員を図る他、職員の資質向上を図るための研修の充実を図ります。さらに、各地域包括支援センターの総合調整を図るため、基幹的機能を担い、地域包括支援センターの資質向上を目指します。	全部委託	センター設置数：29センター	センター設置数：29センター	地域における身近な高齢者の総合相談窓口として、高齢者等に関する幅広い相談をワンストップで受付け多職種と連携しながら高齢者が抱える課題の解決に向けた支援を実施できた。 また、地域包括支援センター職員の資質向上のために、事例を交えた研修を実施している。	年々相談件数が増加しており、特に複雑化・複合的な課題を持つ高齢者の相談が増加している。	他機関と連携しながら地域の高齢者の相談窓口として引き続き地域包括支援センターを運営していく。	4	901,857	900,568	地域包括ケア推進課
66	教育支援センターの運営	不登校児童等が学校生活に適応するための指導を行うことにより、将来の社会的自立を支援します。一人一人の課題克服を目指した支援をするために、「人とのかかわり」「やりぬく気持ち」「規則正しい生活」「学習への興味や関心」の四つを重点とし、日常生活の指導や社会体験学習（自然体験、社会体験など）を行います。	直営	不登校改善率76.7%	・開級日：180日 ・通級者数：48名 ・のべ通級者数：2713名 ・自然体験教室：１回 ・通級生不登校状況改善率：75.0%	・年間を通し、開級することができ、多くの通級生を受け入れることができた。また生徒本人や保護者のニーズに沿った運営を行うことができたが、不登校改善率の目標は達成することができなかった。	・中学生に比べ、小学生の利用者数が少ない。	・小学生を対象としたグループ活動を取り入れることで段階的な復帰支援を行い、利用者数の改善率を高める。	3	8,623	7,921	学校教育課
67	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対して、専門的資格を有する訪問員等がその家庭を訪問し、養育に関する指導・助言、家事援助などを行います。	直営	必要な家庭への完全実施	33世帯に実施	養育支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対して、適時支援を実施できた。	事業の対象となる家庭の背景がより複雑化しており、関係機関との連携を一層強化して展開する必要がある。	訪問員連絡調整会議や研修会も併せ、継続実施。	4	2,702	1,539	こども家庭福祉課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円） 予算額	（10）事業費（千円） 実績額	
68	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭や父子家庭の精神的支援や生活の安定を図るため、児童が悩みを気軽に相談できる大学生等（ホームフレンド）を派遣して、生活面での指導を行います。	一部委託	必要な対象者への完全実施	総派遣回数24回	必要な対象者へ完全実施済み	近年社会情勢の変化によりニーズが少なくなってきた	令和７年度末で事業廃止済み	3	568	565	こども家庭福祉課
69	こころの教育支援事業	いじめや不登校等に対応する生徒指導主任等が受け持つ授業を代わりに担当する非常勤講師の配置と保健室登校等に対応するパート看護師の配置を図ります。	直営	12支部の各支部に約２名、合計24名の非常勤講師の配置 2支部当たり各１名、合計６名のパート看護師の配置	市内12支部、36校に非常勤講師を配置した。 また、2支部当たり各１名、合計６名のパート看護師を配置した。	生徒指導主任や担任が別室登校児童に関わる時間を生み出し、８０％以上の改善傾向がみられた。また、いじめられ傾向の児童への関りから、７０％以上の改善が見られた。	配置による効果が大きいが、課題を抱えている児童生徒は多くおり、当該非常勤講師の役割は大きい。勤務時間数を増やしてほしいとの要望が各学校から多くある。	引き続き同事業を実施し、未配置校への配置や配置校の時間増などの拡充を検討していく。	4	55,824	54,291	教職員課
70	スクールソーシャルワーカー活用事業	小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒に必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図ります。	直営	小中：スクールソーシャルワーカー：１３人 高：２人	小・中学校では、スクールソーシャルワーカーを14人任用し、拠点校及び派遣校において、福祉的な課題を有する児童生徒の支援を行った。 ※対応回数4,189回	スクールソーシャルワーカー対応した総児童生徒数1,139人2,238件のうち1,141件（約51％）で好転が見られた。 子どもの貧困に関わる支援では、スクールソーシャルワーカーが継続して支援している235件中141件(約60%)に好転が見られた。	学校が福祉的な支援が必要だと考え、スクールソーシャルワーカーにつなごうとした家庭の中には、支援を断る家庭もあり、スクールソーシャルワーカーによる支援につなげるのが困難な家庭がある。	スクールソーシャルワーカーと学校が連絡を密にし、支援ニーズのある家庭に継続的支援し、積極的にアウトリーチを行う。	4	小中 27,708 高 610	小中 25,700 高 375	児童生徒支援課 教育総務課
71	生活困窮者子どもの学習支援事業（家庭支援員派遣）	生活保護世帯の高校進学率が全体の進学率と比べ低いため、生活保護受給世帯、生活困窮世帯の自宅等へ訪問し、親及び子どもとの面談を通し、進路についてのカウンセリング、家庭学習の支援等を行います。	委託	対象世帯への家庭支援員の訪問実績：240回/年	対象世帯への家庭支援員の訪問実績：369回/年	小学校５年生から高校生及び高校生世代までの子どもがいる世帯を対象に定期的な訪問支援（家庭訪問・関係先訪問）、連絡支援（家庭訪問・関係先訪問）による支援を行った。	なし	・引き続き事業を実施し、支援対象者拡大のため事業の周知を図る。	4	3,000	3,000	福祉総務課
72	住居確保給付金事業	生活困窮者のうち、離職、自営業の廃業又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就労機会の減少によって経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失の恐れがあるものに対し原則３か月最長９ヶ月の家賃相当額を支給する事業を実施します。	直営	住居確保給付金を支給し、就労支援したことによって、経済的に自立する割合：65%	住居確保給付金を支給し、就労支援したことによって、経済的に自立する割合：52.3% 常用就職者数８人/支給決定件数等15人	住居喪失の恐れがある方に対して給付金の支給と就労支援を実施した。	・給付金の支給とともに、経済的に自立する割合のさらなる増加を図る必要がある。	・法改正による、対象者の増加に対して適切な支援を実施していく。	3	1,585	1,142	福祉総務課
73	ひとり親及び生活困窮世帯への学習支援事業	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもを対象として居場所を提供し、学習支援・生活支援を行います。	委託	実施箇所ごとの支援回数：48回	延べ利用者数6,062人 延べ支援回数860回	前年度高校進学率100% 年度末に実施したアンケートでは、参加したこどもの90%以上が、参加することが楽しく、会場を安心できる場所と回答した	支援会場数が足りていない	支援会場数の増設 体験学習の導入検討等	3	45,381	45,380	こども家庭福祉課
74	児童等相談支援	家庭や地域、その他機関等から、子どもに関する様々な相談に応じると共に、子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、必要に応じた対応を行います。	直営	子どもの最善の利益のために ・相談内容に応じた診断及び指導等の実施率：１００％ ・児童虐待を疑われる場合の４８時間以内の安否確認：１００％	子どもの最善の利益のために ・相談内容に応じた診断及び指導等の実施率：１００％ ・児童虐待を疑われる場合の４８時間以内の安否確認：１００％	・増加している児童虐待相談等に対して、適切に助言、指導、措置等の対応ができている。	なし	継続して家庭や地域、その他機関等から、子どもに関する様々な相談に応じると共に、子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、必要に応じた対応を行う。	5	55,012	47,169	児童相談所
75	認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期から関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした事業を実施します。	一部委託	検討委員会開催：２回実施	検討委員会開催：２回実施	認知症の人やその家族に早期から関わり支援を実施できるよう「認知症初期集中支援チーム」を配置し、支援体制の構築に寄与した。	計画どおり実施。	引き続き「認知症初期集中支援チーム」の活動について検討していく。	4	6,936	3,908	地域包括ケア推進課
再掲21	【再掲】ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業	障がいのある人などで、周囲からの配慮を必要としている人が身につける「ヘルプマーク」や、災害時や日常生活の中で困ったときのために必要な情報を記載しておく「ヘルプカード」の配布・普及啓発を行います。	直営	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	令和7年度ヘルプマーク配布実績数1,781枚（静岡庁舎等窓口配布1,735枚、静岡病院46枚） 令和６年度ヘルプカード静岡市版ヘルプカード配布実績数1,473枚	ヘルプマークの周知が進み配布数が伸び、ヘルプカードは必要とする方への配布ができ普及啓発を図ることができた。	ヘルプマークの啓発活動を推進し、ヘルプマーク及びヘルプカードを必要とする方に配布すること。	静岡庁舎等窓口と静岡病院の協力をもとに、引き続き、ヘルプマーク及びヘルプカード普及啓発を行う。	4	―	―	障害福祉企画課
76	移動販売車から先への配送支援事業	オクシズ地域の買い物に関する課題解決に向け、地域と連携し、日常の買い物を担う移動販売車が訪問しないエリアまで食品等を届けられる仕組みを構築。	直営	各地域での事業実施	自治会等と連携した買い物支援の実施	玉川・大川地区での運行で、延べ54人が利用。地域の買い物支援として定着し、効果が生じている。	実施するにあたっての担い手の確保。	地域への働きかけを続け、他地域での導入を支援。	3	810	42	中山間地振興課

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）	
										予算額	実績額

基本目標　　２：寄り添う　～しくみづくり～　一人ひとりが望む支援を届けます　【包括的支援】

取組の視点２－２：悩みや困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できる仕組みをつくります

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
77	身体障害者住宅相談事業	日常生活に支障のある身体障がいのある人が、安心して生活ができるよう、住宅改造に関する相談支援を行います。	全部委託	相談件数：45件	令和６年度末事業廃止						障害者支援推進課	
78	相談支援事業所等における退院支援体制の確保	精神科病院に入院している医療保護入院者等の地域生活への移行を促進するため、相談支援事業所に退院支援専任職員を配置します。	全部委託	実施箇所数：３か所	実施箇所数：３か所	入院患者への退院意欲喚起や、退院後の地域定着の一助を担っている。	なし	廃止	4	指定管理料の一部	指定管理料の一部	精神保健福祉課
79	婦人保護事業	配偶者や恋人などからの暴力の被害者等、支援を要する女性からの相談に応じ、必要な助言、指導を行います。	直営	相談件数：800件/年	相談件数：825件/年	支援が必要な女性からの相談に応じ、必要ような支援を実施した。	課題が複雑化しており、職員の対応能力向上を図る必要がある。	各区の事例等や相談記録の記載方法等について各区で共有できるように打ち合わせ等を実施した他研修への積極的な参加を促し、職員の能力の向上を図る。	4	205	144	福祉総務課
80	障害者相談員設置事業	身体・知的障がいのある人やその家族が身近な地域で気軽に相談できるように、身体・知的障がいのある人の保護者等が相談員として相談事業を実施します。 また、聴覚障がいのある相談員が、毎月定例日に区役所にて、聴覚に障がいのある方等の各種相談に応じます。	全部委託	相談対応率100％ （関係機関への紹介を含む）	相談対応率100％ （関係機関への紹介を含む）	年間を通じ、相談対応率100％を実現できた。	相談員の高齢化による世代交代	相談員の世代交代について、推薦団体へ働きかける。	4	1,267	1,123	障害福祉企画課
81	障害者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供、助言、その他権利擁護のために必要な支援を行います。また、相談支援事業の円滑な実施を図るため、専門的な能力を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。	全部委託	相談支援事業実施箇所数：11ヶ所 機能強化事業実施箇所数：10ヶ所	相談支援事業実施箇所数：11ヶ所 機能強化事業実施箇所数：10ヶ所	年間をとおして予定どおり事業所を開設し、事業を実施できた。	人材不足及び業務量過多	地域とともに市内相談支援体制の見直し、改善点等を検討していく。	4	135,280	133,759	障害福祉企画課 精神保健福祉課
82	介護相談員派遣事業	介護保険施設等の入所者のサービス利用に係る疑問、不満、不安等を解消し、苦情に至る事態を未然に防止するとともに入所者の立場にたったサービスの質の向上を目指すため、介護相談員を派遣します。	直営	事業実施に対する事業所のアンケート結果（効果があるとの回答割合）：70％以上	・施設アンケートの受入効果有の回答率76.3% ・派遣施設130 ・介護相談員情報交換会　２回 ・現任研修への派遣　５名	事業所のアンケート結果で、「利用者は派遣を待ち望み、職員も緊張感をもって取り組めるよい機会」と回答があり、サービスの質の向上に繋げることができた・	派遣先によっては、認知症の方への接し方を学ぶ必要がある。	引き続き相談員の派遣を積極的に行い、事業を継続していく。	4	12,819	10,038	介護保険課
83	センター職員による相談支援事業	身体や知的に障がいがある人や身体機能の低下した高齢者等が抱える地域生活におけるニーズに対し、適切な支援が行われるために相談支援を行います。	直営	相談者満足度：98％	相談者満足度：96% （延相談件数：196件）	リハビリや介護に関する相談について、リハビリ専門職が個別に相談内容を聞き取り適切な助言指導を実施した。	引き続き、高い満足度が得られるよう相談対応に取り組む。	引き続き、関係機関等へ施設パンフレットを活用して周知を図る。	4	174	166	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ
84	保健福祉センターにおける相談事業	保健・福祉・医療に係る来所相談を受けるとともに、必要に応じて他の機関との連携を図り、継続的な支援（フォロー）を行います。	直営	継続実施	・０歳児及び６か月児育児相談：4,801件 ・来所相談（保健福祉センター窓口相談）：6,466件	・乳児（０歳児及び６か月児）の保護者からの育児相談に対応し、保護者の育児不安軽減に務めた。また、育児に自信が持てるよう支援した。 ・成人からの相談内容を傾聴し、必要に応じ、助言や関係機関へ繋ぐ等支援した。	・継続的な支援を必要とする相談者や、重層的な問題を抱えている相談者が増えている。	・相談から地区担当の継続的な支援に繋げるとともに、より一層、福祉や医療との連携を図り、支援体制の構築に努める。	4	0	0	各健康支援課
85	電話相談事業 （てるてるハート） 【令和2年度から名称変更】	メンタルヘルスに関する市民や家族の電話相談を実施します。	直営	継続実施 （月～金の午後１時から午後４時）	年末年始祝日を除いた月～金の午後１時から午後４時まで、年間242日、メンタルヘルスに関する電話相談を実施した。	年間242日電話相談を実施し、総件数955件の電話相談を受けた。	相談内容の対象をメンタルヘルス全般としているため、相談内容が多岐にわたり複雑化している。電話相談の特有性をふまえ、相談員の対応力の向上を図る必要がある。	・電話相談員との定例会において困難ケースを共有し事例検討を行う。必要に応じミニ講義を行うなど、相談員の対応力が向上にするように工夫して定例会を開催する。 ・令和８年４月より週２回（火・木）依存症相談を実施する。	4	2,493	2,448	こころの健康センター
86	難病患者地域支援対策事業	在宅の難病患者及びその家族の療養生活の支援を行うため、保健師等が自宅を訪問し、日常生活についての相談や情報提供を行います。また、その支援について医師、事業者等で構成する評価委員会において検討をします。	直営	評価委員会の開催回数:３回	評価委員会の開催回数:３回	評価委員会で策定した計画をもとに、対象者に対して必要な支援を実施することができた。	他市町村の実施方法を参考に実施内容等を検討する必要がある。	事業の実施方法を見直し、事業回数を削減した形で実施していく。	4	242	92	保健所総務課
87	難病患者等医療相談事業	難病患者とその家族等を対象に、専門医による難病医療講演会や相談会を開催します。	直営	医療相談会の開催回数:３回	医療相談会の開催回数:２回 参加者数:10組15人 難病医療講演会の開催回数:１回 参加者数:52人	【医療相談会】 患者、家族が専門医に治療や療養生活について相談することができ、患者、家族からは参加してよかった、参考になったという声が聞かれた。 【難病医療講演会】 事後アンケート結果 ・大変良かった、良かったと回答した参加者が80％	他機関、他市町村の実施方法を参考に医療相談会、難病医療講演会の開催方法について検討し、必要に応じて見直しを図っていく。	事業の実施方法を見直し、事業回数を削減した形で実施していく。	4	235	136	保健所総務課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績						（18）所管課		
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円） 予算額	（10）事業費（千円） 実績額	
88	保健所における精神保健福祉相談	精神障がいに関して本人や家族からの相談に対応します。（精神科医による定例相談、酒害相談、精神保健福祉相談）	直営	年間スケジュールに基づいた実施	年間スケジュールに基づき、各区で定例相談、酒害相談を実施。	受診や専門機関への相談に繋がり、精神障害者の自立及び社会参加の促進に繋がる。	各区によって相談者数に差があるため、周知方法を工夫する必要がある。	定例相談及び酒害相談については。広報や精神保健福祉のしおりへの掲載に加え、相談事業所等随時相談の場で案内を行うことで相談者数の増加を図る。	4	843	716	精神保健福祉課
89	利用者支援事業 ・保育コーディネーター ・子ども未来サポーター	地域の子育て支援センターに子ども未来サポーターを配置し、認定こども園、保育所をはじめとする子育て支援の利用全般について相談、情報提供を行います。また、各区の子育て支援課に保育コーディネーターを配置し、認定こども園、保育所等の利用申請等に関する相談、情報提供を行います。	一部委託	子ども未来サポーター：12か所 保育コーディネーター：3か所	子ども未来サポーター：12か所 保育コーディネーター：3か所	・子ども未来サポーター：12か所 子育て支援センター12か所を拠点とした。 ・保育コーディネーター：3か所 ３区子育て支援課に配置した。	・市内12か所の子育て支援センターを拠点に実施し、従来からの子育て支援センター事業に加え、子ども・子育て支援新制度に関する情報提供や相談対応等を実施することができた。 ・保育コーディネーターは、相談者に対し、認定こども園、保育所等の利用申請等に関する相談、情報提供を行った。	継続実施	4	4	12,546 （保育コーディネーター分） 39,262 （こども未来サポーター分）	こども未来課 各区子育て支援課
90	こども若者相談事業	【面接相談】 〇相談受付：（土日祝・年末年始を除く）8時30分～17時15分 相談対象者：39歳までの子ども・若者及びその保護者・関係者 【電話相談】 〇静岡市24時間子ども若者電話相談 相談対象者：39才までの子ども・若者及びその保護者・関係者	直営	面接相談：相談改善率77.4% 電話相談：相談者の満足度３以上（5段階評価）100%	【面接相談】 ・相談者数：494名 ・相談改善率　78.6% 【電話相談】 ・２４時間こども若者電話相談1558件 ・満足度　98.8%	・相談改善率（主訴に対し、具体的な行動ができている）が目標を達成した。 ・電話相談の相談者の満足度は、概ね目標どおりとなった。	・面接相談については、特に小学生の不登校を主訴とした申し込みが増加している。	・面接相談については、引き続き相談者のニーズに応えた相談活動を行っていく。	4	10,978	8,673	こども若者応援課 学校教育課
91	ひきこもり対策推進事業	ひきこもりに特化した相談窓口を設けるとともに、ひきこもり当事者やその家族等からの相談を受け、適切な助言や情報提供等を行うなどの支援を行います。	一部委託	ひきこもり改善率68.0%	・相談申込者：256人 ・相談回数：2766回 ・ひきこもり改善率：64.8%	・社会参加に向けた行動をとれていなかったひきこもり当事者のうち、77名が社会参加に向けて具体的に行動できるようになった。そのうち、30名が就労・就学につながった。	・中高年（40歳以上）のひきこもり当事者の割合が増え、支援が複雑化してきている。	・多職種専門チームの設置を令和７年度より実施しているため、困難事案をよりスムーズに対応できるようにしていく。	4	33,242	31,148	こども若者応援課
92	こども家庭センターの運営	各区福祉事務所にこども家庭センターを設置し、児童に関する様々な問題について、児童、家庭又は地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行います。	直営	市内３ヶ所で、児童に関する様々な相談に応じる。 相談受付件数：1,500件	市内３ヶ所で、児童に関する様々な相談に応じる。 相談受付件数： 2,862件	家庭児童相談室で対応する子育て世帯の状況や多種多様のニーズに対応した相談支援を行うことができた。	子育て世帯が抱える問題が複雑化し、相談対応職員の専門性の向上と、児童相談所や保健福祉センター等の関係機関との調整機能が強く求められている。	児童福祉法改正に伴い、包括的支援の強化を図るため、こども家庭センターを設置し、利用者の相談ニーズに合わせた助言や関係サービスの調整等の支援を行う。	4	2,038	1,587	こども家庭福祉課
93	特別支援教育推進事業	特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒、及びその保護者等への相談活動を行い、子どもの状況を的確に把握し、さらに長期的な見通しを基に、適切な就学先や支援について指導や助言を行います。	直営	特別支援相談回数：年間1000回以上	特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒及びその保護者等への相談活動実施件数： 令和７年度の相談回数：1703件 (R6)1,429件(R5)1,276件	令和6年度に比べ相談件数が1.19倍増加した。特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒の保護者への相談活動を行うことにより、適切な就学先の選択への助言を行うことができた。	相談日が不定期で決まるので、繁忙期と重なることがある。	相談内容を吟味しながら、適切な対応ができるよう相談体制を構築していく必要性がある。	5	8,322	7,366	学校教育課
94	スクールカウンセリング事業	いじめ、不登校又は問題行動など、児童生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラーや教育相談員を小中高等学校に配置し、児童生徒、保護者などへの相談活動を実施します。 ※教育相談員については、小中学校のみ	直営	小・中： スクールカウンセラーの配置：37人 教育相談員の配置：５７人 小：２２校、中：３５校 高： スクールカウンセラーの配置：２人	小・中学校では、スクールカウンセラーを37人任用し、カウンセリングや保護者へのコンサルテーション等の支援を行った。 相談件数26,516件 （１回のカウンセリングで２つの事柄について相談を受けた場合は「２件」とカウント）	カウンセラーの見立てでは、相談件数の内、約85%の相談で好転が見られた。	各学校の配当時間はほぼ使い切っているが、それ以上にカウンセリングの要望があり、カウンセリングの時数が足りていない学校がある。	児童生徒や保護者にカウンセリングを行うだけでなく、教職員に対するコンサルテーションを増やすことで、問題を未然に防止することも必要である。	4	SC小中 81,135 SC高 1,491 教相 31,669	SC小中 80,154 SC高 1,001 教相 30,978	児童生徒支援課 教育総務課 学校教育課
95	再犯防止推進事業	犯罪をした者等の立ち直りを支援するため、満期出所者、起訴猶予者等を対象に行政の窓口等への同行支援、伴走型支援等を実施します。また、再犯防止に理解ある市民を増やすため、再犯防止の支援者養成講座や講演会等も実施します。	一部委託	付添い支援事業検証作業部会の内容を踏まえ、継続実施	・付添い支援の実施：８回 ・伴走型支援の実施：10件 ・再犯防止市民講座の実施：７回 ・市職員向け研修会の実施	切れ目のない支援の実施により、犯罪をした者等の再犯の抑制及び更生保護の再犯防止への理解に係る市民意識の醸成	・付添い支援員の経験値に差異が生じている。 ・付添い支援の経験を共有する場がない。	・各再犯防止推進員の経験値の底上げを図るため、経験の少ない推進員が対応できるよう調整。 ・再犯防止推進員同士が経験値を共有できる場を提供する。	4	1,881	1,373	福祉総務課
96	女性向け相談	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	委託	適切な実施 毎週火・水・木・金曜　9：00～13：00、14：00～17：00 （木曜の午前は11：00まで） 土曜　9：00～13：00	適切な実施（相談件数：1,614件）	相談者の悩みや困難を受け止めながら、問題を整理して、その人自身の気づきを助ける。 相談者が持つ力を引き出し、最終的には自ら問題解決できるように援助した。適切な機関につないだ。	DVや離婚など複雑な相談が増えている。	今後も継続的に実施 事業目標については、件数のみで判断するのではなく、充実した実施ができたかを判断するように目標を適切な実施に変更する。	4	指定管理料に含む	指定管理料に含む	社会的包摂推進課
97	にじいろ電話相談	セクシュアリティの悩みや性別違和に悩む本人や家族等の相談に応じます。	委託	毎月1回実施	12回実施（相談件数：27件）	性の多様性について、相談者のセクシュアリティに関する悩みや困りごとに対応することができた。	相談者の抱える様々な悩みに対応していくため、相談者の知識向上等が必要となってきている。	今後も継続的に実施	4	指定管理料に含む	指定管理料に含む	社会的包摂推進課
98	にじいろ個別相談	セクシュアリティや性別違和などの悩みについて、面談により個別に相談に応じる。	委託	相談受付件数：6件／年	相談受付件数：6件	性の多様性について、身近な場で相談できる場があることで、相談者のセクシュアリティに関する悩みや困りごとに対応することができた。	相談者の抱える問題や困難さの背景には家族等の関係性など、性の多様性以外の問題もあり、それぞれの専門家との連携も必要となってきている。	今後も継続的に実施	4	210	46	社会的包摂推進課
99	男性向け相談	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	委託	相談受付日数：24日	相談受付日数：23日	相談者の悩みや困難を受け止めながら、問題を整理して、その人自身の気づきを助ける。 相談者が持つ力を引き出し、最終的には自ら問題解決できるように援助した。適切な機関につないだ。	相談員の確保・育成が困難であることや相談自体の市民の認知度が低い。	様々な相談に対応していけるよう相談員の研修やフォローアップなどを充実させて相談員の確保、相談体制を構築する。 啓発カードやチラシ等を用いて啓発効果が高い施設へ設置し周知する。	4	508	405	社会的包摂推進課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績						（18）所管課		
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
100	精神保健福祉センターにおける相談事業	こころの悩み、精神疾患や障害に関する様々な相談に対し、専門職が相談を実施します。	直営	継続実施 （月・木・金の午前中）	年末年始祝日を除いた月・木・金の午前中、年間144日、メンタルヘルスに関する来所相談を実施した。	年間136日、来所相談を実施した。アンケート結果からは、アンケート回答者のうち90％を超える方が「話を聞いてもらえた」、「必要な知識や情報をもらえた」と答えており、相談対応について評価を得た。	・問題が長期にわたり複雑化しているために、短期間では解決の道筋をみつけることが困難なことがある。相談内容も多岐にわたるため、対応する職員も常に相談対応力を高める必要がある。 ・予約希望の連絡から実際の予約日まで待機期間が長くなっている。	・問題解決に至るための適切な機関につなげられるよう、ケースワーク機能を強化する必要がある。必要に応じて継続相談を実施する。 ・職員の相談対応力の質を高めるための事例検討会を定期開催する。 ・令和８年４月から、こころの健康ダイヤル「てるてる・ハート」でも週２日、相談ニーズが高い依存症相談にも対応する。	4	0	0	こころの健康センター
101	依存症対策事業	関係機関の支援者や依存症当事者及びその家族に対し、依存症に関する知識の普及や技術援助、助言指導を行い、依存症者の早期発見、早期対応を図るとともに、当事者の回復プログラムを実施し、早期回復を支援します。	直営	・依存症関連問題研修会　年1回開催 ・家族のための依存症教室　全6回開催 ・ギャンブル依存集団回復プログラム　月2回開催 ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会　年1回開催	・依存症関連問題研修会を1回開催した。 ・家族のための依存症教室を全6回開催した。 ・ギャンブル依存集団回復プログラムを月2回開催した。 ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会を1回開催した。	・各種研修会の参加者アンケート結果では、「理解できた」「良かった」「役に立つ」と回答した者が総じて90％以上にのぼり、参加者の依存症に関する理解や知識を深めた。 ・集団回復プログラムでは、改善者の割合が100％となり、効果の高いプログラムを提供することができた。	・未だ依存症に対する偏見があり、引き続き正しい知識の普及が必要である。 ・依存症問題の動向や課題の把握に努めるとともに、研修開催にあたっては支援機関や家族のニーズに応じた内容の検討が必要である。	・近年の若年層における市販薬・処方薬依存の問題を受け、教育機関、子ども若者支援機関、医師、薬剤師等の幅広い関係機関から研修参加を得られるよう研修の周知方法、開催方法を工夫する。	4	1,288	1,223	こころの健康センター
102	アウトリーチ支援事業	地域の支援機関の職員の技術向上を目的に、多職種によるチームを編成し、地域の支援機関に対して複雑化・複合化した事例への技術援助を行います。	直営	継続実施 （年24 回以上）	・技術援助を年59回実施した。	・参加者アンケート「大変役に立った」「役に立った」と回答した人の割合が100％であり、参加者の精神保健福祉に関する理解や知識を深めることができた。	・複雑で困難な問題を抱える人が増加し、支援機関が多くの課題に直面している中で、アウトリーチ支援は限られた人的資源の中でチームを編成して実施するため、対応できる件数には限りがある。	・相談の内容によっては、各支援機関が集合して行う形式だけでなく、個別の電話相談の中で必要な助言を行うことや、支援会議への職員の派遣など柔軟に対応していく。 ・地域の支援者のアセスメント力を高めるため、「問題解決しない事例検討会」の手法を取り入れた事例検討会を訪問型で実施し理念と考え方の普及を図る。	4	226	134	こころの健康センター
103	静岡市多文化共生総合相談センター運営事業	外国籍の市民等が安心して生活できるように生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で対応します。	全部委託	関係部署、組織への引継ぎができている	・相談件数773件 ・相談内容により、適宜関係部署等へ引き継いだ。	多岐にわたる生活上の相談等にのることで、外国籍市民等の生活支援に繋げている。	外国籍市民等が増加傾向にあることから、今後相談件数が増えることが想定される。	外国籍市民等が安心して生活できるように引き続き相談業務に取り組む	4	13,200	8,802	社会的包摂推進課
104	地域健康相談員配置事業	医療機関の転出等による住民の健康上の不安解消を図るため、地域健康相談員を配置する。	全部委託	地域への健康相談員配置	高齢者世帯見守り：301件 （うち福祉部署等との連携・情報共有71件） 清沢よろづカフェ：30回開催 参加者延べ244人	高齢者世帯を巡回し、福祉サービス等が必要な世帯については保健福祉センターや民生委員などと情報共有し、連携しての見守りができるようにした。 また、地元住民向けに健康相談、コミュニティ活動等を行う「清沢よろづカフェ」を開催し、高齢者の見守りや引きこもり対策につなげた。	介護状態になる前からの早期見守り体制の構築	「清沢よろづカフェ」の実施を通じ、地域住民の新しいコミュニティづくりを支援し、見守り体制を構築する。また、楽しみや生きがいを創出することで介護状態の発生を遅らせる。	4	299	230	中山間地振興課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円） 予算額	（10）事業費（千円） 実績額	
基本目標　　２：寄り添う　～しくみづくり～　一人ひとりが望む支援を届けます　【包括的支援】												
取組の視点２－３：複合的な問題に対応する分野を超えた支援体制を構築します												
105	【重点】重層的支援体制整備事業	雑化・複合化した課題を抱える支援対象者（世帯）を包括的に支援するために、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業を全市域的に実施します。	一部委託	継続実施	・複雑化・複合化した問題を抱える困難事例26件に対して、多機関協働事業による重層的支援会議・支援会議を56回開催した。 ・重層的支援会議で作成した支援プラン等に基づき、22件の対象事例に対して、計1136回の対応を実施した。 ・関係機関間の連携強化に向け、庁内外の相談支援機関や庁内の関係部署に対する研修会を５回（直営２回、委託３回）実施した。	・重層的支援会議を開催した事例において、これまで支援が届いていなかった事例に対してアウトリーチ・参加支援をはじめとする多機関が関わり、支援対象者が地域や支援機関と結びついたことで問題が解消した事例が見られた。 ・福祉分野以外も交えた研修会を開催したことで、住宅等の分野で把握していたがこれまで福祉的支援に結び付かなかった事例を福祉分野の支援機関に結び付けることにつながっている。	・関係機関が多岐に渡り、教育・住宅・医療等、福祉以外の分野が関わることもあるため、分野を超えた連携強化や、情報共有を行える体制構築が求められる。 ・今後、多機関協働事業の件数の増加が想定され、効率的に実施する体制の構築や、課題が整理された事例の終結を進めていく必要がある。	・５つの取組を継続しつつ、多機関協働事業においては事例の緊急性に応じた日程調整や、少人数・オンラインを活用するなど柔軟な対応を取り入れることにより、困難を抱える方々の包括的な支援体制を構築する。 ・福祉分野以外への事業周知を継続し、協力的な関係構築を進める。	4	41,966	40,870	安心感がある温かい社会推進課
106	在宅医療・介護連携協議会による在宅医療の推進	在宅医療を推進するため、医療や介護の関係者等で構成する「静岡市在宅医療・介護連携協議会」において、実態調査の分析を基に、在宅医療・介護の連携の推進に関する事業計画の策定、必要な情報交換を行うなど、計画に基づく取組みを継続的に推進するために、協議していきます。	直営	協議会開催：２回 部会開催：随時	協議会開催：２回 部会開催：随時	在宅医療・介護連携に係る実態や事業の進捗について報告し、関係機関及び団体との情報共有を行った。	身寄りがない高齢者の入退院支援等に係る課題が明らかになった。	協議会において示された意見を踏まえ、対応について検討していく。	4	1,863	622	地域包括ケア推進課
107	かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業	高齢者を対象に、かかりつけ医が日常の受診の機会をとらえ、フレイルに関する「総合的評価」を実施し、高齢者の状態に応じた介護予防サービス等につなげる仕組みをつくり、高齢者の介護予防を促進します。	直営	事業廃止								地域包括ケア推進課
再掲55	【再掲】医療的ケア児等支援事業	医療的ケア児や重症心身障がい児（者）が、ライフステージに応じた必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が連携した支援体制を整備します。	直営	医療的ケア児等支援協議会の開催回数年4回	年4回協議会実施	・医療的ケア児等の把握のための取組、ショートステイに関する取組、こども園での受け入れガイドラインの策定等に関しての協議を実施。	医療的ケア児を各施設で受入れるだけでなく、より良い受入体制や相談体制に関する協議が必要。	庁内各部局と連携し、必要に応じて協議会を実施することで継続した検討の場を設ける。	4	448	280	障害福祉企画課
再掲56	【再掲】医療的ケア児等コーディネーター配置業務	医療的ケア児と重症心身障がい児者が安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる。	全部委託	２人工配置	２人工配置	・医療職、福祉職の２人工を配置し、こども園および学校への入園入学を支援。 ・保護者や保健福祉センターへの医ケアコーディネーターの周知を実施。 ・小学校入学を見据えた計画的な支援体制整備のための未就学児調査を実施。	医療的ケア児に関係する相談機関や行政各部署との役割分担及び、地域の相談支援のネットワーク構築等、体制に関して検討が必要。	継続してコーディネーターを委託により配置しつつ、市内の相談支援体制整備に取り組む。	4	13,218	13,134	障害福祉企画課
108	地域自立支援協議会の設置	相談支援事業全体について関係機関等により協議する場として「静岡市障害者自立支援協議会」を設置し、相談支援体制の強化を図ります。	直営	開催回数：2回	開催回数：2回	年間を通して予定通りに会議等を開催し、地域の相談支援体制の強化を図ることができた。	会議関係者間での情報共有の不足	関係者間での情報共有につとめ、今後も継続して会議を開催することで、地域の相談体制の強化に取り組みます。	4	460	288	障害福祉企画課
109	子ども・若者支援地域協議会の運営	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族等に対し、関係機関等が行う支援を組み合わせることにより、より効果的な支援を行えるように連携を図ります。	直営	代表者会議：１回 実務者会議：４回	①代表者会議実施回数　１回 ②実務者会議実施回数　４回 ③合同相談会実施回数　２回 参加者503名	令和６年度に引き続き「社会的自立に向けた高校生世代以降の支援」をテーマにケース検討や情報交換などを行い、子ども若者支援における関係機関の連携強化を図ることができた。	将来的に重層的な支援が必要になる家庭への予防的な支援、またグレーゾーンの家庭・若者をどう洗い出していくか等、引き続き関係機関と情報交換、連携の仕方について検討を重ねる必要がある。	・引き続き関係機関の連携強化を図れるように取組方法を工夫する。	4	97	69	こども若者応援課
110	地域生活支援ネットワークコーディネーター配置業務	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、関係者間の連携強化を図るコーディネーターを配置する。（静岡シチズンカレッジ こ・こ・に対象講座「移動支援事業従事者養成研修」実施業務を含む）	全部委託	地域生活支援部会の開催：年２回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	地域生活・移行支援部会の開催：2回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	専門的な支援を行える人材養成や事業所間での情報共有ツールの運用等により、地域全体で障がい者を支える体制構築を推進した。	国の示す地域生活支援拠点の整備の観点を踏まえつつ、静岡市での地域生活支援拠点等の現状の評価を行った上で、課題等を整理する必要がある。	地域生活・移行支援部会内で地域生活支援拠点等の評価を実施するとともに市のコーディネーターの役割を整理したうえで事業を実施していく。	4	6,679	6,665	障害福祉企画課
111	不良な生活環境を解消するための支援及び支援の総括	不良な生活環境を生じさせている原因者への支援を中心として、関係局区が連携し、不良な生活環境の解消が困難な事案に係る支援方針の検討、支援の実施及び進捗管理等の支援の総括を行い不良な生活環境の解消を推進していきます。	直営	実施	（１）原因者への支援 個別支援チーム結成６件、現地訪問等による支援（随時）、関係者会議開催（随時） （２）支援の総括 支援会議（局長級）年２回開催 幹事会（課長級）年２回開催	・事案ごとに関係局区・関係機関と支援方法を調整し、進捗管理等を行ったことで不良な生活環境の案件解消を推進した。 ・福祉的支援が必要な事例について訪問をして、本人支援を行っている。	・事案の状況・進捗を踏まえ、福祉・環境・道路・消防等多分野での柔軟な支援体制の構築が求められる。 ・一度解消しても環境が悪化し、再発の懸念がある。	・引き続き関係局区・関係機関と連携し、不良な生活環境の解消を推進していく。 ・年２回の進捗調査において、新たに「見守りランク」を設定し、再発防止、早期対応が出来るようにする。	4	0	0	安心感がある温かい社会推進課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円） 予算額	（10）事業費（千円） 実績額	
基本目標　　３：参加する　～場づくり～　誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります　【活発な地域活動】												
取組の視点３－１：地域住民が世代を超えてつながり、交流します												
112	【重点】生涯活躍のまち静岡（ＣＣＲＣ）の推進	地域の誰もが、健康でアクティブな生活や社会活動への参加を通じて、生涯活躍できる環境づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域でできる限り健康で自分らしく暮らすことができるまちを推進します。	一部委託	地域交流拠点連携事業数 75件	地域交流拠点連携事業数 105件	・社会参加の場を提供することができた。	・地域交流事業は多数開催されているが、それに参加する人が偏った世代になりがちなので、多世代が参加できる場を考えていく必要がある。	・多世代交流、地域での居場所づくりを中心とした社会参加の場の創出を検討していく。	5	15,991	15,645	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
113	生涯学習施設での世代間交流事業の実施	地域住民が世代を超えて交流できる地域と連携した講座や施設まつり等を開催します。	一部委託	全ての生涯学習施設（中山間地６施設を除く32施設）で世代間交流事業を実施	全ての生涯学習施設（中山間地６施設を除く32施設）で世代間交流事業を実施 来場者数36,690人（前年度39,231人、前年度比94％）	各施設でまつりや地域との連携講座を実施することで、世代を超えた地域での交流が生まれた。	生涯学習施設の利用者層が比較的高いため、若年層が参加しやすい施設にしていく必要がある。	引き続きHPや広報紙、SNSなどで広く事業の広報を行っていく。	4	指定管理料の一部	指定管理料の一部	生涯学習推進課
114	スポーツ教室開催事業	障がいのある人も気軽に参加できる、「ボッチャ」「フライングディスク」等の体験教室を開催します。	全部委託	実施講座数：15講座 参加者数：450人	実施口座数：15回 参加者数：445人	障がいのある方とない方の交流を通じて、障がいのある方への理解を深めるとともに、障がいのある方の社会参加の機会を創出した。 参加者アンケートでは、「非常に満足」と「満足」との回答が98％であった。	開催時期や場所によって参加人数に偏りがある。各回で定員に達することを目指す。	夏、年始は参加人数が少なかったため、この時期を避けてスポーツ教室を開催し、利用者が参加しやすい時期、会場で開催していく。	4	820	803	障害福祉企画課
115	Ｓ型デイサービス事業	家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、地域の自治会館、公民館等で、各地区社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティアによって運営している、介護予防を目的としたミニデイサービスを支援する。	全部委託	参加者数5,300人	参加者数4,758人	地域の自治会館や公民館において、各地区社会福祉協議会及び地域ボランティアと連携した介護予防を目的としたミニデイサービスを継続的に実施し、高齢者の外出機会及び交流の場を提供した。 これにより、高齢者の介護予防、生きがい創出及び地域コミュニティ形成に寄与した。	周知方法が参加者・ボランティアから高齢者本人への口コミに依存しており、不足していた。また、実施内容に変化が乏しく、単調になっていた。	高齢者本人に加え、その家族にも周知を行うとともに、ホームページの内容充実を図る。 また、多世代・多文化交流や、介護予防プログラム「しずおか ちゃちゃちゃ」参加者によるレクリエーション等、新しい要素を導入する。	3	66,800	64,387	地域包括ケア推進課
116	老人福祉センターの運営	地域の高齢者に健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、各種相談に応じる老人福祉センターを運営します。（８館：鯨ケ池、用宗、長尾川、小鹿、清水中央、清水船越、清水折戸、蒲原）	全部委託	利用者満足度90％	利用者満足度98％	各種講座の実施、閉じこもりを防ぐための居場所の提供などを通じて、高齢者の心身の健康増進や活力維持に貢献した。	施設の老朽化が進んでいる。 利用者数は上向き傾向であるが、新型コロナ流行前の利用水準までは回復していない。	アセットマネジメントに基づき修繕計画を進めるとともに、利用者のニーズを把握し応えることで満足度を維持するように努める。	4	246,383	248,297	高齢者福祉課
117	老人憩の家の運営	地域の高齢者に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図るため、老人憩の家を運営します。（２館：東部老人憩の家、清開きらく荘）	全部委託	利用者満足度90％	利用者満足度99％	各種講座の実施、閉じこもりを防ぐための居場所の提供などを通じて、高齢者の心身の健康増進や活力維持に貢献した。	施設の老朽化が進んでいる。 利用者数は上向き傾向であるが、新型コロナ流行前の利用水準までは回復していない。	アセットマネジメントに基づき修繕計画を進めるとともに、利用者のニーズを把握し応えることで満足度を維持するように努める。	4	22,556	21,824	高齢者福祉課
118	世代間交流センターの運営	高齢者のふれあいと憩い、世代間の交流を図るための場である世代間交流センターを運営する。（３館：清水北部、清水南部、由比）	全部委託	利用者満足度90％	利用者満足度99％	各種講座の実施、閉じこもりを防ぐための居場所の提供などを通じて、高齢者の心身の健康増進や活力維持に貢献した。	施設の老朽化が進んでいる。 利用者数は上向き傾向であるが、新型コロナ流行前の利用水準までは回復していない。	アセットマネジメントに基づき修繕計画を進めるとともに、利用者のニーズを把握し応えることで満足度を維持するように努める。	4	59,642	57,393	高齢者福祉課
119	高齢者社会参加促進事業（清水区（由比・蒲原除く））	各地区が行う文化の伝承事業や軽スポーツ活動など、高齢者の世代間交流や社会参加の促進を図ります。	補助金	申請に対し、適切に補助金を交付する	申請のあった16団体に対し、適切に補助金を交付した。	地区の世代間交流事業、季節行事、伝承事業等の補助を通じて、高齢者の社会参加の促進に貢献した。	対象団体すべてに、地区での補助金を利用した活動を行ってほしいが、新型コロナ流行以来行っていない団体がある。	※令和８年度をもって事業廃止予定	3	1,387	1,168	高齢者福祉課
120	しぞ～かでん伝体操普及事業	静岡市版介護予防体操「しぞ～かでん伝体操」を通じて、地域で主体的に介護予防活動に取り組む住民に対し、インストラクターを派遣し活動を支援します。	直営	新規活動グループ数：６	新規活動グループ数：７(116%)	地域分析の結果を基に、重点地区に対して介護予防講座や新規立上げに向けた検討を関係機関と連携を図り、グループ数を計画的に設置することができた。また、参加者の減少傾向にあるグループに対し、活動継続のための支援相談に取り組んだ結果、計画的にグループ数の増加にと維持につながった。	引き続き、地域分析を行い活動拠点数のバランスを整え、グループ活動への動機づけや活動の継続支援を行っていく。	引き続き、積極的な情報発信を行い、活動グループの新規立ち上げを目指していくほか、既存グループの活動状況を把握し継続に向けた支援に取り組む。	4	5,534	4,398	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ
121	児童館運営事業	地域における児童健全育成の拠点として、児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、各種教室や読み聞かせ、クラブ活動など児童に健全な遊びを提供します。	全部委託	市内13館で実施 小型児童館：７館 児童センター：６館	市内13館で実施 小型児童館：７館 児童センター：６館	・各種教室や読み聞かせ、クラブ活動などにより子どもの健康増進 ・地域における子どもの遊び場・交流機会を提供	なし	・継続実施	4	246,080	245,285	こども未来課
122	子育て支援センターの運営	子育ての不安感等を解消するため、未就園児及びその保護者を対象に、子育てに関する相談、情報提供、親子の交流の場を提供するとともに様々なイベントを実施します。	一部委託	市内21か所／年	市内21か所で実施	・子育てに関する相談、情報提供、親子の交流の場を提供し、子育て世代の支援を行った ・保健福祉センターなど関係機関と連携し講座を開催するなど、実施方法や周知等を工夫しながら事業を行い、妊娠期からの子育て世代のサポートに繋げた	なし	継続して事業を実施	4	180,896	157,919	こども未来課
123	子育て広場事業（あそび・子育ておしゃべりサロン）	認定こども園、保育所、幼稚園を開放し、地域の未就園児や保護者にふれあいや遊びの場を提供するとともに、育児に関する相談・講座等を実施します。	直営	継続実施	市立こども園（支援センター併設園、休園施設を除き全園で実施）、私立こども園、私立保育園で実施	・地域の未就園児や保護者にふれあいや遊びの場を提供 ・保健師、歯科衛生士を派遣して講座を実施し、育児に関する相談等に対応した	なし	継続して事業を実施	4	2,541	1,749	こども未来課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
124	青少年・乳児ふれあい促進事業	地域の子育て支援拠点施設である地域子育て支援センターや保健福祉センター、学校等の協力を得て、小学生高学年や中学生、高校生が、乳児とその保護者との交流や触れ合いを通して、命の尊さや子育てのすばらしさなどを体験します。	全部委託	継続実施	全児童館で実施	・中高生と赤ちゃんの触れ合い交流会や季節行事などをとおし、中学生、高校生が乳児とその保護者とふれあい機会を設けた	なし	継続して事業を実施	4	指定管理料の一部	指定管理料の一部	こども未来課
125	児童遊び場整備への補助	自治会や町内会が管理運営している児童遊び場の整備や遊具等の新設・修繕などへの補助を行います。	直営	継続実施	・児童遊び場を管理する自治会・町内会：２団体	・安全な児童遊び場の確保のため、遊具の老朽化により修繕が必要な自治会へ補助金を支給。	なし	・継続実施	4	936	336	こども未来課
126	認知症カフェの運営支援（認証、助成）	認知症の本人やその家族と、地域住民や医療・介護の専門職との交流機会を創出し、相互の情報共有や理解を深めるため、認知症カフェ運営事業者を支援します。これにより、認知症の人の外出を促し、認知症の進行を緩和する効果を期待するとともに、介護者の負担軽減を図ります。	補助金	新規認証：１圏域 １７圏域	新規認証：１箇所 15圏域	認知症当事者が社会参加する場が確保できた。	認証カフェへの認知症当事者の参加者数が少なく、また新規認証数も少ないため、広報を積極的に行う必要がある。	地域包括支援センターと連携し、認知症カフェの利用及び開設について呼びかけを行う。	3	400	0	地域包括ケア推進課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円）	
										予算額	実績額
基本目標　　３：参加する　～場づくり～　誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります　【活発な地域活動】											
取組の視点３－２：住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域力」を培います											

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
127	【重点】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	一部委託	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出：13箇所 （葵区：7箇所、駿河区：3箇所、清水区：3箇所）	・目標を上回ることができ、地域の支え合いの場を創出することができた。	・支え合いの場が増えたが、利用者とのマッチングがうまくいっていない状況であり、利用者がおらず、支え合いの場が継続して行っていくことが困難になっている。	・継続して新規で支え合いの場を増やす。 ・生活支援の担い手養成を行っていく。 ・支え合いの場の周知と利用したいと思っている方への周知を行い、支え合いの場を継続させていく。 ・支え合い活動に関する窓口を設置して、利用者と活動者のマッチングを強化する。	4	100,889	99,984	地域包括ケア推進課
128	地域コミュニティ活動基盤整備事業	自治会・町内会が建設し管理する町有集会所の建設や修繕事業について、補助金を交付します。	補助金	100%	新築３件、修繕24件、賃借14件、計41件の集会所の整備	計画どおり整備を行うことができ、自治会・町内会の要望に対応できた。	多くの自治会が集会所を保有し地域活動の拠点となっているが、老朽化が進行している。また、人口減少等により住民の将来的な維持管理負担が増加していく可能性がある。	将来にわたる負担を考慮した上で、地域にとって最も適切な手法を選択できる支援制度としていく。	5	135,000	116,803	市民自治推進課
129	市民活動センターの運営	市民活動(市民が営利を目的とせず、本市の社会的課題の解決に取り組む公益のための活動)を促進することにより活力ある地域社会を実現するため、市民活動センターを設置します。	全部委託	新規登録団体数： R5～R8平均 33団体/年	新規登録団体数55団体/年	市民活動センターの運営により、市民活動を始めた団体や継続的に活動している団体の運営基盤を支援している。	来館者対応を中心とした支援だけでなく、活動現場に出向くアウトリーチ型の支援や、多様な主体をつなぐ協働の枠組みを増やす必要がある。	これまでの相談・情報発信機能に加え、アウトリーチやコーディネート等のソフト機能を強化し、多様な主体との協働創出や市民活動への参加促進を図ることで、市全体の市民活動の活性化を図る。	4	62,153	62,153	市民自治推進課
130	市民活動団体との協働の促進	市民活動団体と市で役割を分担し、社会的課題に取り組む協働を進めるための試行的な事業として協働パイロット事業、協働事業の創出のための市民活動団体及び市が協働事業について相互に提案を行うための仕組みとして、静岡市市民活動協働市場（いちば）を実施します。	直営	市民活動団体と市との協働事業数：269事業	令和７年度実績は未集計 （令和６年度実績は276事業）	・協働パイロット事業の実施等を通じ、市民活動団体及び市それぞれについて協働に対する意識を向上させることができた。 ・市民活動団体と市の協働を通じて、多様化する市民ニーズへの対応や行政への市民参加の促進が図られたほか、市民活動団体と行政との関係構築や相互理解の促進につながるなどの効果があった。	・協働パイロット事業での事業期間終了後に、本格的な事業実施につながらない例が見受けられることから、協働パイロット事業の事業期間終了後のフォロー体制等については検討が必要。	引き続き、市民活動団体との協働の促進を図るとともに、協働パイロット事業において、より効果的な事業スキームや支援のあり方について検討していく。	4	3,069	2,041	市民自治推進課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円） 予算額	（10）事業費（千円） 実績額	
基本目標　　３：参加する　～場づくり～　誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります　【活発な地域活動】												
取組の視点３－３：社会参加の場を増やし、誰もが生涯をとおして活躍できる地域をつくります												
再掲112	【重点】生涯活躍のまち静岡（ＣＣＲＣ）の推進	地域の誰もが、健康でアクティブな生活や社会活動への参加を通じて、生涯活躍できる環境づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域でできる限り健康で自分らしく暮らすことができるまちを推進します。	一部委託	地域交流拠点連携事業数 75件	地域交流拠点連携事業数 105件	・社会参加の場を提供することができた。	・地域交流事業は多数開催されているが、それに参加する人が偏った世代になりがちなので、多世代が参加できる場を考えていく必要がある。	・多世代交流、地域での居場所づくりを中心とした社会参加の場の創出を検討していく。	5	15,991	15,645	地域包括ケア推進課
131	【重点】高齢者就労促進事業	人生100年時代に向け、多くの元気な高齢者が、生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備し、健康長寿のまちの実現を目指す。	直営	雇用・就業数：280人 シルバー人材センター新規会員数：60人 利用満足度：90%	雇用・就業数：341人 シルバー人材センター新規会員数：129人 利用満足度：100%	・ミドル、シニア活用ニーズの高い分野において積極的なマッチングを行い、目標値を上回る雇用・就業者数につなげた。 ・シルバー人材センター新規会員数についても、窓口で積極的な入会案内を実施し、多くの登録につなげた。	・対象者を広げた新たな就労支援制度の構築や財源確保（Ｒ８までは第２世代交付金（国庫1/2）を活用）	多様な就労困難者支援プロジェクトとの統合や発展的継続を検討	4	15,500	13,703	地域包括ケア推進課
132	シニアクラブ運営支援	高齢者の生きがいと健康づくり、活発な社会参加への機会として、地域の高齢者によって組織されている単位老人クラブの活動を支援する。また、静岡市の単位老人クラブをとりまとめている静岡市老人クラブ連合会の事業、運営を支援します。	補助金	会員数　11,000人	会員数　8,574人	単位シニアクラブ及び静岡市老人クラブ連合会に対し補助金を交付し、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを促進することを通じて、高齢者の福祉の向上に貢献した。	単位シニアクラブ数、会員数の減少	単位シニアクラブ及び静岡市老人クラブ連合会への補助金交付、シニアクラブの活動内容検討会を実施	3	43,979	43,094	高齢者福祉課
133	保育士確保対策事業	保育士等の人材確保のため、支援センターを設置して求職者と求人者のマッチングを行うほか、潜在保育士等の再就職を支援します。	全部委託	・年間マッチング件数：50件 ・潜在保育士再就職支援研修：3回 ・学生向け就職説明会　実施	・年間マッチング件数44件 ・出張相談会６回 ・学生向け就職説明会　実施	マッチング件数は目標には至らず、就職説明会出展者の満足度も35％だが、参加者の満足度が100％となっているため、保育士確保の支援ができている。	・新規求職登録が減少しており、これが続くと就職者数が減る可能性がある。 ・参加者が少ないため、参加者が参加しやすい時期や会場、ターゲット層の拡大等について再度検討していく必要がある。	・潜在保育士へ職場復帰支援を引き続き実施していく。 ・保育士を目指す学生を増やす取り組みに力を入れる。	3	11,202	7,787	幼児教育・保育支援課
134	シルバー人材センターの運営支援	60歳以上の高齢者に対して、臨時的、短期的な就業の提供を行うシルバー人材センターの運営を支援します。	補助金	会員数　2,910人 就業実人数　2,360人	会員数　2,827人 就業実人数　2,089人	高齢者の就業の機会を確保し、能力の積極的な活用を図ることができるようにすることで、組織的に高齢者の福祉の増進に貢献した。	インボイス制度への対応	シルバー人材センターに対して補助金の有効活用を促し、常に安定的な運営ができるように進める	3	46,258	46,258	高齢者福祉課
135	地域支え合い人材養成講座	高齢者の社会参加促進のための講座を地域で開催することにより、ボランティア活動に参加するきっかけを提供する。これにより、地域に眠っている資源（団塊世代等の人材）を掘り起こし、地域人材を活用した介護予防・生活支援事業等に結びつけ、地域力の向上を図ります。	全部委託	※令和７年度から、生活支援体制整備事業に組み込んで実施								地域包括ケア推進課
136	元気いきいき！シニアサポーター事業	高齢者の社会参加を支援し、介護予防につなげることを目的に、サポーター登録した高齢者が介護施設等で地域貢献活動をした場合にポイントを付与し、そのポイントと地場産品を交換する事業を実施します。	一部委託	サポーター登録者数：6,400人 受入施設数：856施設	サポーター満足度　94..3% サポーター登録者数：5,971人 受入施設数：855施設	サポーター登録者数は目標を下回ったものの、サポーターアンケート結果では、「自身にとって介護予防に効果がある」と回答した者が90％以上と、サポーターの介護予防に繋げることができた。	サポーターの登録者数が伸び悩んでいるため、新規サポーターの獲得に向けた周知方法の検討が必要である。	新規サポーター獲得及び事務作業の効率的な実施方法の検討を行い、事業を継続していく。	3	55,053	47,255	介護保険課
137	精神障害者の社会参加促進事業	精神障がい者の社会参加促進のため、次の事業を実施します。 （１）精神障害者スポーツ振興事業 ①全国障害者スポーツ大会予選会静岡市代表チーム選考業務（精神バレー等） ②全国障害者スポーツ大会派遣業務（精神バレー等） ③精神障害者スポーツ交流会の開催 （２）精神障害者交通費助成事業（年間6,000円を上限に交通費を助成）	一部委託	交流会：5回 交流事業参加者数：500人 交通費助成の継続実施	（１） 交流会：0回 交流事業参加者数：0人 （２） R7から廃止		コロナ禍以降受託先がなく、事業の実施が困難。 課題なし（令和７年度から事業内容を変更したため）	実施可能な事業内容への見直しが必要。 事業見直しをし、令和７年度から精神障害者手帳１級の所持者を対象にタクシー助成券（最大24枚）を交付に変更	1	12,467	12,463	スポーツ振興課 精神保健福祉課
再掲95	再犯防止推進事業	犯罪をした者等の立ち直りを支援するため、満期出所者、起訴猶予者等を対象に行政の窓口等への同行支援、伴走型支援等を実施します。また、再犯防止に理解ある市民を増やすため、再犯防止の支援者養成講座や講演会等も実施します。	一部委託	付添い支援事業検証作業部会の内容を踏まえ、継続実施	・付添い支援の実施：８回 ・伴走型支援の実施：10件 ・再犯防止市民講座の実施：７回 ・市職員向け研修会の実施	切れ目のない支援の実施により、犯罪をした者等の再犯の抑制及び更生保護の再犯防止への理解に係る市民意識の醸成	・付添い支援員の経験値に差異が生じている。 ・付添い支援の経験を共有する場がない。	・各再犯防止推進員の経験値の底上げを図るため、経験の少ない推進員が対応できるよう調整。 ・再犯防止推進員同士が経験値を共有できる場を提供する。	4	1,881	1,373	福祉総務課
138	生活保護受給者等就労体験・職業訓練事業	就労が可能であるものの就労の経験がない、少ない等により、就職が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対し、生活訓練、就労体験又は職業訓練を提供することにより、就労への自信・意欲・能力の向上を図る事業を実施します。	委託	支援者巣に対する「目標達成・支援完了」数80％以上	支援者数に対する「目標達成・支援完了」100％	就労景観の気迫、長年のブランク、生活リズムが整っていない等の理由により意欲が低価している対象者に対して支援を実施することで、生活自立・社会自立・就労自立を促した。	参加者割合のうち３区のに差があること。	参加者が少ない清水区からは、通所しにくい場所にあるため、清水区内の会議室等を借りサテライトで開催するなど清水区の参加者が参加しやすい体制を引き続き整えていく。	4	18,463	18,463	福祉総務課
139	就職氷河期世代再チャレンジ支援事業	被支援者の能力に応じた就労マッチングや、特性を活かした人材育成事業を通して、就職氷河期世代の就労や社会参加を支援します。	一部委託	※令和７年度から、多様な就労困難者の雇用推進プロジェクト、高齢者等就労促進事業に組み込んで実施								地域包括ケア推進課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
140	多様な就労困難者の雇用推進プロジェクト	働きづらさを抱えながらも就労や社会参加を希望するすべての人が、生きがいや役割を持ち望む場所で活躍できる環境を整えます。	全部委託	新規雇用者数20人	新規雇用者数　21人	相談支援やマッチング支援などの就労困難者支援だけでなく、企業への雇用の働きかけ、コンサルティングなどを実施したことにより就労困難者の就職に繋がり、社会参加の機会を創出することができた。	・働きづらさがある人たちに関する企業への理解促進及び適切なマッチング。 ・就労支援制度の見直しや財源確保。	幅広い区分の就労困難者への支援を強化すると共に普及啓発事業やイベントを適切な時期に開催し、求職者と企業のマッチング数を増やしていく。	3	33,440	29,128	地域包括ケア推進課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円） 予算額	（10）事業費（千円） 実績額

基本目標　４：活かす　～人づくり～　一人ひとりのできることを活かします　【地域活動の担い手支援】

取組の視点４－１：世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円） 予算額	（10）事業費（千円） 実績額	（18）所管課
再掲2	【再掲】市民活動支援システム活用事業	自らの意思により地域で活動する市民を増やし、シチズンシップが発揮される市民主体のまちづくりの実現するため、市民活動ポータルサイト「ここからネット」の運用等を行います。スマートフォンにも対応し、地域や活動分野で検索できるほか、身近な市民活動団体を地図からも探すことができます。	一部委託	アクセス数206,000/年	市民が市民活動に関する情報に触れる機会を創出するべく、サイトの普及啓発のためのチラシ作成・配布、広報紙への掲載などを行った。総アクセス数175,138/年	市民活動団体の情報更新が活発でないこと、サイトが市民に広く普及していないことが目標としているアクセス数の85％に留まった原因になっていると考えられる。	情報を公開している市民活動団体のうち、情報の更新頻度が高い団体は３割程度であることから、団体の継続的な情報更新や主体的な情報発信には十分につながっていない。また、ここからネットのアクセス数についても令和６年度以降減少傾向にあり、情報の受け手である市民への到達度や、情報発信の効果について課題が見られる。	課題を踏まえ、市民活動支援システム「ここからネット」は令和８年度中に廃止とし、今後の市民活動に関する情報発信については、市民活動センターや既存媒体を活用しながら、より市民に直接届く形での支援へと移行し、実情に即した持続可能な運用体制の構築を図る。	2	2,853	2,853	市民自治推進課
141	福祉ボランティアの育成	地域の福祉課題の情報収集や調査研究等を行い、ニーズに応じた各種養成講座等を実施し、ボランティアの育成を支援します。	補助金	実施	・市民交流まつりをはーとぴあで開催し、ボランティア活動パネル展やボランティア活動体験会、ボランティア講座・研修等実施。 パネル展参加団体：30団体 活動体験参加者：37名 講座・研修参加者：76名 ・福祉体験学習の実施　参加者71名	静岡市社会福祉協議会に対し補助金を交付し、ボランティアや市民活動の拡大に向けた事業が実施された。 パネル展来場者アンケート：「満足」「やや満足」と回答した割合98.7%。 活動体験会アンケート：「満足」「やや満足」と回答した割合88%。	市補助金の申請額に対して、実績額（執行率）が低調である。	交付した補助金が適正に執行されているか、確認していく必要がある。	4	112,000	107.421の一部	福祉総務課
142	アイボランティア入門講座・点字講習会の開催	視覚障がいのある人を支援するボランティアを養成するため、点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳等を行うアイボランティア入門講座及び初心者向けの点字講習会を開催します。	全部委託	受講者数 アイボランティア入門講座：20人（１会場） 点字講習会：40人（２会場）	受講者数 アイボランティア入門講座：17人 点字講習会開催：15名	受講者数は目標値に達することができなかったものの、視覚障がい者への理解が深め、障がい者を支えるボランティアへの興味関心の増幅を図ることができた。	講座修了生が、実際のボランティアにつながるような働きかけが必要である。	幅広い世代への視覚障がいに対する理解促進を図るため、こども世代を対象とした事業展開について検討していく。	3	379	379	障害福祉企画課
143	手話奉仕員養成講座・要約筆記者養成講座の開催	聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する手話通訳者を育成するための人材（手話奉仕員）を養成するため、手話奉仕員養成講座を、要約筆記者を養成するため、要約筆記者養成講座（県共催）を開催します。また、県講座の受講生を増加させるため、要約筆記の啓発講座を開催します。	全部委託	講座数／受講者数 手話：２講座/60人 要約筆記：１講座/20人 啓発講座：2講座/30人	講座数／受講者数 手話：２講座/52人 要約筆記：１講座/15人 啓発講座：１講座/24人	講座を開催したことにより、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する手話通訳者・要約筆記者の人材養成を図った。	要約筆記者については、要約筆記者及び利用者が少ないため、要約筆記者の認知度を高める必要がある。	今後も受講生確保のための周知と、修了生に向け県講座への受講に繋げるよう働きかける。	4	2,874	2,831	障害福祉企画課
144	認知症サポーター養成事業	地域住民や企業、学校などの団体にキャラバン・メイト（講師）を派遣し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を養成します。	直営	開催数:110回 サポーター数:76,100人	開催数：152回 サポーター数：74,043人	・市民に認知症の基礎知識及び、対応の仕方・早期発見・早期予防に努めるための手法等包括的に伝えることにより、市民の認知症対応力を向上することができた。	国の目標では、企業向けの認知症サポーター養成講座に今後注力していくとのことであるため、当市での実施についても方法を検討していく必要がある。	児童及び企業向けに積極的に講座の受講を呼び掛けていき、幅広い年代の市民に受講してもらえるよう広報していく。	3	1,421	1,015	地域包括ケア推進課
145	子ども・若者のボランティア活動の充実	ボランティア活動は、活動を通して自分が必要とされている存在であることを実感させ、喜びや生きがいを与えるとともに、様々な社会問題への問題意識を深め、社会貢献への気持ちを育む効果があることから、地域社会や民間団体等とも協力し、ボランティア活動を推進します。	直営	「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合：児童50％以上・生徒45％以上を目指す。	地域学校協働活動の仕組みを活かして、保護者や地域住民との協働による活動を年1回以上行う。	「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合：児童79.7％・生徒76.9％	なし	活動を継続していく。	5	0	0	学校教育課
146	学生スクールボランティア	学生が主体的な意欲に基づき「学生スクールボランティア」として、要請のあった市立小・中学校に対し教育活動の支援を行うことを通して、各校の教育課程の充実を図るとともに、教員志望者の開拓及び資質・能力の向上につなげます。	直営	学生スクールボランティアとして市立小・中学校に支援に入る学生の延べ人数200人以上を目指す。	ホームページや大学での宣伝活動を通して、主体的、意欲的に取り組んでくれる学生を募集し、人員の確保を行う。	指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせていると回答した小学校95.0%、中学校95.1%	安定的な人材の確保。	活動を継続していく。	5	0	0	学校教育課
147	市民向け手話講習会	市民を対象にした初歩的な手話講習会を開催し、聴覚障がい、手話についての理解を広める。	直営	受講者数：30人	受講者数：21人	受講者数が目標値に達することができなかったものの、アンケートでは、受講者全員が「とてもよい」または「よい」と回答し、好評を得ることができた。聴覚障がい・手話への理解を深める一助とすることができた。	聴覚障害、手話への理解をより広めるため、広報強化や未開催地域での実施を検討する必要がある。	未開催地域での講座実施を進めるとともに、学校へのチラシ配布や、HP、SNS等効果的な広報を検討し、周知の拡大を図る。	3	90	80	障害福祉企画課
148	こころのバリアフリープロモーター養成講座	精神障がいの経験のある方やそのご家族・友人・精神障がいの理解促進に関心のある方が集い、精神疾患に関することや障がい者が抱える生活のしづらさについて、講義や意見交換を行います。お互いの理解を深めながら、こころのバリアフリー活動を実践できる人材を育成します。	直営	講座実施回数：５回								こころの健康センター

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
149	女性のための支援者養成講座＋（プラス）	女性特有の困難について理解し、伴走型支援スキルを身に着けるための女性のための支援者養成講座を実施するとともに、公開講座によって、支援の裾野を広げる。	全部委託	交流会参加者数：20人	R7実績なし							社会的包摂推進課
150	市民後見人養成講座	認知症などの判断能力が充分でない方に寄り添い、支援する「市民後見人」を養成する講座を実施します。成年後見制度の概要や対象者理解などを実習を交えて学び、基礎編終了後は選考の上、実務編に進みます。	直営	20人／隔年	・市民後見人養成研修（実務編）（全10日間・同行訪問含む） ・実務編修了者選考	基礎編受講者5人を選出の上、成年後見制度の新たな担い手として、最終的に4人の修了者を輩出した。	年々漸増する市民後見人養成研修修了者を、成年後見制度の担い手として有効に活用する方法の検討が望まれる。	養成研修修了者向けの研修や活動機会の拡充について、市社協と協議し見直しを検討する必要がある。	4	22,825	22,759	福祉総務課
151	再犯防止に関する支援者養成講座	事情があり過去に犯罪等をしてしまった人の立ち直りを支援するために、再犯防止・更生保護について学ぶ講座を実施します。	直営	講座実施回数：７回	・再犯防止市民講座の実施：７回	・講座の受講生６名が新たに再犯防止推進員として登録。	・年々増加する付添い支援員について、知識の充実、経験の共有が望まれる。	市民講座の付き添い支援に関する内容の充実。 付添い支援員同士の連携がとれる機会の提供。	4	112	45	福祉総務課
152	地域デザインカレッジ	地域課題に主体的に取り組むシチズンシップに富んだ人材を養成するための講座を開催します。	直営	講座実施回数：5回	・講座実施回数：６回 ・修了人数：８人（定員10人） ・受講生の活動意欲100％	市の課題を事業で解決する手法や考え方を学ぶだけでなく、実際に取り組む実践の場を創出することができた。	初年度は外部の先輩社会事業家を中心に講師を起用しており、受講生自身がロールモデルとして関わる仕組みが十分ではなかった。	・次年度以降は、修了生をロールモデルとして講座に参画させる。 ・これにより、受講中の取組内容の充実を図るとともに、修了後の活動継続につなげる。	4	1,000	1,032	生涯学習推進課
153	学習支援人材養成講座	学習支援や放課後の居場所づくりなど、子どもたちを支える活動に取り組みたいけど一歩が踏み出せない方、教室のノウハウを学びたい方向けの指導者養成講座を実施します。	指定管理	講座実施回数：5回	・講座実施回数：5回 ・講座への参加者数：９人(定員20人) ・受講生満足度100％	専門家による講義の充実を図り、様々な困難を抱える子どもに対し学習支援を行う指導者を養成することができた。	参加人数が定員の半分を切っている。受講生募集に対し、課題が残っている。	引き続きHPや広報紙、SNSなどで広く事業の広報を行っていく。	3	指定管理料の一部	指定管理料の一部	生涯学習推進課
154	学校・地域ひとつなぎコーディネーター養成講座	静岡市が目指す子どもたちの姿や学習指導要領を踏まえ、学校と地域の連携のあり方、コーディネーターの役割について学びます。講義のほか、広報や活動プログラム立案等のスキルを学ぶ演習や活動現場の視察を行います。	直営	アンケートで学校と地域をつなぐ役目として積極的に関わっていきたいと答えた修了生の割合　100％	・修了生24名。 ・修了生アンケートで学校と地域をつなぐ役目として積極的に関わっていきたいと答えた修了生の割合が100％であった。	学校応援団や放課後子ども教室のスタッフ候補者として複数名紹介するなど、人材養成として成果が出ている。	各校の地域学校協働活動推進員の候補生養成が必要である。さまざまな学区から受講生を募集するため、学校との協力や会場の選定が必要である。	“学校・地域 ひとつなぎ”コーディネーター養成講座（全６回）を実施	4	507	333	教育総務課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
基本目標　４：活かす　～人づくり～　一人ひとりのできることを活かします　【地域活動の担い手支援】												
取組の視点４－２：地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます												
155	【重点】民生委員・児童委員研修	民生委員・児童委員が要支援者に対して行う見守り、相談、専門機関との連携等の活動を支援するため、必要な知識及び技術を修得できる研修を実施します。	全部委託	研修内容が理解できた人の割合：90%以上	民生委員に対して、その属性に応じた研修を業務委託（受託者：株式会社東海道シグマ）により実施した。 研修内容が理解できた人の割合：93.66%	一斉改選後の新任民生委員対象に業務内容の説明や資料作成の方法、相談、専門機関との連携等の活動を推進する上で必要不可欠な知識及び技術の習得できた。	働きながら民生委員児童委員活動を行う委員に対して、平日に行われる研修会への参加が負担となる。	オンラインでの研修等の拡大、アーカイブ配信の活用。 オンラインサービスの利用拡充を検討する。	4	4,922	3,300	福祉総務課
156	【重点】民生委員児童委員協議会活動負担金	法定地区民生委員児童委員協議会の活動が円滑にできるよう支援するため、地区民生委員児童委員協議会へ活動負担金を交付します。	補助金	訪問活動日数:146,700日/年 ※過去３年間（R3~5年度)の平均値の0.5%増を目標値とする。	各地区民児協に対して、「地区民生委員児童委員協議会活動費取扱要領」に基づき、活動負担金を交付した。 訪問活動日数：148,552日/件	法定地区民協において必要な定例会及び研修会等が開催され、所属する民生委員・児童委員及び法定地区民協会長の活動が行われた他、地域団体その他団体等との連携等が実施された。	活動負担金によりすべての委員活動や民児協活動に係る費用が負担できているものではないため、意欲的に活動する委員や地域ほど、自己負担の割合が増加している状況にある。	活動負担金の支給だけではなく、民生委員・児童委員に期待される活動を十分に行える環境を総合的に整備する。	4	131,137	129,154	福祉総務課
157	【重点】民生委員児童委員協議会補助金	法定地区民生委員児童委員協議会の相互の連携や、行政・関係機関等と協力し、地域福祉の推進を図るため、静岡市民生委員児童委員協議会に対し補助金を交付します。	補助金	各種事業会議の開催数：50回/年	静岡市民生委員児童委員協議会に対して、「静岡市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付した。 各種事業会議の開催数：64回/年	研修による幹部民生委員・児童委員等の指導力の習得及び資質の向上 機関紙の発行及び街頭キャンペーンによる民生委員・児童委員活動の周知 主任児童委員活動の手引きとなり、かつ役割を紹介する子冊子を発行、配布を実施。	近年の物価上昇により、補助金による実質的な事業負担規模は縮小している。	補助対象事業の効率的かつ効果的な実施について、静岡市民生委員児童委員協議会とともに検討する。	4	2,248	2,248	福祉総務課
再掲2	【再掲】市民活動支援システム活用事業	自らの意思により地域で活動する市民を増やし、シチズンシップが発揮される市民主体のまちづくりの実現するため、市民活動ポータルサイト「ここからネット」の運用等を行います。スマートフォンにも対応し、地域や活動分野で検索できるほか、身近な市民活動団体を地図からも探すことができます。	一部委託	アクセス数206,000/年	市民が市民活動に関する情報に触れる機会を創出するべく、サイトの普及啓発のためのチラシ作成・配布、広報紙への掲載などを行った。総アクセス数175,138/年	市民活動団体の情報更新が活発でないこと、サイトが市民に広く普及していないことが目標としているアクセス数の85%に留まった原因になっていると考えられる。	情報を公開している市民活動団体のうち、情報の更新頻度が高い団体は３割程度であることから、団体の継続的な情報更新や主体的な情報発信には十分につながっていない。また、ここからネットのアクセス数についても令和６年度以降減少傾向にあり、情報の受け手である市民への到達度や、情報発信の効果について課題が見られる。	課題を踏まえ、市民活動支援システム「ここからネット」は令和８年度中に廃止とし、今後の市民活動に関する情報発信については、市民活動センターや既存媒体を活用しながら、より市民に直接届く形での支援へと移行し、実情に即した持続可能な運用体制の構築を図る。	2	2,853	2,853	市民自治推進課
158	青少年健全育成団体の活動への支援	地域、学校、家庭が連携した地域ぐるみの青少年育成活動を推進し、地域住民の意識と関心を高めつつ青少年の健全育成を図る青少年健全育成団体に補助金を交付します。	補助金	・補助金の適正交付 ・市内全48地区で健全育成大会を開催	補助金の適正交付 ・市内全47地区で健全育成大会を開催	地域ぐるみの青少年健全育成活動の推進を図ることができた。	補助金に係る事務作業が煩雑。補助団体が事務処理の不慣れ等により負担が大きい。	事務手続きの簡素化、適宜説明会の開催、簡易なマニュアル作り等。 補助金の適正交付 ・市内全45地区で健全育成大会を開催	4	10,861	10,662	こども若者応援課
159	重症心身障がい児（者）を支援する人材の確保・養成	重症心身障がい児（者）対応の既存施設、親の会等との連携により、利用者目線により実践的な支援能力及び地域に即したマネジメント能力向上のための研修等を実施します。	全部委託	講座実施回数：10回	講座実施回数：12回	年間を通して目標値を超えた講座数を実施できた。看護、介護を学ぶ学生を中心に、重症心身障害への理解を促進することができた。	重症心身障害への理解及び支援者養成のためには、今後も継続して事業を実施していく必要があるとともに、新たな講座開催先を検討していく必要がある。	受託先とともに、効果的な講座開催先の設定を検討していく。	4	406	400	障害福祉企画課
160	多職種協働研修	医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、総合的なケアにつながるために、地域における認知症ケアに携わる多職種協働の強化と医療・介護・福祉等の人材育成・地域リーダーの育成の推進に取り組みます。	直営	廃止							地域包括ケア推進課	
再掲127	【再掲】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	一部委託	新たな支え合い活動の創出： 9 箇所	新たな支え合い活動の創出：13箇所 （葵区：7箇所、駿河区：3箇所、清水区：3箇所）	・目標を上回ることができ、地域の支え合いの場を創出することができた。	・支え合いの場が増えたが、利用者とのマッチングがうまくいっていない状況であり、利用者がおらず、支え合いの場が継続して行っていくことが困難になっている。	・継続して新規で支え合いの場を増やす。 ・生活支援の担い手養成を行っていく。 ・支え合いの場の周知と利用したいと思っている方への周知を行い、支え合いの場を継続させていく。 ・支え合い活動に関する窓口を設置して、利用者と活動者のマッチングを強化する。	4	100,889	99,984	地域包括ケア推進課
161	難病患者等ホームヘルパー養成事業	難病患者等が安心して療養できるよう、ホームヘルパーを対象に、難病等についての知識・介護技術の向上のための研修を実施します。	直営	研修開催回数：1回	研修開催回数:１回 参加者数:27人	研修後アンケート結果 ・内容をよく理解できた、理解できたと回答した参加者が96% ・難病、難病患者の支援について関心が高まったと回答した参加者が96%	参加者への周知方法や日程等、より参加しやすい方法を検討する必要がある。	継続的に事業を実施していく。	4	142	115	保健所総務課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
162	ゲートキーパー養成研修の実施	市職員、並びに市の委託事業等及び関係機関・団体において各種相談業務等に従事している職員に対して、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気付き、話を聞いて必要な支援につなげる等適切な対応を図ることができる人）養成研修を実施します。	一部委託	市職員向け（e-ラーニング）年１回実施 支援者向け（基礎研修）年１回実施 （講師養成研修）年３回実施 一般市民向け（動画配信）継続実施	市職員向け（e-ラーニング）：１回実施 （基礎研修）：１回実施 支援者向け（基礎研修）：実施無し （講師養成研修）：事業廃止 一般市民向け（動画配信）：実施	支援者向け研修が未実施となったが、生きづらさを抱えた市民を支援することが多い業務に従事する市職員に、自殺に係る正しい知識や支援情報を学ぶ機会を提供することができた。	研修の更なる充実が必要である一方、限られた人材・予算で、効果的にゲートキーパーを養成する必要がある。	生きづらさを抱える市民と接する機会が多い支援者層に重点を置きゲートキーパー研修を実施する。	4	33	0	精神保健福祉課 こころの健康センター
163	ボランティア団体連絡協議会補助金	ボランティア活動の活性化及びボランティア活動を通じての地域福祉推進を図るため、ボランティア活動事業に対し補助金を交付します。	補助金	ボランティア広報普及啓発実施事業数：２事業	ボランティア広報普及啓発実施事業数：２事業（14回）	「しずおかのボランティア」を２回刊行、「静岡V連レポート」を毎月１回発行し、活動内容等について関係団体へ周知することでボランティア活動の活性化及びボランティア活動を通じた地域福祉の推進を図ることができた。	さらなる活動の活性化及び地域福祉の推進のため、今後も継続して周知を図っていく必要がある。	今後も継続して周知をしていく。	4	461	461	福祉総務課
164	母親クラブの育成	子どもの健全育成を図る母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るため、各母親クラブに対して運営費の一部を助成します。	補助金	継続実施	市内母親クラブ４団体に補助金を交付（153,000円×４団体）	・児童館や生涯学習交流完等で活動を行い、子どもの健全育成に寄与した。	母親クラブ会員の高齢化	継続実施	4	765	612	こども未来課
165	認知症介護実践者等研修事業	認知症高齢者に対して適切な知識と技術により介護サービスが提供されるよう、知識、経験、職種等に応じた研修を開催し、介護技術の向上、専門的な人材の養成など、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。 （実践者研修、実践ﾘｰﾀﾞｰ研修、開設者研修、管理者研修、計画作成者研修、指導者養成研修	直営	各研修開催数：各研修１回	各研修１回開催	140名（実践者研修98名、実践リーダー研修４名、開設者研修１名、管理者研修27名、計画作成者研修10名、指導者養成研修０名）が研修を受講し、認知症高齢者に対して適切な介護サービスが提供できるようになった。	研修内容によっては受講者が少ないため、周知方法を検討する必要がある。	引き続き、研修対象者が受講機会を逃すことがないよう研修情報発信を積極的に行う。	4	0	0	介護保険課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	（３）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（４）事業目標	（５）事業実績	（６）事業実施による効果や成果	（７）課題	（８）今後の取組方針等	（９）評価	（10）事業費（千円） 予算額	（10）事業費（千円） 実績額	
基本目標　４：活かす　～人づくり～　一人ひとりのできることを活かします　【地域活動の担い手支援】												
取組の視点４－３：地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します												
再掲110	【重点】【再掲】地域生活支援ネットワークコーディネーター配置業務	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、関係者間の連携強化を図るコーディネーターを配置する。（静岡シチズンカレッジ こ・こ・に対象講座「移動支援事業従事者養成研修」実施業務を含む）	全部委託	地域生活支援部会の開催：年２回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	地域生活・移行支援部会の開催：2回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	専門的な支援を行える人材養成や事業所間での情報共有ツールの運用等により、地域全体で障がい者を支える体制構築を推進した。	令和５年度末に地域生活支援拠点等コーディネーターの役割が新たに国から示された。国が示した役割と比較しながら地域生活支援拠点等の評価を実施する必要がある。	地域生活・移行支援部会内で地域生活支援拠点等の評価を実施するとともに市のコーディネーターの役割を整理したうえで事業を実施していく。	4	6,679	6,665	障害福祉企画課
166	「こどもみらいプロジェクト」イベントへの参加	静岡新聞・静岡放送が主催（静岡市後援）するイベントで、地域団体や企業等も参加して、子育てに関する情報発信、ネットワークづくりなどを目的とし、ステージでの催しや各ブースにて様々な取組や情報提供を行います。	直営	継続廃止								こども未来課
167	「静岡市子育て支援団体連絡会」の運営	市内の子育て支援活動を行う子育てサークル、NPO法人、企業などの団体や個人等からなる連絡会を運営し、相互理解、情報交換、活動の連携を進めることで、地域における子育て支援活動を促進します。	直営	連絡会の実施：３回 会員数：64団体	毎年度、連絡会を開催。 会員数82団体	・交流会や各団体の情報提供の実施による会員同士の相互連携 ・子育て支援団体連絡会として子どもの遊び場イベントに参加するなど、連絡会として協力した子育て支援事業の実施	新規会員獲得ための周知の促進	継続実施	4	0	0	こども未来課
168	地域学校協働活動推進事業	本市が実施してきた学校・地域の連携協力による学校応援団活動の仕組みを基盤として、放課後子ども教室等の活動に関わる地域人材との共有を図りながら、学校と地域が連携・協働することにより、地域全体で子どもたちの健やかな育成を図る。	一部委託	・地域の子どもは学校だけでなく、地域住民も主体的に関わり育てていくものと考える地域住民の割合90% ・放課後子ども教室参加児童の満足度100%	・中学校区に統括的な地域学校協働活動推進員を36人、小学校区に地域学校協働活動推進員を84人配置し、全小中学校で学校応援団活動を実施。地域の子どもは学校だけでなく、地域住民も主体的に関わり育てていくものと考える地域住民の割合99.1%であった。 ・放課後子ども教室を79校で実施し、放課後に子どもたちが安心・安全に活動できる場を提供できた。また、参加児童の満足度は91.9%であった。	延べ約19万にも上るボランティアが市内小中学校で活動を行った。また、「学校と地域（よこのつながり）」を強化していくために、有効な活動事例等の情報を必要としている学校に対して、「学校・地域ひとつなぎだより」「学校・地域ひとつなぎリーフレット」等による事例紹介、推進員による情報提供等を実施した。各校それぞれ特色ある取組により、放課後子ども教室参加児童の満足度は高い数値となった。	地域学校協働活動を担う地域学校協働活動推進員やボランティア人材の不足が課題である。人材発掘育成のため、研修会や"学校・地域ひとつなぎ"コーディネーター養成講座を継続して実施するとともに、学校、PTA、自治会等に事業の周知を広げていく。	・ 全小中学校で学校応援団活動実施 ・ 小学校79校で放課後子ども教室を実施	4	118,228	95,407	教育総務課
169	子ども食堂交流事業	「子ども食堂」とは、子どもが一人でも安心して利用できる地域の居場所のひとつであり、NPO法人や個人等の民間が自発的に運営している。市が主体となってネットワークを形成し、従事者を対象とした研修の開催やガイドブックの作成により、市内での「子ども食堂」への理解と拡がりに寄与し、地域全体で子どもを育てる機運の醸成を図る。 〇運営する団体同士の交流会を開催し、支援の実態や課題の抽出など、意見交換や情報共有を行う。 〇従事するスタッフやボランティアへの研修を開催し、従事者の質の確保を図る。 〇新規に開設したい団体や、ボランティアとして関わりたい、寄附により支援を考えたい人たち等に向けたガイドブックを作成する。	直営	交流会の開催（１回） 研修の開催（１回）	交流会開催：１回 研修の開催：１回 ※一体的に実施	こども食堂運営者等10名が参加し、NPO法人からの講演及びグループトークを通じて、子ども食堂運営スタッフとしての知識の向上や子ども食堂同士のネットワークの形成を図った。 ※　本事業の実施にあたり、報償費、需用費及び使用料の経費が発生しなかったため、実支出額は全て0円	市内のこども食堂の実態把握	継続実施	4	234	0	こども未来課
再掲127	【再掲】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	一部委託	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出：13箇所 （葵区：7箇所、駿河区：3箇所、清水区：3箇所）	・目標を上回ることができ、地域の支え合いの場を創出することができた。	・支え合いの場が増えたが、利用者とのマッチングがうまくいっていない状況であり、利用者がおらず、支え合いの場が継続して行っていくことが困難になっている。	・継続して新規で支え合いの場を増やす。 ・生活支援の担い手養成を行っていく。 ・支え合いの場の周知と利用したいと思っている方への周知を行い、支え合いの場を継続させていく。 ・支え合い活動に関する窓口を設置して、利用者と活動者のマッチングを強化する。	4	100,889	99,984	地域包括ケア推進課

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
基本目標　５：続ける　～つながりづくり～　支え合えるしくみを持続させます　【多様な主体の連携と継続】												
取組の視点５－１：地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます												
170	【重点】認知症高齢者見守りシステム（しずメール）	認知症高齢者の命を守り、暮らしをケアするために、認知症高齢者を普段から見守るネットワークを構築し、拡大していきます。徘徊で行方不明になったときには早く保護できるよう協力者に情報をメール配信して高齢者の命を守ります。	一部委託	しずメール新規登録者数：2,500人	1,255人	目標値には達しなかったものの、登録者数は増加しており、高齢者を見守るネットワークの協力体制は維持できている。	高齢者の事前登録及び見守りシール配布が少なく、配信数が少ない。	高齢者を見守るネットワークの維持・拡大を図るため、認知症サポーター養成講座や各種講座等においてチラシを配布し、周知啓発を実施していく。	3	946	909	地域包括ケア推進課
171	【重点】高齢者見守りネットワーク推進事業の協力に関する協定	企業と見守り協定を締結し、市内において営業活動等の際に、ひとり暮らし高齢者等及びひとり暮らし高齢者等の居住する住宅に関して異変に気付いたときは、異変の内容を市に通報する体制を作っています。	直営	見守り協定締結数（累計）：66協定	72協定	見守り協定締結事業者の数は目標値を達成し、見守り協定の仕組みに則り、企業活動に支障のない範囲で、高齢者等の異変に対応することができている。	高齢者等の異変に迅速に対応するため、見守り協力事業者と地域包括支援センターの連携体制を維持・強化する必要がある。	見守り協力事業者と地域包括支援センターで事例共有、情報交換を行う機会を提供し、連携強化を図る。	4	23	0	地域包括ケア推進課
172	高齢者見守りネットワーク	・地域包括支援センター等の福祉関係機関と連携し、高齢者の消費者トラブル未然防止及び早期相談を図る。 ・民生委員や介護事業者などの高齢者と関わる機会の多い見守り者への講座を通じて、高齢者の消費者トラブル未然防止への理解促進を図る。	直営	見守り者への情報提供件数：12回以上 SNS等を活用した情報発信：12回以上	見守り者への情報提供件数：27回 SNS等を活用した情報発信：32回	国民生活センターや警察などの機関からの情報提供を中心に、情報の必要性を判断し、迅速に見守り者に対して情報提供を行うことができた。 また、SNSを活用した積極的な情報発信を行うことができた。	情報提供先であるメーリングリストへのさらなる登録を、福祉関係機関等へ促していく必要がある。 消費者トラブルが多様化しており、情報の緊急性や必要性に即した手段での周知・啓発を図る必要がある。	引き続き、見守り者へ迅速に情報提供を行うとともに、SNSを活用した情報発信を行う。	4	0	0	生活安全安心課
173	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの一時的な預かりや移動支援などの援助を必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員との連絡・調整や、援助者への講習等を行い、会員の相互援助を支援します。	全部委託	会員数：1,170人	・会員数：1,159人 ・年間サポート件数：7,689件	・依頼会員の援助活動を年間合計で7,689件対応した。 ・支援センターの多機能型を活かした、一体的支援にも取り組んだ。	・まかせて会員の確保・認知度の向上	・まかせて会員講座についてチラシの配布・市の広報紙掲載 ・支援センター・児童館の従事者へ登録の呼びかけ	4	20,552	20,540	こども未来課
174	緊急サポートセンター事業	病気中又は病気の回復期にある子どもの保育や緊急的な預かりなどの援助を必要とする家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助をしたい会員との連絡・調整等を行い、会員の相互援助を支援します。	全部委託	会員数：246人	・会員数：225人 ・年間サポート件数：209件	・依頼会員の援助活動を年間合計で259件対応した。	・まかせて会員の確保・認知度の向上	・まかせて会員講座について市の広報紙掲載	3	7,483	7,480	こども未来課
175	認知症地域支え合いプログラム実施事業	認知症による行方不明者が発生した場合の捜索練習や認知症の方への声かけの手法等、認知症の方を地域で見守るために必要な知識や技術を身につけるためのプログラムを住民主体で実施する活動を支援します。	直営	企画地区数：２地区 実施地区数：３地区	企画地区数：２地区 実施地区数：３地区	地域で認知症について考える機会を得ることにより、地域全体で認知症の方への対応を考えるという流れとなり、認知症当事者が安心して自宅で生活することができるようになった。	認知症について学ぶ機会を積極的に設けたいという地域とそうでない地域で温度差がある。	地域包括支援センターと連携して、未だに本事業を活用したことのない地域に積極的に事業活用の声掛けを行う。	4	495	223	地域包括ケア推進課
再掲169	【再掲】子ども食堂交流事業	「子ども食堂」とは、子どもが一人でも安心して利用できる地域の居場所のひとつであり、NPO法人や個人等の民間が自発的に運営している。市が主体となってネットワークを形成し、従事者を対象とした研修の開催やガイドブックの作成により、市内での「子ども食堂」への理解と拡がりに寄与し、地域全体で子どもを育てる機運の醸成を図る。 〇運営する団体同士の交流会を開催し、支援の実態や課題の抽出など、意見交換や情報共有を行う。 〇従事するスタッフやボランティアへの研修を開催し、従事者の質の確保を図る。 〇新規に開設したい団体や、ボランティアとして関わりたい、寄附により支援を考えたい人たち等に向けたガイドブックを作成する。	直営	交流会の開催（１回） 研修の開催（１回）	交流会開催：１回 研修の開催：１回 ※一体的に実施	こども食堂運営者等10名が参加し、NPO法人からの講演及びグループトークを通じて、子ども食堂運営スタッフとしての知識の向上や子ども食堂同士のネットワークの形成を図った。 ※　本事業の実施にあたり、報償費、需用費及び使用料の経費が発生しなかったため、実支出額は全て0円	市内のこども食堂の実態把握	継続実施	4	234	0	こども未来課
176	民生委員による高齢者実態調査の実施	市内に住む75歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯等を民生委員が訪問し、状態を聞き取る調査を実施します。調査結果は、市の福祉施策や民生委員活動の基礎資料となるとともに、地域包括支援センター等に提供し地域の見守り活動に有効活用しています。	直営	調査実施件数（75歳以上） 50,000件	民生委員が担当地区の対象高齢者を訪問し、現在の状態について、聞き取りを行った。また、支援が必要と思われる高齢者について、地域包括支援センターに情報提供を行った。 調査実施件数（75歳以上）：59,006件 情報提供件数：231件	対象者高齢者の現状を把握し、対象者の必要に応じた情報提供や、援護に活用することができた。	令和７年度から終活情報登録・伝達事業が開始されたことに伴い、高齢者の見守りは以前よりも充実しており、『高齢者の見守り』という点で事業内容が重複している。	民生委員を対象に調査の必要性に係るアンケートを実施中であり、その結果を基に、事業の廃止もしくは縮小を検討予定。	4	1,776	1,614	高齢者福祉課
再掲127	【再掲】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	一部委託	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出：13箇所 （葵区：7箇所、駿河区：3箇所、清水区：3箇所）	・目標を上回ることができ、地域の支え合いの場を創出することができた。	・支え合いの場が増えたが、利用者とのマッチングがうまくいっていない状況であり、利用者がおらず、支え合いの場が継続して行っていくことが困難になっている。	・継続して新規で支え合いの場を増やす。 ・生活支援の担い手養成を行っていく。 ・支え合いの場の周知と利用したいと思っている方への周知を行い、支え合いの場を継続させていく。 ・支え合い活動に関する窓口を設置して、利用者と活動者のマッチングを強化する。	4	100,889	99,984	地域包括ケア推進課
177	チームオレンジ運営支援	認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援に繋げる仕組み（チームオレンジ）の立ち上げに向けた活動を支援します。	直営	新規活動地区数：３箇所	新規活動地区：３箇所	各チームがそれぞれ自圏域にて活動することにより、地域の認知症に対する理解が促進された。	チームオレンジの認知度が低く、広く周知を行う必要がある。	地域包括支援センターと連携して新規に立ち上げを希望する団体について掘り起こしを行う。	4	107	0	地域包括ケア推進課

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）	
										予算額	実績額

基本目標　５：続ける　～つながりづくり～　支え合えるしくみを持続させます　【多様な主体の連携と継続】

取組の視点５－２：地区社協等、地域を基盤として活動する団体や企業などがつながり、互いの特性を活かして、活動を一体的に行います

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
178	子育てトーク事業	各地区の地区社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となって実施する地域主体の子育て支援事業への補助を行います。	補助金	継続実施	・68団体活動	・保護者とその子どもがふれあい、保護者同志の交流 ・保護者の心身のリフレッシュや悩み・不安等の軽減	・コロナ禍により実施を見送った団体があった。	継続実施	4	2,390	2,090	こども未来課
179	子育てパパトーク事業	各地区の地区社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となって実施する、主に父親とその子どもを対象とした地域主体の子育て支援事業への補助を行います。	補助金	継続実施	・３団体活動	・保護者とその子どもがふれあい、保護者同志の交流 ・保護者の心身のリフレッシュや悩み・不安等の軽減	・コロナ禍により実施を見送った団体があった。	廃止	4	180	90	こども未来課
再掲167	【再掲】「静岡市子育て支援団体連絡会」の運営	市内の子育て支援活動を行う子育てサークル、NPO法人、企業などの団体や個人等からなる連絡会を運営し、相互理解、情報交換、活動の連携を進めることで、地域における子育て支援活動を促進します。	直営	毎年度、連絡会を開催。 会員数95団体	連絡会の実施：３回 会員数：64団体	・交流会や各団体の情報提供の実施による会員同士の相互連携 ・子育て支援団体連絡会として子どもの遊び場イベントに参加するなど、連絡会として協力した子育て支援事業の実施	新規会員獲得ための周知の促進	継続実施	4	0	0	こども未来課
180	青少年育成センターの運営	・非行の早期発見、早期指導、声掛けを通し、青少年の非行防止を図るために補導活動（中央、地区、一斉補導等）を実施します。 ・県条例に基づき、環境整備活動を実施します（立入調査、社会環境実態調査、有害図書回収活動等）。 ・広報啓発活動（啓発リーフレットの作成、配付、街頭キャンペーン等）を実施します。	直営	・年間計画に基づき、補導活動年間900回以上（中央、地域・地区等）の実施 ・立入調査（40店舗）の実施。 ・啓発リーフレットの作成配布（3回/年）、街頭キャンペーンの実施（2回/年）	（実施件数） ・補導活動全実施回数：895回（中央補導：36回、地区補導：693回、特別補導：4回、一斉補導35回、センター補導91回、青パト36回） ・環境調査：528店舗、立入調査：９店舗、実施 ・啓発リーフレット1,500部作成配布、街頭キャンペーン2回実施	・補導活動の実施回数は概ね目標どおりとなった。 ・県条例に違反のあった店舗に対して、注意喚起することができた。 ・啓発リーフレットの作成配布や街頭キャンペーンの実施は概ね目標どおりであり、多くの市民へ周知することができた。	・補導活動従事者の確保 ・被害非行の未然防止（インターネット・SNSが起因する犯罪被害に対して） ・環境調査対象店舗数が多く、調査が煩雑になっている	・補導活動の実施方法について他市町の情報収集し、新たな補導活動の仕組みを検討する ・インターネット、SNS等の安心・安全な利用方法について、保護者等への啓発に努める ・環境調査対象店舗の精選	4	3,855	2,485	こども若者応援課
181	地域公益事業策定に係る意見聴取会議設置・運営事業	社会福祉法第55条の２第６項に基づく地域公益事業及び同法第24条第２項に基づく地域における公益的な取組の実施に関する意見を聴取することのできる場として、「地域協議会」を設置し、社会福祉法人が地域ニーズを把握することができるよう支援する。	直営	社会福祉法人の要請に基づき、適正に実施。	社会福祉法人から要請が無かったため実績なし	実績なし	なし	継続実施	4	70	0	福祉総務課
182	地区社協の活動支援	市社協と連携し、地区社協の活動を支援します。	補助金	実施	地区社協活動費、運営費の補助及び関係者育成に向けた研修や会議の実施	事業計画を確認し、適正に補助金を交付できた。また、交付先団体の行った事業に関する満足度調査（市社協が実施）において、おおむね満足という評価が得られた。	市補助金の申請額に対して、実績額（執行率）が低い	交付した補助金が適正に執行されているか、確認していく必要がある。	4	112,000	107,421の一部	福祉総務課

基本目標　５：続ける　～つながりづくり～　支え合えるしくみを持続させます　【多様な主体の連携と継続】

取組の視点５－３：地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する地域ネットワークをつくります

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
183	【重点】避難行動要支援者避難支援制度の推進	災害時の要支援者の避難支援を迅速・的確に行うため、避難行動要支援者名簿・台帳の作成及び地域への配布を行い、地域における支援体制の強化を図ります。	直営	名簿及び台帳の作成、配布の実施	・令和６年度の調査を反映させた名簿及び台帳を作成し、自主防災会及び民生委員児童委員協議会に情報提供した。 　地域へ名簿提供している要支援者数：約12,000人	名簿を自主防災会及び民生委員児童委員協議会と共有することで、日頃の見守り活動の充実を図った。	・Ｒ６に更新手続きを行わず、名簿から削除された方の中に、避難支援が必要だと考えられる方がいる。 ・名簿の活用状況について、地域ごとに差が見られる。	・Ｒ７に更新手続きがあった方の情報を追加した名簿を地域に配布する。 ・名簿の活用方法について、自主防災連絡会、民児協理事会等で周知していく。	4	4,523	5,020	福祉総務課
184	地域防災訓練への参加促進	防災意識の高揚を図るため、地域の自主防災組織主体の訓練を実施します。	直営	住民組織及び福祉団体を通じ、支援が必要な人の訓練への参加について協力を依頼します。 地域防災訓練参加者数：91,000人以上	住民組織及び福祉団体と連携し、支援が必要な方への参加促進を図った。 地域防災訓練参加者数：119,804人	住民組織及び福祉団体との連携により、支援が必要な方を含めた地域住民の防災訓練参加促進が図られ、地域防災意識の向上及び災害時における共助体制の強化につながった。	地域によって防災訓練への参加状況に差が見られること。	地域の実情に応じた取組を進めるとともに、関係団体との連携強化を図りながら、継続的な参加促進に取り組む必要がある。	5	1,413	1,220	危機管理課
185	防災出前講座の開催	主に地域団体を対象に、ビデオ、スライド、冊子等を用いて、家庭や地域における災害対策の講座を開催します。	直営	関係施設や団体に対し防災出前講座の利用の促進を図ります。 出前講座参加者数：7,500人以上	各種地域団体等を対象に、ビデオ、スライド、冊子等を用いて、家庭や地域における災害対策の講座を実施しました。 出前講座参加者数：7,075人	防災意識の普及啓発及び各種地域団体等の防災意識の向上が図られ、自助・共助の意識醸成につながった。	出前講座への参加者が固定化する傾向が見られること。	周知方法の工夫や開催時間帯の見直しなど、参加しやすい環境づくりを進める必要がある。	4	1,322	568	危機管理課
186	福祉避難所の確保及び運営	通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のための避難所として、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所を確保します。	直営	継続実施	市役所内部において、災害配備態勢の整備及び災害時の配備を行った。 福祉避難所指定施設を交えた情報伝達訓練を3回行った。 福祉避難所指定施設向け説明会を1回実施した。	訓練により、福祉避難所の被災状況の報告から要配慮者の受入れ依頼までの一連の流れを確認できた。 説明会の開催により、指定施設に対して福祉避難所開設のための情報発信・意識啓発ができた。	要配慮者の避難先拡充のため、福祉避難所指定施設を増やすことが求められる。	福祉避難所未指定の福祉施設に対して、福祉避難所について説明し、指定の働きかけを行う。	4	50	0	福祉総務課

No.	（1）事業名	（2）事業内容	（3）直営／委託	令和７年度実績							（18）所管課	
				（4）事業目標	（5）事業実績	（6）事業実施による効果や成果	（7）課題	（8）今後の取組方針等	（9）評価	（10）事業費（千円）		
										予算額	実績額	
187	聴覚障がいのある人のための緊急情報受発信事業	①登録された聴覚障がいのある人に対し、大雨・洪水・土砂災害等の警報や避難勧告等の災害情報が同報無線で発表された際に、24時間体制でファックスでの情報提供を実施します。 ②緊急通報を24時間体制で指令課で受信します。 【緊急通報受信体制】 ■NET119 　登録された聴覚障がいのある人が携帯電話等で発信した文字情報による緊急通報を受信します。 ■FAX119 　聴覚障がいのある人がファックスを使用し発信した緊急通報を受信します。 【緊急通報内容】 火災・救急・救助・ガス漏れ事故等	直営	①対象となる災害情報の発表件数に対する、ファックス送信回数の割合：100% ②継続実施	①対象となる13件の警報すべてに対応した。 ②障がいがある方からの災害発生事案に速やかに対応した。	①聴覚障がいのある人への情報保障ができている。 ②管轄住民の「安全・安心の確保」に寄与することができた。	①②なし	①危機管理課のシステムに統合し、障害福祉企画課の事業としてはR7をもって廃止 ②当該事業を継続的に実施する。	4	①58 ②3,300	①4 ②3,300	①障害福祉企画課 ②指令課

第４次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）事業目標(令和８年度)

基本目標　　１：育む　～意識づくり～　多様性を認め合う心を育てます　【福祉教育】
取組の視点１－１：多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
1	【重点】静岡型地域包括ケアシステム情報発信事業	市民が、できる限り健康で人生を楽しむことができ、住み慣れた「自宅でずっと」、自分らしく暮らすことができる「健康長寿・誰もが活躍のまち」を実現できるよう、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり」や「静岡型地域包括ケアシステム」について、市民や専門職に情報を積極的に発信するため、専用のわかりやすいホームページを設けて、周知啓発を図る。	専用ウェブサイトの月平均訪問者数2,600人	専用ウェブサイトの月平均訪問者数2,800人	専用ウェブサイトの月平均訪問者数3,000人	事業廃止			地域包括ケア推進課
2	市民活動支援システム活用事業	自らの意思により地域で活動する市民を増やし、シチズンシップが発揮される市民主体のまちづくりの実現するため、市民活動ポータルサイト「ここからネット」の運用等を行います。スマートフォンにも対応し、地域や活動分野で検索できるほか、身近な市民活動団体を地図からも探すことができます。	アクセス件数 183,000/年	アクセス数206,000/年	アクセス数181,500/年	事業廃止			市民自治推進課
3	児童福祉週間啓発事業	児童福祉の理念の周知を図るとともに、市民の児童に対する理解と認識を深め、児童愛護の責任を自覚するよう強調することを目的として、毎年5月5日から1週間を「児童福祉週間」と定められており、啓発活動を実施します。	懸垂幕・SNS等を用いた周知・啓発活動を実施	懸垂幕・SNS等を用いた周知・啓発活動を実施	懸垂幕・SNS等を用いた周知・啓発活動を実施	懸垂幕・SNS等を用いた周知・啓発活動を実施	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	児童福祉の理念をSNSや広報紙で周知すると同時に、子育て支援情報や相談窓口の入口として「ちゃむしずおか」を紹介することで、子育てしやすいまちであると感じる意識の変化を測定する指標を設定した。	こども未来課
4	静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ」の運営	子育てに関する行政情報や制度案内をはじめ、サークル紹介、イベント情報などを総合的に掲載したウェブサイトを管理運営します。携帯やスマートフォンにも対応するほか、ＳＮＳを活用した情報発信を行います。	全ページアクセス数合計：月平均46,000ページ	全ページアクセス数合計：月平均46,000ページ	全ページアクセス数合計：月平均46,000ページ	全ページアクセス数合計：月平均46,000ページ	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	子育てに関する行政情報や制度案内等へのアクセス性を高め、必要な情報に円滑にたどり着ける環境を整えることで、子育てしやすいまちであると感じる意識の変化を測定する指標を設定した。	こども未来課
5	「しずおかし子育てハンドブック」の作成・配布	子育てに関する様々な情報を掲載したハンドブックを作成し、主に保健福祉センターで母子健康手帳交付時に配布します。	20,000部作成・配布	20,000部作成・配布	20,000部作成・配布	20,000部作成・配布	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	子育てに関する様々な情報を体系的に整理、周知及びすぐに手元で確認できるようにすることで、子育てしやすいまちであると感じる意識の変化を測定する指標を設定した。	こども未来課
6	青少年対象事業に関する情報提供	内閣府主催青年国際交流事業等、青少年を対象とする各種事業について市webサイトや市facebook等を活用し、市民向けの広報を実施します。	継続実施	市Webサイトで青少年向けイベントを紹介したほか、市内青少年団体の活動に関する広報実施	市Webサイトで青少年向けイベントを紹介するほか、市内青少年団体の活動に関する広報実施	事業廃止			こども若者応援課
7	視覚障がいのある人等への音訳資料の提供の推進	視覚障がいのある人等のために、音訳資料の製作・貸出し等を実施します。	継続	継続	継続	継続	音訳資料の所蔵数の増加と貸出しの実施	障がいのある人も読書を楽しむ機会を提供できているかを測定する指標を設定した。	中央図書館
8	点字・声の広報等発行事業	視覚障がいのある人を対象に、広報しずおかの点字文書や録音テープ及びデイジーCDを作成し、情報提供を実施します。（声の広報、点字広報（全文版・縮訳版）各年12回）	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	視覚障害のある人の市政情報に触れる機会が増加	市からの情報発信を音声や点字で行うことで、視覚障害のある方にも市政情報を伝えられ、市政に関心を持つ機会をつくることができるため。	広報課
9	ユニバーサルスポーツへの理解促進	スポーツイベントの場に障がい者スポーツのデモンストレーションや体験の場を設け、障がいのある人のスポーツ活動に関する理解の促進を図ります。	・障がいのある人との交流イベントを年２回実施	・障がい者スポーツ体験イベントを年４回実施 ・障がいのある人との交流イベントを年１回実施	・障がい者スポーツ体験イベントを年４回実施 ・障がいのある人との交流イベントを年１回実施	・ユニバーサルスポーツ体験イベントを年５回実施	イベント参加者の満足度（年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、イベントに参加できたと答えた人の割合）が80%	インクルーシブなイベントを開催し、障がいの有無に関係なく様々な人と一緒に活動することの楽しさや他者と共生することの楽しさ多くの人に体感してもらうことが成果であるため。	スポーツ振興課
10	ねんりんピック選手派遣	毎年開催される全国健康福祉祭（ねんりんピック）に本市の代表選手団を派遣し、全国の選手と交流することにより、元気と生きがいを持ち、生き生きと過ごす長寿社会を目指します。	140人	派遣選手人数：154人	派遣選手人数：177人	派遣選手人数：216人	大会参加者の満足度90%以上	大会に参加したことで、今後の健康づくりや生きがいにつながったと実感した人の割合が高い状態に保たれ、事業本来の目的が果たされていることを指標とした。	高齢者福祉課
11	介護保険制度趣旨普及	一般市民向けパンフレットの作成等を通じ、介護保険制度の周知を図ります。	・印刷部数45,000部 ・パンフレットを希望者に配付できた割合100%	・印刷部数40,000部 ・パンフレットを希望者に配付できた割合100%	・印刷部数40,000部 ・パンフレットを希望者に配付できた割合100%	・印刷部数-40,000部 ・パンフレットを希望者に配付できた割合100%	介護に関する情報を収集できている市民の割合が増加する	当事業は、市民等に必要な情報や制度内容の周知を目的とするものであるため、市民の情報収集状況を成果として把握する指標として設定した。	介護保険課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
12	障がいの理解促進や地域リハビリテーション推進に関する普及啓発事業	身体障がいや知的障がいに対する特性を理解したり、地域リハビリテーションやノーマライゼーションの理念を推進するため、専門研修等を実施します。	研修会等８回 情報誌配布 ホームページの更新	研修会等８回 情報誌配布 ホームページの更新	研修会等８回 情報誌配布 ホームページの更新	研修会等８回 情報誌配布 ホームページの更新	障がい特性や支援に対する理解度の向上	研修回数増加等の量的成果ではなく、情報発信・共有を通じて障がいへの理解を指標として設定した。	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ
13	心の輪を広げる障害者理解促進事業	障がいのある人とない人との心のふれあい体験を綴った「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、障がいに対する理解促進を図ります。	応募作品数：25点	応募作品数：25点	応募作品数：25点	応募作品数：25点	「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」への応募作品数　25点	障がいに対する理解度・関心度を測るため、応募作品数を指標とした。	障害福祉企画課
14	心のバリアフリーイベント	障がいのある人との交流イベントを実施します。また、障害者週間（12月３日～９日）に市庁舎内で障がい者団体等を紹介するパネル展示と市街での啓発品の配布等の啓発活動を実施します。	来場者アンケートで「障がいや障がいのある人について理解が深まった」と回答する割合：90%以上	来場者アンケートで「障がいや障がいのある人について理解が深まった」と回答する割合：90%以上	来場者アンケートで「障がいや障がいのある人について理解が深まった」と回答する割合：90%以上	来場者アンケートで「障がいや障がいのある人について理解が深まった」と回答する割合：90%以上	来場者アンケートで「障がいや障がいのある人について理解が深まった」と回答する割合：90%以上	障がいや障がいのある方に対する理解度を測るため、心のバリアフリーイベントへの来場者アンケートを指標とした。	障害福祉企画課
15	公共施設を活用した授産製品の普及支援	葵区・駿河区・清水区庁舎等の公共施設に自主製品の展示販売所を設置し、障がいのある人の能力、就労意欲の向上及び工賃向上を図ります。	継続実施 （各区1箇所設置）	継続実施 （各区1箇所設置）	継続実施 （各区1箇所設置）	継続実施 （各区1箇所設置）	公共施設内での授産製品の販売機会の提供（葵区、駿河区、清水区それぞれ１箇所ずつ）	障がいのある方の社会参加の機会を創出するため、区役所機能を持つ庁舎に１箇所ずつの設置を指標とした。	障害福祉企画課
16	地域における障がいの理解促進事業	市政出前講座の実施等を通じ、地域における障がいへの理解を促進します。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	申し込みがある出前講座の100%実施	市民が希望する出前講座を実施することにより、障がいへの理解が促進するため指標として設定した。	障害福祉企画課
17	人権啓発事業	人権の大切さ、人権尊重の理念を地域社会に広く浸透させるため、各種啓発事業を行う。	啓発事業におけるアンケートで「人権についての関心が深まった」と回答した人の割合：90%	啓発事業におけるアンケートで「人権についての関心が深まった」と回答した人の割合：90%	啓発事業におけるアンケートで「人権についての関心が深まった」と回答した人の割合：90%	①市内こども園等園児向け人権教室実施回数６回 ②各種啓発イベントの実施回数３回	啓発事業におけるアンケートで「人権についての関心が深まった」と回答した人の割合：90%	当取組は市民啓発を通し、人権尊重の理念を広めることを目的とするため、各種事業参加者の理解度を成果指標として設定した。	社会的包摂推進課
18	道徳・人権教育担当者会	年２回、各小・中学校の道徳及び人権教育担当者を集めて、研修会を実施します。	「いじめは，どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答する児童生徒95%以上	「いじめは，どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答する児童生徒95%以上	「いじめは，どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答する児童生徒95%以上	【学校教育課】 人権担当者研修会　年１回 人権感覚チェックを教員対象に実施 【教育センター】 ・道徳教育推進教師研修会　年２回 ・道徳教育年間指導計画別葉の作成 ・「いじめは，どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答する児童生徒96%以上 ・自他を大切にする心の育成のむけた道徳授業の１００%実施	【学校教育課】 「人が困っているときは、進んで助けています。」と回答する児童生徒が95%以上 「学校が楽しい」と回答する児童生徒が90%以上 【教育センター】 道徳科の授業の重要性を周知し、命の尊さやいじめを予防する授業実践を全ての学級で実施することで、自分と他人を大切にする心が育成され、いじめを許さないと考える児童生徒の割合増加	【学校教育課】 人権教育を推進することで、自分も他者も幸せにしたいと考えることが重要であるため、指標とした。 【教育センター】 「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と考える児童・生徒の意識を高めるため、道徳科の授業の確実な実施を測定する指標を設定した。	学校教育課 教育センター
19	福祉のまちづくりの推進（ゆびぷら関係）	施設のバリアフリー化を推進するとともに、ホームページ「Ｕ／Ｂぷら（ゆびぷら）」により市民に向けてユニバーサルデザイン・バリアフリー等への意識の啓発を図り、思いやりの心をもってお互いを尊重しあえるよう、誰もが自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができる住みよい福祉のまちづくりの推進に取り組みます。	掲載施設数の追加 10件	掲載施設数の追加　10件	掲載施設数の追加　10件	掲載施設数の追加　10件	障害のある方が外出する機会や施設を利用する機会が増加する。	障害のある方が持つ不安要素のひとつとして、外出先におけるバリアフリー設備の有無があげられるが、その不安を解消することによって地域社会とのかかわり等のきっかけとなる。	福祉総務課
20	児童虐待防止月間(11月)、オレンジリボンキャンペーン	児童虐待防止啓発活動を実施し、児童虐待防止の早期発見・未然防止への機運を高めます。	啓発活動実施	啓発活動実施	啓発活動実施				こども家庭福祉課
21	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業	障がいのある人などで、周囲からの配慮を必要としている人が身につける「ヘルプマーク」や、災害時や日常生活の中で困ったときのために必要な情報を記載しておく「ヘルプカード」の配布・普及啓発を行います。	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	各区障害者支援課等で、ヘルプマーク・ヘルプカードの配付	ヘルプマーク・ヘルプカードの啓発活動を実施し、必要とする方に配付することを指標として設定した。	障害福祉企画課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
22	「性の多様性」に関する啓発の実施	啓発パンフレット「にじいろＢＯＯＫしずおか」や「性の多様性に関する企業ガイドライン」を活用し、市民・企業向け出前講座の実施等を行います。	市政出前講座実施回数：5回	市政出前講座実施回数：5回	市政出前講座実施回数：5回	市政出前講座実施回数：5回	出前講座実施後のアンケートで「講座の内容を理解できた」と回答した団体・グループの割合：90％	当取組は出前講座を通し、性の多様性に関する理解を深めることを目的とするため、講座参加者の理解度を成果指標として設定した。	社会的包摂推進課
23	生涯学習施設での多様性の尊重など社会的包摂の実現に資する講座等の開催	幅広い世代に対して、人権、多様性の尊重、障がい者理解、介護やこころの健康など社会的包摂の実現に資する講座等を開催します。	全ての生涯学習施設（中山間地６施設を除く32施設）で社会的包摂の実現に資する講座等を年１回以上実施	全ての生涯学習施設（中山間地６施設を除く32施設）で社会的包摂の実現に資する講座等を年１回以上実施	全ての生涯学習施設（中山間地６施設を除く32施設）で社会的包摂の実現に資する講座等を年１回以上実施	全ての生涯学習施設（中山間地６施設を除く32施設）で社会的包摂の実現に資する講座等を年１回以上実施	受講生満足度95％以上	実施講座の質や受講生の理解度を定量的に把握する指標として有効なため、受講満足度を指標として設定した。	生涯学習推進課

基本目標　　１：育む　～意識づくり～　多様性を認め合う心を育てます　【福祉教育】

取組の視点１－２：支え合いの心を持ち、自分自身にもできることを探して行動します

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
24	福祉教育の実施・推進	学童から高齢者を対象に福祉用具の見学・体験や講座等を通じて、健康福祉や障がいの理解を深め地域リハビリテーションの理念を推進します。	講座開催数：20	講座開催数：20回以上（うち学校への福祉教育　10校以上）	講座開催数：20回以上（うち学校への福祉教育　10校以上）	教育講座の実施（依頼）	障害のある人や高齢者への理解を深めた人の割合	講座数増加といった量的成果ではなく、障害や福祉を学ぶ機会を提供することで学童期から理解を深めることを指標として設定した。	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ
25	学校における福祉教育の実施	社会福祉協議会と連携しながら、地域のお年寄りや障がいのある方と交流したり理解を深めたりする教育活動を実施し、共生社会の実現に向けた福祉教育の促進を図ります。	「人の役に立つ人間になりたい」と回答する子ども（小中平均）の割合：96％を維持	「人の役に立つ人間になりたい」と回答する子ども（小中平均）の割合：96％を維持	「人の役に立つ人間になりたい」と回答する子ども（小中平均）の割合：96％を維持	事業廃止			学校教育課
26	地域リハビリテーション推進に関する各種講座・研修等の開催	市民及び事業者等を対象に地域リハビリテーション推進に関する各種講座の開催や職員の派遣を行います。	実施回数：25回	実施回数：25回	実施回数：25回	実施回数：25回	健康づくりや介護技術の知識を得た受講者の満足度の向上	講座数の増加といった量的成果ではなく、介護や介護予防等の知識や技術を習得する機会を提供することを指標として設定した。	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ
27	ユニバーサルデザインの普及	ユニバーサルデザインの基本理念に基づいた、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちづくりの推進に取り組みます。	・ユニバーサルデザイン推進会議の実施 ・ユニバーサルデザイン出前講座の受講者数：1000名以上	・ユニバーサルデザイン推進会議の実施	UD推進会議及びUD出前講座は、令和6年度で終了。 (ユニバーサルデザインの取組については、主管課が主体的に実施していく) 引き続き、UDアドバイザー制度は実施。	事業廃止			景観まちづくり課

基本目標　　２：寄り添う　～しくみづくり～　一人ひとりが望む支援を届けます　【包括的支援】

取組の視点２－１：一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
28	【重点】成年後見制度利用促進事業	判断能力が十分でない市民を法律的に支援する成年後見制度の利用促進を図ります。	・報酬助成の実施 ・専門職による相談会　36回（３区×１回×12か月）	・報酬助成の実施 ・専門職による相談会　36回（３区×１回×12か月）	・報酬助成の実施 ・専門職による相談会　36回（３区×１回×12か月）	・報酬助成160件以上実施 ・専門職による相談会　36回（３区×１回×12か月）	・報酬助成の利用実績が前年度以上 ・相談会を利用した市民等の満足度90％以上	・市民等が経済的理由により成年後見制度の利用を断念するケースを減少させるため。また、成年後見制度を必要とする人に制度を利用してもらうための取組であるため、満足度を指標とした。	福祉総務課 障害福祉企画課 高齢者福祉課 精神保健福祉課
29	【重点】ヤングケアラー支援事業	本来大人が担うと想定されている家族の世話等を日常的に行っているヤングケアラーの負担軽減を目的とし、コーディネーターの配置や家事代行ヘルパーの派遣等を行う。	支援前に比較し、「負担であったことが軽減した」と感じる子どもの割合100％ 関係機関職員研修2回	支援前に比較し、「負担であったことが軽減した」と感じる子どもの割合100％ 関係機関職員研修6回	支援前に比較し、「負担であったことが軽減した」と感じる子どもの割合100％ 関係機関職員研修6回	支援前に比較し、「負担であったことが軽減した」と感じる子どもの割合100％ 関係機関職員研修５回	「負担であったことが軽減した」と感じる子どもの割合	「ヤングケアラー」については、まだ掘り起こしの段階のため、「支援につながっている件数」をKPIとし、相談件数の増加率（1.2倍）を毎年維持し、2035年には、564件を目指す。	こども若者応援課
30	福祉有償運送の登録支援	通院、通所等における高齢者や障がい者など、移動制約者の輸送を確保することを目的として行われる福祉有償運送の登録について、その必要性や課題、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保などのアドバイスにより、参入団体への登録支援を行います。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	福祉有償運送の登録について、事業者の登録や運営の支援がされている。	福祉有償運送の登録について、その必要性や課題、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保などのアドバイスにより、参入団体への登録支援を行う必要があるため。	福祉総務課 障害者支援推進課 介護保険課 精神保健福祉課 交通政策課
31	社会福祉法人及び社会福祉施設などに対する監査指導	社会福祉法人の適正な運営と社会福祉事業の経営を確保するため、所轄庁として法人に対する指導等を行います。また、社会福祉法人が経営する社会福祉施設が福祉に係る法令等に基づき適正に運営されているかどうかを確認し、指導等を行います。このほか、福祉事務所等の事務が各法令に基づき適正に行われていることを施行事務監査により確認します。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	社会福祉施設による質の高い福祉サービスが提供されている。	社会福祉法人や社会福祉施設の適正運営を図ることで、質の高い福祉サービスの提供が継続されることは、市民生活の安心につながり、地域福祉の向上に資するものであるため。	福祉総務課
32	ライフサポート事業	在宅で生活する重症心身障がい児（者）の地域生活を支え、介護する家族の介護負担の軽減及び介護力の回復を図るため、通所施設でショートステイを提供する事業を実施する団体に対して補助を交付します。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	事業者に対する補助金の交付処理の実施率100％	事業者に対する補助金の交付処理を滞りなく行うことで、重度の障がいがある方の家族の負担を軽減し、介護力の回復を図ることができる環境の形成につながることから、成果指標として設定した。	障害者支援推進課
33	障がいのある人に対する移動の支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援に要する費用の一部を助成します。	実利用者数(月)：569人 提供時間数(月):5,261時間	実利用者数(月)：583人 提供時間数(月):5,329時間	実利用者数(月)：609人 提供時間数(月):5,436時間	実利用者数(月)：636人 提供時間数(月):5,548時間	移動支援に係る給付費の支払処理の実施率100％	事業者に対する給付費の支払処理を滞りなく行うことで、移動支援サービスの提供が円滑に行われることにつながることから、成果指標として設定した。	障害者支援推進課
34	重度身体障害者在宅安心システム（緊急通報）	重度の身体障がいがある人の緊急時の不安軽減を図るため、緊急、火災、ガス漏れの通報機器を設置し、緊急事態の把握及び速やかな対応を民間警備会社に委託します。	利用者９人（毎年同じ方と新規追加者に対し実施）	継続実施	継続実施	継続実施	対象者が在宅中に確実に緊急通報システムを利用できる環境にあること	対象者が障害者のみの世帯であることで、緊急時の通報手段の確保は重要であるため。	障害者支援推進課
35	重度身体障害者住宅改造費補助事業	日常生活に支障のある身体障がいのある人が、住み慣れた住宅で安心して生活できるように、住宅改造費の一部を助成します。	継続実施	継続実施	令和６年度末事業廃止	令和６年度末事業廃止			障害者支援推進課
36	障害福祉サービス事業所等の指定及び指導等	障害福祉サービス事業の指定申請について審査を行うとともに、指定障害福祉サービス事業所に対し、集団指導や実地指導を行います。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	集団指導の受講率　90％以上	事業運営上の留意事項等を伝える集団指導の受講を徹底させることで、障害福祉サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化につながることから、成果指標として設定した。	障害者支援推進課
37	日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、障がいの種類と程度に応じて各種の生活用具の費用を助成します。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	日常生活用具費の支払処理の実施率　100％	代理受領事業者に対する日常生活用具費の支払処理を滞りなく行うことで、日常生活用具の提供が円滑に行われる環境の形成につながることから、成果指標として設定した。	障害者支援推進課
38	訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある人で、家庭の入浴設備では入浴が困難な人について、移動入浴車が家庭を訪問し、自宅で入浴サービスを行います。	登録利用者数：80人	登録利用者数：84人	登録利用者数：93人	登録利用者数：93人	利用を希望する対象者に対し、訪問入浴サービスの提供100％実施	重度の身体障害者に対し、訪問入浴サービスを提供することで、社会生活で自立していくことを目標としてしているため、当指標を設定した。	障害福祉企画課
39	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、音声言語機能の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。	派遣申請に対する派遣件数の割合：100％	派遣申請に対する派遣件数の割合：100％	派遣申請に対する派遣件数の割合：100％	派遣申請に対する派遣件数の割合：100％	通訳を必要とする場面への支援100％実施	すべてのろう者及び難聴者が安心して生活を送るために、申請に対し100％派遣するよう当指標を設定した。	障害福祉企画課
40	理容・美容サービス事業	介護保険で要介護３以上の認定を受け、寝たきり等の理由で外出が困難な高齢者に対して、年２回を限度として理容師又は美容師が訪問し、理美容サービスを提供します。	実施	申請に対し、適切に理容・美容サービス利用券を交付する	申請に対し、適切に理容・美容サービス利用券を交付する	申請に対し、適切に理容・美容サービス利用券を交付する	理容・美容サービス利用券の利用枚数369枚以上	外出できない高齢者のQOL向上が事業目的であり、事業目的を達成するためには理容・美容サービス券を必要とする方が、有効に活用することが重要であるため、指標を前年度の利用枚数以上とした。	高齢者福祉課
41	はり・きゅう・マッサージ施術費助成制度	75歳以上の高齢者に対して、健康の保持を図るため、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成します。	交付者数　2,500人	申請に対し、適切にはり・きゅう・マッサージ助成券を交付する	申請に対し、適切にはり・きゅう・マッサージ助成券を交付する	申請に対し、適切にはり・きゅう・マッサージ助成券を交付する	はり・きゅう・マッサージ助成券の利用枚数8,590枚以上	高齢者の健康の保持が事業目的であり、事業目的を達成するには、はり・きゅう・マッサージ助成券の利用が増えることが重要であるため、指標を前年度の利用枚数以上とした。	高齢者福祉課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
42	高齢者紙おむつ支給事業	低所得者世帯に属する65歳以上の在宅高齢者で、要介護３以上又は特に排泄機能に支障があり、紙おむつが必要な要介護１、２の方に紙おむつ引換券を支給し、在宅高齢者の安らかな生活の確保と、介護者の経済的負担の軽減を図ります。	適切な支給の実施 （支給見込1,600人）	申請に対し、適切に紙おむつ券を交付する	申請に対し、適切に紙おむつ券を交付する	申請に対し、適切に紙おむつ券を交付する	紙おむつ券の利用率	在宅介護における経済的負担を軽減することが事業目的であり、事業目的を達成するためには紙おむつ券を適正に利用することが必要であるため、指標を利用率とした。	高齢者福祉課
43	あんしん住まい助成制度	65歳以上で、在宅での日常生活に支障がある介護認定を受けた高齢者が、手すりの取付や段差の解消など、バリアフリー化のための住宅改造を行う場合に、その費用の一部を補助します。	利用者数　10人	申請に対し、適切に補助金を交付する。	令和６年度を以て事業廃止	令和６年度を以て事業廃止			高齢者福祉課
44	認知症ケアパスの策定・普及	認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパスの作成・見直しを行い、普及を推進する事業を実施します。	作成圏域部会開催数：１回	市域版認知症ケアパスの検討の実施	市域版認知症ケアパスの検討の実施	市域版認知症ケアパスの検討の実施	市域版認知症ケアパスの検討実施	地域の声を随時反映するため、内容を毎年見直すこととして設定した。	地域包括ケア推進課
45	認知症疾患医療センターの運営	認知症の疑いのある人については、かかりつけ医等からの紹介により、速やかに鑑別診断を行う認知症専門の医療機関を運営していきます。また、認知症高齢者の増加を踏まえ、新たな整備について検討していきます。	３箇所運営	３箇所運営	３箇所運営	３箇所運営	専門的な対応が必要とされる場面において適切に機能する体制の維持	専門的な対応が必要とされる場面において、専門家が適時対応出来る体制があることが重要であると考え設定した。	地域包括ケア推進課
46	高齢者の終活支援の実施	安心して最期の時を迎えられるように、終末期医療や死後の対応等について予め準備を行うことについての啓発を含め、支援を行います。	実施	実施	実施	事業廃止			安心感がある温かい社会推進課
47	福祉用具・住宅改修支援事業	リハビリ専門職員が所内に展示している福祉用具・自助具や住宅改修シミュレーション室等を活用し、相談・情報提供等を行います。	延相談件数：220件	延相談件数：200件	完全対応	完全対応	相談により適切な情報が得られ目的が達成できた割合	相談件数の増加といった量的成果ではなく、市民の相談や問い合わせに対し、常に全件を適切に対応し相談者の目的に寄り添った支援ができていることを指標として設定した。	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ
48	こんにちは赤ちゃん事業	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に、保健師・助産師・赤ちゃん訪問員が訪問し、子育てに関する情報の提供並びにその保護者の心身の状況を把握し、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行います。	訪問率：100%	訪問率：100%	訪問率：100%	訪問率：100%	訪問対象家庭への完全実施	子ども子育て若者プランに沿って、対象世帯への事業実施を目標値とした。	こども家庭福祉課
49	難病患者等介護家族リフレッシュ事業	在宅で人工呼吸器を使用している又は気管切開により頻繁に吸引を必要とする難病患者等を介護する家族の介護負担の軽減を図るため、訪問看護等を実施します。	委託業者数 ５施設(維持)	委託事業者数 ２施設	委託事業者数 ２施設（維持）	委託事業者数 ２施設（維持）	介護負担の軽減を図ることができた難病患者介護家族の増加	委託事業者数の多寡ではなく、難病患者介護家族の負担軽減の実現度を測定する指標を設定した。	保健所総務課
50	一時預かり事業	保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、認定こども園、幼稚園その他の場所において、一時的に預かりを実施します。	【こども未来課】 14,800人 【幼保支援課】 幼稚園利用 176,018人 その他利用 41,217人	【こども未来課】 14,800人 【こども園課・幼保支援課】 幼稚園利用 172,061人 その他利用 40,509人	【こども未来課】 14,800人 【こども園運営課、幼児教育・保育支援課】 幼稚園利用 154,492人 その他利用 17,536人	【こども未来課】 14,800人 【こども園運営課、幼児教育・保育支援課】 幼稚園利用 148,654人 その他利用 17,130人	【こども未来課、こども園運営課】 子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する 【幼児教育・保育支援課】 育児による心理的・身体的負担を感じる保護者の割合が減少する。	【こども未来課、こども園運営課】 保護者や家族の仕事や病気等の事情がある時に、乳児又は幼児を一時的に預けることができる環境を整えることにより、保育に対する不安や育児疲れが解消され、子育てしやすいまちであると感じる意識の変化を測定する指標を設定した。 【幼児教育・保育支援課】 保護者の傷病や就労などの一時的な保育の必要性や育児疲れを解消することで、育児に対する心理的・身体的負担を解消することが本来の目的であるため設定した。	こども未来課 こども園運営課 幼児教育・保育支援課
51	子育て支援ヘルパー派遣事業	母親が出産直後や多子家庭で家事・育児を行うことが困難な家庭、又は妊娠中体調不良の方に、家事・育児の支援を行うことにより、子育ての負担の軽減や育児不安の予防を図ります。	登録者数：400人	登録者数：360人	登録者数：360人	登録者数：360人	必要な世帯へのヘルパー派遣の適正な実施	子ども子育て若者プランに沿って、必要な世帯への事業実施を目標値とした。	こども家庭福祉課
52	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	育児疲れ・育児不安等の解消、児童の虐待防止及び子育て家庭への支援を図るため、児童福祉施設等において短期入所を実施します。	市内３カ所で実施	市内３カ所で実施	市内３カ所で実施	市内３カ所で実施	支援の必要な人の短期入所の適正な実施	子ども子育て若者プランに沿って、支援が必要な人への事業実施を目標値とした。	こども家庭福祉課
53	バリアフリー法等に基づく建築物の整備の促進	バリアフリー法や静岡県福祉のまちづくり条例などに基づき、公共施設や民間事業者が公共性の高い施設を計画する際は、高齢者や障がいのある人など誰もが利用しやすい施設の整備を推進します。公共施設については、市公共建築整備指針及びマニュアルに基づくチェックシートの活用及び庁内関係課に対する説明会を開催します。民間事業者については、市ホームページへの関係法令の掲載により制度を周知します。	45%	45%	60%	60%	静岡県福祉のまちづくり条例の中の設置費が高額になりやすいエレベーターや手すり等を除いた９項目の適合率の増加	取り巻く社会状況の変化も含め、施設全体の適合率にとらわれず、整備基準の項目から適合に推奨すべき項目や目標を設定する。	建築安全推進課
54	家具等固定推進事業	地震時の家具等の転倒防止対策として、高齢者のみの世帯や、重度の障がいのある方が同居する世帯における、家具等の固定費用の助成を行います。	15件/年	10件/年	10件/年	事業廃止			建築安全推進課
55	がん末期在宅介護支援事業補助金	末期がんの方が、経済的に安心して在宅介護に必要なサービスを受けられるよう費用の一部を助成します。	事業の実施（不適切な支給なし）	事業の実施（不適切な支給なし）	事業の実施（不適切な支給なし）	事業の実施（不適切な支給なし）	経済的不安を抱える者が、末期がんを患うことになっても、住み慣れた居宅で安心して暮らし続けられると実感できる体制	がん末期患者、市民税非課税者、介護認定非該当者等と要件を満たす対象者は少ないが、終末期に経済的不安から、必要最低限のサービスを使えないことがないようセーフティネットの役割を果たすことにより、地域福祉の向上につなげる。	介護保険課
56	医療的ケア児等支援事業	医療的ケア児や重症心身障がい児（者）が、ライフステージに応じた必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が連携した支援体制を整備します。	医療的ケア児等支援協議会の開催回数年4回	医療的ケア児等支援協議会の開催回数年4回	医療的ケア児等支援協議会の開催回数年4回	医療的ケア児等支援協議会の開催年３回	支援を必要とする医ケア児者への支援100%実施	医療的ケア児等とその家族が必要な支援を円滑に受けられ、地域で安心して暮らすことができている状態を目標としているため、当指標を設定した。	障害福祉企画課
57	医療的ケア児等コーディネーター配置業務	医療的ケア児と重症心身障がい児者が安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる。	3人工配置	２人工配置	２人工配置	２人工配置	支援を必要とする医ケア児者への支援100%実施	医療的ケア児等とその家族が必要な支援を円滑に受けられ、地域で安心して暮らすことができている状態を目標としているため、当指標を設定した。	障害福祉企画課
58	若者を対象としたＤＶ防止対策の実施	若年層に対して、お互いを尊重する関係を築けるよう、デートＤＶ防止の啓発を進めます。	講座の開催	講座の開催	講座の開催	講座の開催	中学校出前講座 受講者理解度90%	若年層に対して、ジェンダーに基づくあらゆる暴力に対する理解を深めることでお互いを尊重する関係や被害と加害の予防につながり、地域福祉の向上に寄与するため、受講者の理解度を成果指標として設定した。	社会的包摂推進課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
59	日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない市民に対し、日常的金銭管理や福祉サービスの利用手続等を支援します。	415件	415件	415件	415件	本制度を利用することで判断能力が不十分な者が、適切な支援を受けながら地域で安心して生活を継続できている状態	事業の実施主体に対し補助金を交付することで、支援が必要な者に適切にサービスが提供され、本人の権利が守られ、地域生活の継続につながっているかを評価する必要がある。	福祉総務課
60	障害者差別解消法への対応	法律に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進するよう、相談窓口を設置し対応するとともに、障がい当事者や民間事業者等を一緒に、合理的配慮のあり方を考えます。	法への適切な対応	法への適切な対応	法への適切な対応	法への適切な対応	相談窓口に寄せられた相談対応100％実施	障害者差別解消法に関する相談を行い、相談者と事業者に対し、中立的な立場で建設的対話を促し、終息を目標とする指標を設定した。	障害福祉企画課
61	障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応とその後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいのある人等の福祉・医療・司法に関連する職務に従事する者又は関係団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。	虐待防止センター箇所数：11ヶ所 虐待一時保護協定施設数：５ヶ所 法制度周知のための研修会等開催回数：１回	【障害福祉企画課】 虐待防止センター箇所数：11ヶ所 虐待一時保護協定施設数：５ヶ所 法制度周知のための研修会等開催回数：１回 【精神保健福祉課】 精神科病院における虐待対応の整備	【障害福祉企画課】 虐待防止センター箇所数：11ヶ所 虐待一時保護協定施設数：５ヶ所 法制度周知のための研修会等開催回数：１回 【精神保健福祉課】 精神科病院における虐待対応の整備	【障害福祉企画課】 虐待防止センター箇所数：11ヶ所 虐待一時保護協定施設数：５ヶ所 法制度周知のための研修会等開催回数：１回 【精神保健福祉課】 精神科病院における虐待対応の整備	【障害福祉企画課】 コアメンバー会議後の関係機関の連携不足による虐待死亡または重篤な傷害事件の発生件数０件 【精神保健福祉課】 虐待通報に係る調査の実施割合	【障害福祉企画課】 発達障害児者およびその家族が必要な支援を受け、安心して生活できている状態を目標としているため、令和4年度15.6％である当指標を低減させること指標とした。 【精神保健福祉課】 通報に基づき確実に調査を行うことを目標として設定した。	障害福祉企画課 精神保健福祉課
62	高齢者虐待防止策の推進	高齢者に対する虐待内容が複雑化していることから、関係機関との更なる連携を図っていくとともに、虐待防止策を推進するため、一般市民や介護事業者等への講習会・研修会などの啓発活動を並行して実施していきます。	運営委員会開催数：２回、 広報紙特集記事掲載回数：１回、 啓発パンフレット配布数：3,000部、 研修会開催数：２回	高齢者が虐待防止ネットワーク運営委員会開催：２回 高齢者虐待事業の周知啓発：パンフレット配付、広報掲載 虐待防止研修会・講演会の開催：２回	高齢者が虐待防止ネットワーク運営委員会開催 高齢者虐待事業の周知啓発：パンフレット配付、広報掲載 虐待防止研修会・講演会の開催	高齢者が虐待防止ネットワーク運営委員会開催 高齢者虐待事業の周知啓発：パンフレット配付、広報掲載 虐待防止研修会・講演会の開催	高齢者虐待に対する、研修会・講演会参加者の理解度の割合	高齢者虐待防止の推進への理解度を測定する指標を設定した。	地域包括ケア推進課
63	生活困窮者自立相談支援事業	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者からの相談に応じ、困窮者に応じた必要な情報の提供及び助言を行い、又、当該生活困窮者に合わせた支援計画を作成し、寄り添い型の支援を実施します。	支援終結した者の内、自立した件数：60件	支援終結した者の内、自立した件数：60件	支援終結した者の内、自立した件数：60件	支援終結した者の内、自立した件数：60件	経済的な生活困窮について、各世帯の課題が解決した世帯	経済的な生活困窮について、各世帯の課題が解決し、生活困窮に向けて具体的な改善が見込める世帯を設定した。	福祉総務課
64	発達障害者支援事業	自閉症スペクトラム障害、学習障害（ＬＤ）、注意欠如・多動性障害（ＡＤＨＤ）等の発達障がいのある人の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の充実を図ります。	設置箇所数：１ヶ所 相談件数：2,606件 巡回支援回数：30ヶ所 ペアレントメンター等養成研修実施回数：６回	設置箇所数：１ヶ所 相談件数：2700件 巡回支援機関：30ヶ所 ペアレントメンター等養成研修実施回数：６回	設置箇所数：１ヶ所 相談件数：1600件 巡回支援機関：30ヶ所 ペアレントメンター等養成研修実施回数：６回	設置箇所数：１ヶ所 相談件数：1000件 巡回支援機関：11ヶ所 ペアレントメンター等養成研修実施回数：６回	支援を必要とする発達障害児者、家族への支援100％実施	発達障害児者およびその家族が必要な支援を受け、安心して生活できている状態を目標としているため、当指標を設定した。	障害福祉企画課
65	地域包括支援センターの運営、機能強化	地域包括ケアシステムの中核的役割を担う地域包括支援センターは、総合相談業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの４業務に加え、総合事業、認知症施策、医療と介護の連携などの事業も連携して実施していきます。機能強化としては、高齢者人口の増加等に伴う職員増員を図る他、職員の資質向上を図るための研修の充実を図ります。さらに、各地域包括支援センターの総合調整を図るため、基幹的機能を担い、地域包括支援センターの資質向上を目指します。	センター設置数：29センター	センター設置数：29センター	センター設置数：29センター	センター設置数：29センター	センターの公正中立な運営	地域包括支援センター運営協議会で地域包括支援センターが公正中立に運営されていると評価されることを指標として設定した。	地域包括ケア推進課
66	教育支援センターの運営	不登校児童等が学校生活に適応するための指導を行うことにより、将来の社会的自立を支援します。一人一人の課題克服を目指した支援をするために、「人とのかかわり」「やりぬく気持ち」「規則正しい生活」「学習への興味や関心」の四つを重点とし、日常生活の指導や社会体験学習（自然体験、社会体験など）を行います。	不登校改善率７０％	不登校改善率76.7%	不登校改善率73.7%	不登校改善率76.5%	通級生の改善率	引き続き、個の実態に応じた支援を行うこととし、過去３か年の平均改善率以上を目標値として設定した。	こども若者応援課
67	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対して、専門的資格を有する訪問員等がその家庭を訪問し、養育に関する指導・助言、家事援助などを行います。	必要な対象者への完全実施	必要な家庭への完全実施	必要な家庭への完全実施	必要な家庭への完全実施	必要な家庭への完全実施	子ども子育て若者プランに沿って、支援が必要な人への事業実施を目標値とした。	こども家庭福祉課
68	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭や父子家庭の精神的支援や生活の安定を図るため、児童が悩みを気軽に相談できる大学生等（ホームフレンド）を派遣して、生活面での指導を行います。	必要な対象者への完全実施	必要な対象者への完全実施	必要な対象者への完全実施	令和７年度末事業廃止			こども家庭福祉課
69	こころの教育支援事業	いじめや不登校等に対応する生徒指導主任等が受け持つ授業を代わりに担当する非常勤講師の配置と保健室登校等に対応するパート看護師の配置を図ります。	・12支部の各支部に約２名、合計24名の非常勤講師の配置 ・2支部当たり各１名、合計６名のパート看護師の配置	・12支部の各支部に約２名、合計24名の非常勤講師の配置 ・2支部当たり各１名、合計６名のパート看護師の配置	・12支部の各支部に約２名、合計24名の非常勤講師の配置 ・2支部当たり各１名、合計６名のパート看護師の配置	12支部の各支部に約２名、合計24名の非常勤講師の配置 2支部当たり各１名、合計６名のパート看護師の配置	いじめや不登校等の改善傾向 目標値：65％	当取組は、いじめや不登校対策を行う生徒指導主任等に代わり非常勤講師が授業を行うというものであり、児童生徒一人ひとりの心の安定と学習の充実を図ることを目指すことから、改善傾向を成長指標として設定した。	教職員課
70	スクールソーシャルワーカー活用事業	小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒に必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図ります。	小中：スクールソーシャルワーカー：**１２**人 高：２人	小中：スクールソーシャルワーカー：**１３**人 高：２人	小中：スクールソーシャルワーカー：**１４**人 高：２人	小中：スクールソーシャルワーカー：14人 高：２人	スクールソーシャルワーカーと学校が連絡を密にし、支援ニーズのある家庭に継続的かつ積極的にアウトリーチ支援を実施し、好転率が上がる。	福祉的な支援が必要だと考える家庭の中には、支援を断る家庭があったり、継続して支援をすることが難しい家庭があったりする。学校生活上の諸問題の解決に向けてアウトリーチが効果的であると考え、指標を設定した。	児童生徒支援課 教育総務課
71	生活困窮者子どもの学習支援事業（家庭支援員派遣）	生活保護世帯の高校進学率が全体の進学率と比べ低いため、生活保護受給世帯、生活困窮世帯の自宅等へ訪問し、親及び子どもとの面談を通し、進路についてのカウンセリング、家庭学習の支援等を行います。	対象世帯への家庭支援員の訪問実績：240回/年	対象世帯への家庭支援員の訪問実績：240回/年	対象世帯への家庭支援員の訪問実績：240回/年	対象世帯への家庭支援員の訪問実績：240回/年	家庭支援員による対象世帯の児童の学習意欲の向上(不登校の防止・改善、高校・大学等への進学)をした者の増加のため、家庭訪問の実施	不登校の防止・改善、高校・大学等への進学により「困窮の連鎖」を断ち切るように、家庭相談員による世帯訪問等の支援を行うために設定した。	福祉総務課
72	住居確保給付金事業	生活困窮者のうち、離職、自営業の廃業又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就労機会の減少によって経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失の恐れがあるものに対し原則３か月最長９ヶ月の家賃相当額を支給する事業を実施します。	住居確保給付金を支給し、就労支援したことによって、経済的に自立する割合：65％	住居確保給付金を支給し、就労支援したことによって、経済的に自立する割合：65％	住居確保給付金を支給し、就労支援したことによって、経済的に自立する割合：65％	住居確保給付金を支給し、就労支援したことによって、経済的に自立する割合：65％	一時的な離職等による収入の減少により住居喪失を防止し、就労支援により早期の生活立て直しを図る	一時的な離職等による収入の減少により住居喪失を防止し、就労支援により早期の生活立て直しを図るため設定した。	福祉総務課
73	ひとり親及び生活困窮世帯への学習支援事業	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもを対象として居場所を提供し、学習支援・生活支援を行います。	実施箇所ごとの支援回数：50回	実施箇所ごとの支援回数：48回	実施箇所ごとの支援回数：48回	実施箇所ごとの支援回数：48回	延べ利用者数9,400人	子ども子育て若者プランに沿って、延べ利用者数を目標値とした。	こども家庭福祉課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
74	児童等相談支援	家庭や地域、その他機関等から、子どもに関する様々な相談に応じると共に、子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、必要に応じた対応を行います。	子どもの最善の利益のために ・相談内容に応じた診断及び指導等の実施率：１００％ ・児童虐待を疑われる場合の４８時間以内の安否確認：１００％	子どもの最善の利益のために ・相談内容に応じた診断及び指導等の実施率：１００％ ・児童虐待を疑われる場合の４８時間以内の安否確認：１００％	子どもの最善の利益のために ・相談内容に応じた診断及び指導等の実施率：１００％ ・児童虐待を疑われる場合の４８時間以内の安否確認：１００％	子どもの最善の利益のために ・相談内容に応じた診断及び指導等の実施率：１００％ ・児童虐待を疑われる場合の４８時間以内の安否確認：１００％	実施率及び安否確認ともに100%により、重大事案に至ったケース０件	国の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策により、虐待通告受理後、原則48時間以内に安全確認を実施するとされている。	児童相談所
75	認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期から関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした事業を実施します。	検討委員会開催：２回実施	検討委員会開催：２回実施	検討委員会開催：２回実施	検討委員会開催：２回実施	認知症初期集中支援チーム活動について検証、評価できる体制の整備	認知症初期集中支援チームの活動が委員会により評価され、適切に行われることが重要であると考え設定した。	地域包括ケア推進課
再掲21	【再掲】ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業	障がいのある人などで、周囲からの配慮を必要としている人が身につける「ヘルプマーク」や、災害時や日常生活の中で困ったときのために必要な情報を記載しておく「ヘルプカード」の配布・普及啓発を行います。	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	各区障害者支援課等で、ヘルプマーク・ヘルプカードの配付	ヘルプマーク・ヘルプカードの啓発活動を実施し、必要とする方に配付することを指標として設定した。	障害福祉企画課
76	移動販売車から先への配送支援事業	オクシズ地域の買い物に関する課題解決に向け、地域と連携し、日常の買い物を担う移動販売車が訪問しないエリアまで食品等を届けられる仕組みを構築。	各地域での事業実施	各地域での事業実施	各地域での事業実施	各地域での事業実施	2地域	当取組はオクシズに住む住民がオクシズで暮らし続けることができることを目的するものであるため、機能を維持した地域数を成果指標として設定した。	中山間地振興課

基本目標　　２：寄り添う　～しくみづくり～　一人ひとりが望む支援を届けます　【包括的支援】

取組の視点２－２：悩みや困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できる仕組みをつくります

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
77	身体障害者住宅相談事業	日常生活に支障のある身体障がいのある人が、安心して生活ができるよう、住宅改造に関する相談支援を行います。	相談件数：45件	相談件数：45件	令和６年度末事業廃止	（令和６年度末事業廃止）			障害者支援推進課
78	相談支援事業所等における退院支援体制の確保	精神科病院に入院している医療保護入院者等の地域生活への移行を促進するため、相談支援事業所に退院支援専任職員を配置します。	実施箇所数：３か所	実施箇所数：３か所	実施箇所数：３か所	事業廃止			精神保健福祉課
79	婦人保護事業	配偶者や恋人などからの暴力の被害者等、支援を要する女性からの相談に応じ、必要な助言、指導を行います。	相談件数：900件/年	相談件数：800件/年	相談件数：800件/年	相談件数：800件/年	ドメスティックバイオレンスについて相談に応じ、必要に応じて住基支援措置や転居等の支援を行う。	ドメスティックバイオレンスについて相談に応じ、必要に応じて住基支援措置や転居等の支援を行うため設定した。	福祉総務課
80	障害者相談員設置事業	身体・知的障がいのある人やその家族が身近な地域で気軽に相談できるように、身体・知的障がいのある人の保護者等が相談員として相談事業を実施します。 また、聴覚障がいのある相談員が、毎月定例日に区役所にて、聴覚に障がいのある方等の各種相談に応じます。	相談件数 身体：160件 知的：600件 聴覚：12件	相談対応率100％ （関係機関への紹介を含む）	相談対応率100％ （関係機関への紹介を含む）	相談対応率100％ （関係機関への紹介を含む）	相談対応率100％ （関係機関への紹介を含む）	障がいのある方からの相談に適切に対応することを目標としているため、相談対応率を指標とした。	障害福祉企画課
81	障害者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供、助言、その他権利擁護のために必要な支援を行います。また、相談支援事業の円滑な実施を図るため、専門的な能力を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。	相談支援事業実施箇所数：11ヶ所 機能強化事業実施箇所数：10ヶ所	相談支援事業実施箇所数：11ヶ所 機能強化事業実施箇所数：10ヶ所	相談支援事業実施箇所数：11ヶ所 機能強化事業実施箇所数：10ヶ所	相談支援事業実施箇所数：11ヶ所 機能強化事業実施箇所数：10ヶ所	【障害福祉企画課】 相談対応率100％ 【精神保健福祉課】 相談対応件数33,000件	【障害福祉企画課】 障がいのある方からの相談に適切に対応することを目標としているため、相談対応率を指標とした。 【精神保健福祉課】 増加傾向にある障がい者等からの相談に適切に対応できている状況が成果であることから、相談対応件数を指標として設定した。 （過去５年間の増減率をもとに推計）	障害福祉企画課 精神保健福祉課
82	介護相談員派遣事業	介護保険施設等の入所者のサービス利用に係る疑問、不満、不安等を解消し、苦情に至る事態を未然に防止するとともに入所者の立場にたったサービスの質の向上を目指すため、介護相談員を派遣します。	事業実施に対する事業所のアンケート結果（効果があるとの回答割合）：70％以上	事業実施に対する事業所のアンケート結果（効果があるとの回答割合）：70％以上	事業実施に対する事業所のアンケート結果（効果があるとの回答割合）：70％以上	介護相談員情報交換会を年２回以上開催する	介護相談員派遣により、苦情の未然防止が図られている状態が保たれているまたは効果があると回答する事業所の割合が増加する	苦情の未然防止を通じて、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境を維持し、介護サービスの質向上を図ることで、地域福祉の向上につながると考え、設定した。	介護保険課
83	センター職員による相談支援事業	身体や知的に障がいがある人や身体機能の低下した高齢者等が抱える地域生活におけるニーズに対し、適切な支援が行われるために相談支援を行います。	相談者満足度：98％	相談者満足度：98％	相談者満足度：98％	相談者満足度：98％	「相談して良かった」と回答した相談者の満足度の割合	相談件数の増加といった量的成果ではなく、相談者である市民への有益な情報提供や課題解決に向けた満足度を指標として設定した。	地域リハビリテーション推進センター
84	健康相談事業	保健・福祉・医療に係る来所相談を受けるとともに、必要に応じて他の機関との連携を図り、継続的な支援（フォロー）を行います。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	相談内容を傾聴し、内容に応じた助言や関係機関へ繋ぐ等支援した割合	継続的な支援や重層的な問題を抱えるなど、単課だけでは対応しきれない相談が増加しているため、「内容に応じた助言や関係機関へ繋ぐ等支援した割合」を指標に設定した。	各健康支援課
85	電話相談事業 （てるてるハート） 【令和2年度から名称変更】	メンタルヘルスに関する市民や家族の電話相談を実施します。	継続実施 （月～金の午後１時から午後４時）	継続実施 （月～金の午後１時から午後４時）	継続実施 （月～金の午後１時から午後４時）	継続実施 （月～金の午後１時から午後４時、依存症相談は火・木に対応）	平日月～金の午後１時から午後４時まで、年間241日実施する(依存症相談を含む)。	電話相談を実施し、専門的立場から助言を行うことにより、相談者のこころの健康の保持増進につながる。	こころの健康センター
86	難病患者地域支援対策事業	在宅の難病患者及びその家族の療養生活の支援を行うため、保健師等が自宅を訪問し、日常生活についての相談や情報提供を行います。また、その支援について医師、事業者等で構成する評価委員会において検討をします。	評価委員会の開催回数:３回	評価委員会の開催回数:３回	評価委員会の開催回数:３回	評価委員会の開催回数:３回	明確な支援計画を立てることができた患者数の増加	開催回数ではなく、療養生活の支援の達成度を測定する指標を設定した。	保健所総務課
87	難病患者等医療相談事業	難病患者とその家族等を対象に、専門医による難病医療講演会や相談会を開催します。	医療相談会の開催回数:３回	医療相談会の開催回数:３回	医療相談会の開催回数:３回	医療相談会の開催回数:３回	相談してよかったと感じる患者、家族の増加	開催回数ではなく、相談者の満足度を測定する指標を設定した。	保健所総務課
88	保健所における精神保健福祉相談	精神障がいに関して本人や家族からの相談に対応します。（精神科医による定例相談、酒害相談、精神保健福祉相談）	年間スケジュールに基づいた実施	年間スケジュールに基づいた実施	年間スケジュールに基づいた実施	年間スケジュールに基づいた実施	「困りごとの相談先がわかった」と答えた住民の割合の増加	相談実施回数よりも、困った際の相談先を知ることができたかどうかが本来の成果であるため、「相談先がわかった」という本人意識の変化を測定するし指標を設定した。	精神保健福祉課
89	利用者支援事業 ・保育コーディネーター ・子ども未来サポーター	地域の子育て支援センターに子ども未来サポーターを配置し、認定こども園、保育所をはじめとする子育て支援の利用全般について相談、情報提供を行います。また、各区の子育て支援課に保育コーディネーターを配置し、認定こども園、保育所等の利用申請等に関する相談、情報提供を行います。	子ども未来サポーター：12か所	子ども未来サポーター：12か所 保育コーディネーター：3か所	子ども未来サポーター：12か所 保育コーディネーター：3か所	こども未来サポーター：12か所 保育コーディネーター：3か所	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	量的効果ではなく、こども未来サポーター・保育コーディネーターに相談することにより、保育に関する不安が解消され、子育てしやすいまちであると感じる意識の変化を測定する指標を設定した。	こども未来課 各区子育て支援課
90	子ども若者相談事業	【面接相談】 〇相談受付：（土日祝・年末年始を除く）8時30分～17時15分 相談対象者：39歳までの子ども・若者及びその保護者・関係者 【電話相談】 〇静岡市24時間子ども若者電話相談 相談対象者：39才までの子ども・若者及びその保護者・関係者	継続実施	面接相談：相談改善率77.6% 電話相談：相談者の満足度３以上（5段階評価）100％	面接相談：相談改善率77.4% 電話相談：相談者の満足度３以上（5段階評価）100％	面接相談：相談改善率78.2% 電話相談：相談者の満足度３以上（5段階評価）100％	①状況が改善している相談者の割合 ②相談者の満足度	①学校や関係機関と連携し、相談者の状況に応じた支援を行うこととし、相談状況改善率の過去３年平均以上を目標値と設定した。 ②相談者の満足度維持のため、満足度3以上が100％となるよう目標値として設定した。	こども若者応援課
91	ひきこもり対策推進事業	ひきこもりに特化した相談窓口を設けるとともに、ひきこもり当事者やその家族等からの相談を受け、適切な助言や情報提供等を行うなどの支援を行います。	継続実施	ひきこもり改善率68.0%	ひきこもり改善率68.0%	ひきこもり改善率67.4%	ひきこもり状態が改善している相談者の割合	潜在的なニーズや困難ケースは増加傾向にあるが、過去５年間の平均値を目標値として設定した。	こども若者応援課
92	こども家庭センターの運営	各区福祉事務所にこども家庭センターを設置し、児童に関する様々な問題について、児童、家庭又は地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行います。	市内３ヶ所で、児童に関する様々な相談に応じる。 相談受付件数：1,500件	市内３ヶ所で、児童に関する様々な相談に応じる。 相談受付件数：1,500件	市内３ヶ所で、児童に関する様々な相談に応じる。 相談受付件数：1,500件	市内３ヶ所で、児童に関する様々な相談に応じる。 相談受付件数：1,500件	こども家庭センターによる相談業務の適正な実施	こども家庭センターによる切れ目ない相談支援を行っており、相談業務の完全実施を目標値とした。	こども家庭福祉課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
93	特別支援教育推進事業	特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒、及びその保護者等への相談活動を行い、子どもの状況を的確に把握し、さらに長期的な見通しを基に、適切な就学先や支援について指導や助言を行います。	特別支援相談回数：年間1000回以上	特別支援相談回数：年間1000回以上	特別支援相談回数：年間1000回以上	特別支援相談回数：年間1000回以上	「自分にはよいところがあると思う」と回答する児童生徒が80％以上	適切な就学先での学びや、支援を受けることで、児童生徒が自分の価値を実感できることにつながると考え、設定した。	学校教育課
94	スクールカウンセリング事業	いじめ、不登校又は問題行動など、児童生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラーや教育相談員を小中高等学校に配置し、児童生徒、保護者などへの相談活動を実施します。 ※教育相談員については、小中学校のみ	小・中： スクールカウンセラーの配置：37人 教育相談員の配置：５１人 小：１６校、中：３５校 高： スクールカウンセラーの配置：２人	小・中： スクールカウンセラーの配置：37人 教育相談員の配置：５７人 小：２２校、中：３５校 高： スクールカウンセラーの配置：２人	小・中： スクールカウンセラーの配置：37人 教育相談員の配置：63人 小：22校、中：35校（配置について再検討をしているため現状維持） 高： スクールカウンセラーの配置：２人	小・中： スクールカウンセラーの配置：37人 教育相談員の配置：107人 小：67校、中：35校、小中：５校 高： スクールカウンセラーの配置：２人	スクールカウンセラーが児童生徒や保護者との面談を通じて心理的援助を行い、児童生徒の状況の好転率が上がる。また、教職員へのコンサルテーションを行うことで、課題のある児童生徒の状況が好転する。	スクールカウンセラーによるクライアントへの直接的な支援と、教職員へのコンサルテーションによる間接的な支援の両方が大切であると考え、指標を設定した。	児童生徒支援課 学校教育課 教育総務課
95	再犯防止推進事業	犯罪をした者等の立ち直りを支援するため、満期出所者、起訴猶予者等を対象に行政の窓口等への同行支援、伴走型支援等を実施します。また、再犯防止に理解ある市民を増やすため、再犯防止の支援者養成講座や講演会等も実施します。	実施	付添い支援事業検証作業部会の内容を踏まえ、継続実施	継続実施	継続実施	支援を要する人への支援到達率100％	各種取組を効果的に連携させて、支援を要する人へ確実に支援が到達することを目指すことを想定して設定した。	福祉総務課
96	女性向け相談	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	相談受付件数：1,900件	適切な実施 毎週火・水・木・金曜　9：00～13：00、14：00～17：00 （木曜の午前は11：00まで）	適切な実施 毎週火・水・木・金曜　9：00～13：00、14：00～17：00 （木曜の午前は11：00まで）	適切な実施 毎週火・水・木・金曜　9：00～13：00、14：00～17：00 （木曜の午前は11：00まで）	各種相談の実施日数 合計270日	相談を適切に実施、開催することで、様々な問題を抱える方への支援につながり、地域福祉の向上に寄与するため、各種相談の実施日数を成果指標として設定した。	社会的包摂推進課
97	にじいろ電話相談	セクシュアリティの悩みや性別違和に悩む本人や家族等の相談に応じます。	毎月1回実施	毎月1回実施	毎月1回実施	毎月1回実施	相談開催日数12日	相談を適切に実施、開催することで、様々な問題を抱える方への支援につながり、地域福祉の向上に寄与するため、相談の開催日数を成果指標として設定した。	社会的包摂推進課
98	にじいろ個別相談	セクシュアリティや性別違和などの悩みについて、面談により個別に相談に応じる。	相談受付件数：6件	相談受付件数：6件／年	相談受付件数：6件／年	相談受付件数：6件／年	相談対応率100％ （関係機関への紹介を含む）	相談に適切に対応することで、セクシュアリティ等にまつわる悩みを抱える方への支援につながるため、相談対応率を成果指標として設定した。	社会的包摂推進課
99	男性向け相談	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	相談受付日数：24日	相談受付日数：24日	相談受付日数：24日	相談受付日数：21日	相談開催日数21日	相談を適切に実施、開催することで、様々な問題を抱える方への支援につながり、地域福祉の向上に寄与するため、相談の開催日数を成果指標として設定した。	社会的包摂推進課
100	精神保健福祉センターにおける相談事業	こころの悩み、精神疾患や障害に関する様々な相談に対し、専門職が相談を実施します。	継続実施 （月・木・金の午前中）	継続実施 （月・木・金の午前中）	継続実施 （月・木・金の午前中）	継続実施 （月・木・金の午前中）	相談終了時のアンケートで、相談者が「職員はあなたが話したいことを聞いていた」と回答した割合90％以上、「必要な情報や知識を提供された」と回答した割合90％以上	本事業はもとより、相談対応の基本は傾聴・共感を土台とした、必要な情報・助言の提供である。本事業内で、相談者の問題解決にまで至らずとも、今後の相談者の生活や支援に繋がる、一定の質を保った相談対応がなされているかが、これらの指標によって確認できるため。	こころの健康センター
101	依存症対策事業	関係機関の支援者や依存症当事者及びその家族に対し、依存症に関する知識の普及や技術援助、助言指導を行い、依存症者の早期発見、早期対応を図るとともに、当事者の回復プログラムを実施し、早期回復を支援します。	・依存症関連問題研修会　年1回開催 ・家族のための依存症教室　全6回開催 ・ギャンブル依存集団回復プログラム　月2回開催 ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会 年1回開催	・依存症関連問題研修会　年1回開催 ・家族のための依存症教室　全6回開催 ・ギャンブル依存集団回復プログラム　月2回開催 ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会 年1回開催	・依存症関連問題研修会　年1回開催 ・家族のための依存症教室　全6回開催 ・ギャンブル依存集団回復プログラム　月2回開催 ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会 年1回開催	①依存症関連問題研修会　年1回開催 ②家族のための依存症教室　全6回開催 ③ギャンブル依存集団回復プログラム　月2回開催 ④かかりつけ医等依存症対応力向上研修会 年1回開催	①年１回開催、参加者アンケートの満足度、役立ち度、理解度90％以上 ②年６回開催、参加者アンケートの満足度、役立ち度、理解度90％以上 ③年24回開催、プログラム修了者の改善率80％以上 ④年１回開催、参加者アンケートの満足度、役立ち度、理解度90％以上	①②④について、関心をもって研修や家族教室に参加してくれた方の行動変容に影響があると思われる、満足度、役立ち度、理解度を指標として設定した。 ③依存からの回復を目的に自らの意思で参加されているため、改善率を指標として設定した。	こころの健康センター
102	アウトリーチ支援事業	地域の支援機関の職員の技術向上を目的に、多職種によるチームを編成し、地域の支援機関に対して複雑化・複合化した事例への技術援助を行います。	継続実施 （年24回以上）	継続実施 （年24 回以上）	継続実施 （年24回以上）	継続実施 （年24回以上）	事業後のアンケートで、参加者が「よかった」と回答した割合（満足度）90％以上、「役に立った」と回答した割合（役立ち度）度90％以上	支援者が本事業に求める役割は、①エンパワメント②対象者の理解の深化③助言であり、総じて、参加者の満足度、役立ち度を指標として設定した。	こころの健康センター
103	静岡市多文化共生総合相談センター運営事業	外国籍の市民等が安心して生活できるように生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で対応します。	関係部署、組織への引継ぎができている	関係部署、組織への引継ぎができている	関係部署、組織への引継ぎができている	市役所内に相談窓口が設置されている	相談完了率	相談者の困りごとに寄り添い、解決に向けた道筋を示すことがセンターの役割であるため。	社会的包摂推進課
104	地域健康相談員配置事業	医療機関の転出等による住民の健康上の不安解消を図るため、地域健康相談員を配置する。	１名配置	地域への健康相談員配置	地域への健康相談員配置	地域への健康相談員配置	健康相談会の開催を通じ、市民の保健予防に関する意識が高まる。	通院が困難な地域において住民が住み慣れた地域に長く住み続けるためには、病気の早期発見及び予防が必要であることから、市民の保健予防に関する意識醸成を成果指標とした。	中山間地振興課

基本目標　　２：寄り添う　～しくみづくり～　一人ひとりが望む支援を届けます　【包括的支援】

取組の視点２－３：複合的な問題に対応する分野を超えた支援体制を構築します

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
105	【重点】重層的支援体制整備事業	雑化・複合化した課題を抱える支援対象者（世帯）を包括的に支援するために、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業を全市域的に実施します。	実施	継続実施	継続実施	・多機関協働事業による重層的支援会議等の開催 ・関係機関間のネットワーク構築に向けた研修会等の開催	支援を希望する人を必要な支援につなげた割合　100％	「互いに助け合う暮らしやすいまちだと思う市民の割合」を増やすため、重層的支援会議等を通じて適切な支援体制を整えることを目標値として設定した。	安心感がある温かい社会推進課
106	在宅医療・介護連携協議会による在宅医療の推進	在宅医療を推進するため、医療や介護の関係者等で構成する「静岡市在宅医療・介護連携協議会」において、実態調査の分析を基に、在宅医療・介護の連携の推進に関する事業計画の策定、必要な情報交換を行うなど、計画に基づく取組みを継続的に推進するために、協議していきます。	協議会開催：３回 部会開催：随時	協議会開催：２回 部会開催：随時	協議会開催：２回 部会開催：随時	協議会開催：２回	医療・介護連携がうまくいっていると感じている専門職の割合71.0%	健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画指標	地域包括ケア推進課
107	かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業	高齢者を対象に、かかりつけ医が日常の受診の機会をとらえ、フレイルに関する「総合的評価」を実施し、高齢者の状態に応じた介護予防サービス等につなげる仕組みをつくり、高齢者の介護予防を促進します。	実施	実施	廃止	事業廃止			地域包括ケア推進課
再掲55	【再掲】医療的ケア児等支援事業	医療的ケア児や重症心身障がい児（者）が、ライフステージに応じた必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が連携した支援体制を整備します。	医療的ケア児等支援協議会の開催回数年4回	医療的ケア児等支援協議会の開催回数年4回	医療的ケア児等支援協議会の開催回数年4回	医療的ケア児等支援協議会の開催年３回	支援を必要とする医ケア児者への支援100％実施	医療的ケア児等とその家族が必要な支援を円滑に受けられ、地域で安心して暮らすことができている状態を目標としているため、当指標を設定した。	障害福祉企画課
再掲56	【再掲】医療的ケア児等コーディネーター配置業務	医療的ケア児と重症心身障がい児者が安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる。	3名配置	２人工配置	２人工配置	２人工配置	支援を必要とする医ケア児者への支援100％実施	医療的ケア児等とその家族が必要な支援を円滑に受けられ、地域で安心して暮らすことができている状態を目標としているため、当指標を設定した。	障害福祉企画課
108	地域自立支援協議会の設置	相談支援事業全体について関係機関等により協議する場として「静岡市障害者自立支援協議会」を設置し、相談支援体制の強化を図ります。	開催回数：2回	開催回数：2回	開催回数：2回	開催回数：４回	地域課題の検討の実施	地域における相談支援事業全体の課題について関係機関等により協議する場として設置をするものであるため、当資票を設定した。	障害福祉企画課
109	子ども・若者支援地域協議会の運営	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族等に対し、関係機関等が行う支援を組み合わせることにより、より効果的な支援を行えるように連携を図ります。	代表者会議：１回 実務者会議：４回	代表者会議：１回 実務者会議：４回	代表者会議：１回 実務者会議：４回	代表者会議：１回 実務者会議：４回	参加者の満足度（４以上／５段階評価）100％	講習会や事例検討会を通し、関係機関の連携強化を図る。「連携に役立ったか」を測るため、毎回アンケートを実施する。参加者の満足度（４以上／５段階評価）	こども若者応援課
110	地域生活支援ネットワークコーディネーター配置業務	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、関係者間の連携強化を図るコーディネーターを配置する。（静岡シチズンカレッジ こ・こ・に対象講座「移動支援事業従事者養成研修」実施業務を含む）	地域生活支援部会の開催：年２回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	地域生活支援部会の開催：年２回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	地域生活支援部会の開催：年２回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	コーディネーター２名配置	地域生活支援拠点等登録事業所設置圏域数30圏域（全圏域における地域生活支援拠点等の登録）	地域生活支援拠点等登録事業所を日生活圏域ごとに設置することにより、居住地を問わず安心した生活を送れる体制を構築するために当指標を設定した。	障害福祉企画課
111	不良な生活環境を解消するための支援及び支援の総括	不良な生活環境を生じさせている原因者への支援を中心として、関係局区が連携し、不良な生活環境の解消が困難な事案に係る支援方針の検討、支援の実施及び進捗管理等の支援の総括を行い不良な生活環境の解消を推進していきます。	実施	実施	実施	実施	電子会議室等での情報共有や現場対応及び対象者支援を行うことで、速やかに不良な生活環境が解消されている。	市民の生活において不良な生活環境は、スムーズに解消されるべきであるため成果指標とした。	安心感がある温かい社会推進課

基本目標　　３：参加する　～場づくり～　誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります　【活発な地域活動】

取組の視点３－１：地域住民が世代を超えてつながり、交流します

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
112	【重点】生涯活躍のまち静岡（ＣＣＲＣ）の推進	地域の誰もが、健康でアクティブな生活や社会活動への参加を通じて、生涯活躍できる環境づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域でできる限り健康で自分らしく暮らすことができるまちを推進します。	地域交流拠点連携事業数 75件	地域交流拠点連携事業数 75件	継続実施	継続実施	地域交流拠点連携事業数	各民間事業者にお願いしている連携事業の計画値を指標として設定した。	地域包括ケア推進課
113	生涯学習施設での世代間交流事業の実施	地域住民が世代を超えて交流できる地域と連携した講座や施設まつり等を開催します。	全ての生涯学習施設（中山間地６施設を除く32施設）で世代間交流事業を実施	全ての生涯学習施設（中山間地６施設を除く32施設）で世代間交流事業を実施	全ての生涯学習施設（中山間地６施設を除く32施設）で世代間交流事業を実施	全ての生涯学習施設（中山間地６施設を除く32施設）で世代間交流事業を実施	来場者数の増加 （前年度比）	実施事業の質や地域貢献状況を定量的に把握する指標として有効なため、来場者数の増加を指標として設定した。	生涯学習推進課
114	スポーツ教室開催事業	障がいのある人も気軽に参加できる、「ボッチャ」「フライングディスク」等の体験教室を開催します。	実施講座数：10講座 参加者数：300人	実施講座数：15講座 参加者数：450人	実施講座数：15講座 参加者数：450人	実施講座数：15講座 参加者数：450人	スポーツ教室参加者アンケート満足度80%以上	この教室をきっかけにスポーツに興味を持つことができるよう満足度の高い教室を実施するため、アンケート満足度を指標として設定した。	障害福祉企画課
115	Ｓ型デイサービス事業	家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、地域の自治会館、公民館等で、各地区社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティアによって運営している、介護予防を目的としたミニデイサービスを支援する。	新規立ち上げ会場数5会場 （既存会場への支援継続）	参加者数5,300人	参加者数5,500人	参加者数4,800人	Ｓ型デイサービスの参加者満足度72%	高齢者等の生きがい創出・孤立感解消することにより、要介護状態等となることを予防し、在宅での自立した日常生活を営むことができるように支援することが目的であるため、参加者満足度を指標として設定した。	地域包括ケア推進課
116	老人福祉センターの運営	地域の高齢者に健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、各種相談に応じる老人福祉センターを運営します。（８館：鯨ケ池、用宗、長尾川、小鹿、清水中央、清水船越、清水折戸、蒲原）	利用者満足度90%	利用者満足度90%	利用者満足度90%	年間利用者人数443,000人	利用者満足度90%	高齢化率が上昇していることが見込まれており、高齢者の健康寿命の更なる延伸を図るため、健康増進や介護予防に関する企画への参加促進が必要不可欠であることから、事業に対する利用者の評価を指標とし、90%に設定した。	高齢者福祉課
117	老人憩の家の運営	地域の高齢者に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図るため、老人憩の家を運営します。（２館：東部老人憩の家、清開きらく荘）	利用者満足度90%	利用者満足度90%	利用者満足度90%	年間利用者人数35,000人	利用者満足度90%	高齢化率が上昇していることが見込まれており、高齢者の健康寿命の更なる延伸を図るため、健康増進や介護予防に関する企画への参加促進が必要不可欠であることから、事業に対する利用者の評価を指標とし、90%に設定した。	高齢者福祉課
118	世代間交流センターの運営	高齢者のふれあいと憩い、世代間の交流を図るための場である世代間交流センターを運営する。（３館：清水北部、清水南部、由比）	利用者満足度90%	利用者満足度90%	利用者満足度90%	年間利用者人数77,000人	利用者満足度90%	高齢化率が上昇していることが見込まれており、高齢者の健康寿命の更なる延伸を図るため、健康増進や介護予防に関する企画への参加促進が必要不可欠であることから、事業に対する利用者の評価を指標とし、90%に設定した。	高齢者福祉課
119	高齢者社会参加促進事業 （清水区（由比・蒲原除く））	各地区が行う文化の伝承事業や軽スポーツ活動など、高齢者の世代間交流や社会参加の促進を図ります。	交付自治会数　19団体 参加人数　11,000人	申請に対し、適切に補助金を交付する	申請に対し、適切に補助金を交付する	申請に対し、適切に補助金を交付する	累計参加人数　5,700人	高齢者の社会参加を促進するための補助金であるため、参加人数を指標とした。	高齢者福祉課
120	しぞ～かでん伝体操普及事業	静岡市版介護予防体操「しぞ～かでん伝体操」を通じて、地域で主体的に介護予防活動に取り組む住民に対し、インストラクターを派遣し活動を支援します。	新規活動グループ数：６	新規活動グループ数：６	活動グループ数220グループの維持	活動グループ数220グループの維持	自宅から通える場所で介護予防や健康づくりに参加できるグループ数の維持	活動グループ数の量産的指標ではなく、住民が主体的・継続的に介護予防活動に取り組めるための支援が成果であるため。	地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ推進ｾﾝﾀｰ
121	児童館運営事業	地域における児童健全育成の拠点として、児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、各種教室や読み聞かせ、クラブ活動など児童に健全な遊びを提供します。	市内13館で実施 小型児童館：７館 児童センター：６館	市内13館で実施 小型児童館：７館 児童センター：６館	市内13館で実施 小型児童館：７館 児童センター：６館	市内13館で実施 小型児童館：７館 児童センター：６館	①利用者満足度 ②利用者数	①指定管理協定により定めている目標値を設定した。 ②地域の児童健全育成の拠点となる児童館は重要な役割を担う施設であり、多くの子育て家庭や児童に利用していただくことを目的に、前年度と同程度の利用者数を目標値とした。	こども若者応援課
122	子育て支援センターの運営	子育ての不安感等を解消するため、未就園児及びその保護者を対象に、子育てに関する相談、情報提供、親子の交流の場を提供するとともに様々なイベントを実施します。	市内21か所／年	市内21か所／年	市内21か所／年	市内21か所／年	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	公共施設などの地域の身近な場所で、乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う環境を整えることにより、子育てに関する不安が解消され、子育てしやすいまちであると感じる意識の変化を測定する指標を設定した。	こども未来課
123	子育て広場事業（あそび・子育ておしゃべりサロン）	認定こども園、保育所、幼稚園を開放し、地域の未就園児や保護者にふれあいや遊びの場を提供するとともに、育児に関する相談・講座等を実施します。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	季節のイベントの開催や育児に関する専門的な知識が得られる機会を提供することで、子育て世帯同士の交流や育児の不安の解消につながり、子育てしやすいまちであると感じる意識の変化を測定する指標を設定した。	こども未来課
124	青少年・乳児ふれあい促進事業	地域の子育て支援拠点施設である地域子育て支援センターや保健福祉センター、学校等の協力を得て、小学生高学年や中学生、高校生が、乳児とその保護者との交流や触れ合いを通して、命の尊さや子育てのすばらしさなどを体験します。	全児童館で継続実施（予定数13館）	継続実施	継続実施	継続実施	実施した児童館数	引き続き各児童館において、その地域に応じた関係機関の協力を得ながら、実施していく。	こども若者応援課
125	児童遊び場整備への補助	自治会や町内会が管理運営している児童遊び場の整備や遊具等の新設・修繕などへの補助を行います。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	遊び場の運営の補助により、施設の効用を高め、利用者の満足度の変化を測定する指標を設定した。	こども未来課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
126	認知症カフェの運営支援（認証、助成）	認知症の本人やその家族と、地域住民や医療・介護の専門職との交流機会を創出し、相互の情報共有や理解を深めるため、認知症カフェ運営事業者を支援します。これにより、認知症の人の外出を促し、認知症の進行を緩和する効果を期待するとともに、介護者の負担軽減を図ります。	新規認証：１圏域 １６圏域	新規認証：１圏域 １７圏域	新規認証：１圏域 １８圏域	新規認証：１箇所 19箇所	市内の認知症カフェ設置数	各圏域ごとの人口比を考慮し、市内の設置数とした。	地域包括ケア推進課

基本目標　　３：参加する　～場づくり～　誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります　【活発な地域活動】

取組の視点３－２：住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域力」を培います

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
127	【重点】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	新たな支え合い活動の創出：６箇所	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出数	３区において、各区3箇所の新規の支え合い活動の創出を目標として設定した。	地域包括ケア推進課
128	地域コミュニティ活動基盤整備事業	自治会・町内会が建設し管理する町有集会所の建設や修繕事業について、補助金を交付します。	新築(大規模改築)の補助金申請対応率	100%	100%	100%	集会所の新築、全部改築、増築、購入に係る補助金申請対応率	地域の連帯向上のための基盤整備に係る取組であり、補助事業の完了から効果の発言までに時間を要することから、自治会等からの申請への対応率を指標とした。	市民自治推進課
129	市民活動センターの運営	市民活動(市民が営利を目的とせず、本市の社会的課題の解決に取り組む公益のための活動)を促進することにより活力ある地域社会を実現するため、市民活動センターを設置します。	新規登録団体数： R5～R8平均 33団体/年	新規登録団体数： R5～R8平均 33団体/年	新規登録団体数： R5～R8平均 33団体/年	啓発講座及び人材・団体講座の開催回数 14回/年	市民活動センターにおける新規登録団体数	当取組は市民活動の促進及び市民活動による新たな価値の創出を目的とし、市民活動への参加者増加や市民活動団体の立ち上げ支援、運営基盤強化を目指すものであることから左記を成果指標として設定した。	市民自治推進課
130	市民活動団体との協働の促進	市民活動団体と市で役割を分担し、社会的課題に取り組む協働を進めるための試行的な事業として協働パイロット事業、協働事業の創出のための市民活動団体及び市が協働事業について相互に提案を行うための仕組みとして、静岡市市民活動協働市場（いちば）を実施します。	市民活動団体と市との協働事業数：266事業	市民活動団体と市との協働事業数：269事業	市民活動団体と市との協働事業数：272事業	協働パイロット事業への提案事業数 12件/年	市民活動団体と市との協働事業数	当取組は市民活動による新たな価値の創出や地域課題解決の促進を目的とし、行政をはじめとした多様な主体との協働の促進を目指すものであることから左記を成果指標として設定した。	市民自治推進課

基本目標　　３：参加する　～場づくり～　誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります　【活発な地域活動】

取組の視点３－３：社会参加の場を増やし、誰もが生涯をとおして活躍できる地域をつくります

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
再掲112	【重点】生涯活躍のまち静岡（ＣＣＲＣ）の推進	地域の誰もが、健康でアクティブな生活や社会活動への参加を通じて、生涯活躍できる環境づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域でできる限り健康で自分らしく暮らすことができるまちを推進します。	地域交流拠点連携事業数 75件	地域交流拠点連携事業数 75件	継続実施	継続実施	地域交流拠点連携事業数	各民間事業者にお願いしている連携事業の計画値を指標として設定した。	地域包括ケア推進課
131	【重点】高齢者就労促進事業	人生100年時代に向け、多くの元気な高齢者が、生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備し、健康長寿のまちの実現を目指す。	雇用・就業数：280人 シルバー人材センター新規会員数：60人 利用満足度：90%	雇用・就業数：280人 シルバー人材センター新規会員数：60人 利用満足度：90%	雇用・就業数：135人 シルバー人材センター新規会員数：60人 利用満足度：90%	雇用・就業数：250人 シルバー人材センター新規会員数：60人 利用満足度：90%	雇用・就業数：135人 シルバー人材センター新規会員数：60人 利用満足度：90% 公式LINE新規登録者数：100人	取組評価シート指標	地域包括ケア推進課
132	シニアクラブ運営支援	高齢者の生きがいと健康づくり、活発な社会参加への機会として、地域の高齢者によって組織されている単位老人クラブの活動を支援する。また、静岡市の単位老人クラブをとりまとめている静岡市老人クラブ連合会の事業、運営を支援します。	会員数　11,000人	会員数　11,000人	会員数　11,000人	①交付申請書の審査件数（242件） ②実績報告書の審査件数（242件）	会員数　11,000人	老人クラブの活動を支援することで、活動が活発になり、健康づくりや生きがい、社会参加をおこなう会員が増加することが本来の成果であるため、会員数を指標として設定した。	高齢者福祉課
133	保育士確保対策事業	保育士等の人材確保のため、支援センターを設置して求職者と求人者のマッチングを行うほか、潜在保育士等の再就職を支援します。	・年間マッチング件数：60件 ・就職説明会：3回 ・潜在保育士再就職支援研修：3回	・年間マッチング件数：50件 ・潜在保育士再就職支援研修：3回 ・学生向け就職説明会　実施	・年間マッチング件数：50件 ・潜在保育士再就職支援研修：６回 ・学生向け就職説明会　実施	・年間マッチング件数：50件 ・潜在保育士再就職支援研修：６回 ・学生向け就職説明会　実施 ・中高生向け職場体験　実施	①新規求職者数に対するマッチング率が増加する ②就職説明会や職場体験に対する満足度が増加する	①市内における保育施設への就職希望者への支援の充実を目指すものであるため。 ②未来の保育人材が保育現場での就業に対する不安を解消し、保育の仕事の意義や魅力を感じてもらうことを目指すものであるため。	幼児教育・保育支援課
134	シルバー人材センターの運営支援	60歳以上の高齢者に対して、臨時的、短期的な就業の提供を行うシルバー人材センターの運営を支援します。	会員数　2,810人 就業実人数　2,280人	会員数　2,910人 就業実人数　2,360人	会員数　2,795人 就業実人数　2,141人	①交付申請書の審査 ②補助金支払処理回数　８回 ③実績報告書の審査	会員数　2,835人 就業実人数　2,172人	シルバー人材センターの運営支援を通じ、自身の経験を活かして生きがいづくりに繋げる高齢者が増加することが本来の成果であるため、会員数と就業実人数を指標として設定した。	高齢者福祉課
135	地域支え合い人材養成講座	高齢者の社会参加促進のための講座を地域で開催することにより、ボランティア活動に参加するきっかけを提供する。これにより、地域に眠っている資源（団塊世代等の人材）を掘り起こし、地域人材を活用した介護予防・生活支援事業等に結びつけ、地域力の向上を図ります。	講座の受講により、地域や社会のために行動したいと思った割合：80%以上	講座の受講により、地域や社会のために行動したいと思った割合：80%以上	ー（生活支援体制整備事業に組み込んで実施するため）	事業廃止			地域包括ケア推進課
136	元気いきいき！シニアサポーター事業	高齢者の社会参加を支援し、介護予防につなげることを目的に、サポーター登録した高齢者が介護施設等で地域貢献活動をした場合にポイントを付与し、そのポイントと地場産品を交換する事業を実施します。	サポーター登録者数：7,220人 受入施設数：856施設	サポーター登録者数：6,400人 受入施設数：856施設	サポーター登録者数：6,600人 受入施設数：856施設	サポーター登録者数：6,600人 受入施設数：856施設	サポーター満足度が94.5％以上になる	サポーター満足度は、活動内容や参加意欲を総合的に反映する指標であり、活動の継続や地域とのつながりの強化、介護予防の推進を通じて地域福祉の向上に寄与することから、指標として設定した。	介護保険課
137	精神障害者の社会参加促進事業	精神障がい者の社会参加促進のため、次の事業を実施します。 （１）精神障害者スポーツ振興事業 ①全国障害者スポーツ大会予選会静岡市代表チーム選考業務（精神バレー等） ②全国障害者スポーツ大会派遣業務（精神バレー等） ③精神障害者スポーツ交流会の開催 （２）精神障害者交通費助成事業（年間6,000円を上限に交通費を助成）	交流会：5回 交流事業参加者数：500人 交通費助成の継続実施	交流会：5回 交流事業参加者数：500人 交通費助成の継続実施	（１） 交流会：5回 交流事業参加者数：500人 （２） 重度心身障害者（精神）タクシー利用料金助成事業の実施（R7より事業変更）	（１） 交流会：5回 交流事業参加者数：500人 （２） 重度心身障害者（精神）タクシー利用料金助成事業の実施	（１） スポーツ振興課にて回答 （２） 申請者に対する適切な支給	（１） スポーツ振興課にて回答 （２） 精神障害者の社会参加を促進するため、申請者に確実な支給を行うことを指標として設定した。	精神保健福祉課 スポーツ振興課
再掲95	再犯防止推進事業	犯罪をした者等の立ち直りを支援するため、満期出所者、起訴猶予者等を対象に行政の窓口等への同行支援、伴走型支援等を実施します。また、再犯防止に理解ある市民を増やすため、再犯防止の支援者養成講座や講演会等も実施します。	実施	付添い支援事業検証作業部会の内容を踏まえ、継続実施	継続実施	継続実施	支援を要する人への支援到達率100％	各種取組を効果的に連携させて、支援を要する人へ確実に支援が到達することを目指すことを想定して設定した。	福祉総務課
138	生活保護受給者等就労体験・職業訓練事業	就労が可能であるものの就労の経験がない、少ない等により、就職が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対し、生活訓練、就労体験又は職業訓練を提供することにより、就労への自信・意欲・能力の向上を図る事業を実施します。	参加者が支援終了時に就労意欲があると答える割合：90％	支援者巣に対する「目標達成・支援完了」数80％以上	支援者巣に対する「目標達成・支援完了」数80％以上	支援者巣に対する「目標達成・支援完了」数80％以上	稼働年齢(16歳～64歳)にあり、傷病や障害などの具体的な就労阻害要因が無いにも係らず、長期の引きこもり等により就労していない者に就労意欲の喚起等を図る。	長期の引きこもり等により就労意欲の低い者の就労意欲の喚起、社会的ルール・規範等の社会適応訓練等は実施するため設定した。	福祉総務課
139	就職氷河期世代再チャレンジ支援事業	被支援者の能力に応じた就労マッチングや、特性を活かした人材育成事業を通して、就職氷河期世代の就労や社会参加を支援します。	社会参加数30人	社会参加者数30人	廃止	事業廃止			地域包括ケア推進課
140	多様な就労困難者の雇用推進プロジェクト	働きづらさを抱えながらも就労や社会参加を希望するすべての人が、生きがいや役割を持ち望む場所で活躍できる環境を整えます。	実施	新規雇用者数20人	新規雇用者数25人	新規雇用者数35人	新規開拓企業数 普及啓発・イベント参加者数 研修参加者数	就労困難者が将来的に就労に繋がる支援内容を指標として設定した。	地域包括ケア推進課

基本目標　４：活かす　～人づくり～　一人ひとりのできることを活かします　【地域活動の担い手支援】

取組の視点４－１：世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
再掲2	【再掲】市民活動支援システム活用事業	自らの意思により地域で活動する市民を増やし、シチズンシップが発揮される市民主体のまちづくりの実現するため、市民活動ポータルサイト「ここからネット」の運用等を行います。スマートフォンにも対応し、地域や活動分野で検索できるほか、身近な市民活動団体を地図からも探すことができます。	アクセス件数 183,000/年	アクセス数206,000/年	アクセス数181,500/年	事業廃止			市民自治推進課
141	福祉ボランティアの育成	地域の福祉課題の情報収集や調査研究等を行い、ニーズに応じた各種養成講座等を実施し、ボランティアの育成を支援します。	実施	実施	実施	・市民交流まつりの開催：１回/年 ・福祉体験学習の参加者：40人/年	市民交流まつり来場者アンケート結果 満足、やや満足：80% ・福祉体験学習のアンケート結果 満足、やや満足：90%	市民へのボランティア活動普及啓発効果を測るため、アンケート結果の満足度を指標として設定した。	福祉総務課
142	アイボランティア入門講座・点字講習会の開催	視覚障がいのある人を支援するボランティアを養成するため、点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳等を行うアイボランティア入門講座及び初心者向けの点字講習会を開催します。	受講者数 アイボランティア入門講座：20人（１会場） 点字講習会：40人（２会場）	受講者数 アイボランティア入門講座：20人（１会場） 点字講習会：40人（２会場）	受講者数 アイボランティア入門講座：20人（１会場） 点字講習会：40人（２会場）	受講者数 アイボランティア養成講座：20人（１会場） 点字講習会：40人（２会場）	受講生アンケート満足度80%以上	視覚障がいに関する興味関心と理解を深めることを目指し、アンケート満足度を指標として設定した。	障害福祉企画課
143	手話奉仕員養成講座・要約筆記者養成講座の開催	聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する手話通訳者を育成するための人材（手話奉仕員）を養成するため、手話奉仕員養成講座を、要約筆記者を養成するため、要約筆記者養成講座（県共催）を開催します。また、県講座の受講生を増加させるため、要約筆記の啓発講座を開催します。	講座数／受講者数 手話：２講座/60人 要約筆記：１講座/20人 啓発講座：2講座/30人	講座数／受講者数 手話：２講座/60人 要約筆記：１講座/20人 啓発講座：2講座/30人	講座数／受講者数 手話：２講座/60人 要約筆記：１講座/20人 啓発講座：１講座/15人	講座数／受講者数 手話：２講座/60人 要約筆記：１講座/20人 啓発講座：１講座/15人	受講生アンケート満足度80%以上	聴覚障がいへの理解を深め、ろう者・難聴者への支援に興味を持つことができるようアンケート満足度を指標として設定した。	障害福祉企画課
144	認知症サポーター養成事業	地域住民や企業、学校などの団体にキャラバン・メイト（講師）を派遣し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を養成します。	開催数:110回 サポーター数:69,800人	開催数:110回 サポーター数:76,100人	開催数:110回 サポーター数:81,500人	開催数:110回 サポーター数:84,200人	認知症サポーターが増加する。	認知症基本法に定める地方公共団体の取り組みとして「国民が、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に対する正しい理解を深めることができるようにすること」を基に設定。	地域包括ケア推進課
145	子ども・若者のボランティア活動の充実	ボランティア活動は、活動を通して自分が必要とされている存在であることを実感させ、喜びや生きがいを与えるとともに、様々な社会問題への問題意識を深め、社会貢献への気持ちを育む効果があることから、地域社会や民間団体等とも協力し、ボランティア活動を推進します。	「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合：児童47%以上・生徒41%以上	「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合：児童50%以上・生徒45%以上を目指す。	「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合：児童50%以上・生徒45%以上を目指す。	各学校において「地域学校協働活動の仕組みを活かして、保護者や地域住民との協働によるボランティア活動」を年１回以上行う。	「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合：児童50%以上・生徒45%以上	ボランティアを行うことで、社会をよりよくするとはどのようなことかを考えたり、地域社会のために主体的に行動したりすることにつなげたいと考えて設定した。	学校教育課
146	学生スクールボランティア	学生が主体的な意欲に基づき「学生スクールボランティア」として、要請のあった市立小・中学校に対し教育活動の支援を行うことを通して、各校の教育課程の充実を図るとともに、教員志望者の開拓及び資質・能力の向上につなげます。	学生スクールボランティアとして市立小・中学校に支援に入る学生の延べ人数150人以上	学生スクールボランティアとして市立小・中学校に支援に入る学生の延べ人数200人以上を目指す。	各大学と連携して、学生の社会貢献及び、経験の一環としてボランティア活動が位置付けられるように取り組んで行きたい。学生スクールボランティアとして市立小・中学校に支援に入る学生の延べ人数200人以上を目指す。	学生スクールボランティアとして市立小・中学校に支援に入る学生の延べ人数200人以上を目指す。	「指導計画の作成に当たっては、教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている」と答える学校の割合 95%以上	学生スクールボランティアにより、教育活動に必要な人的資源が補填されることになり、教育課程が充実することを目標としているため設定した。	学校教育課
147	市民向け手話講習会	市民を対象にした初歩的な手話講習会を開催し、聴覚障がい、手話についての理解を広める。	受講者数：30人	受講者数：30人	受講者数：30人	受講者数：30人	講座満足度80%以上	講座による聴覚障がい、手話への理解向上を把握するため、アンケート満足度を指標として設定した。	障害福祉企画課
148	こころのバリアフリープロモーター養成講座	精神障がいの経験のある方やそのご家族・友人・精神障がいの理解促進に関心のある方が集い、精神疾患に関することや障がい者が抱える生活のしづらさについて、講義や意見交換を行います。お互いの理解を深めながら、こころのバリアフリー活動を実践できる人材を育成します。	講座　全5回開催	講座実施回数：５回	実施しない	事業廃止			こころの健康センター
149	女性のための支援者養成講座＋（プラス）	女性特有の困難について理解し、伴走型支援スキルを身に着けるための女性のための支援者養成講座を実施するとともに、公開講座によって、支援の裾野を広げる。	受講者数：20人	交流会参加者数：20人	実施しない	事業廃止			社会的包摂推進課
150	市民後見人養成講座	認知症などの判断能力が充分でない方に寄り添い、支援する「市民後見人」を養成する講座を実施します。成年後見制度の概要や対象者理解などを実習を交えて学び、基礎編終了後は選考の上、実務編に進みます。	20人／隔年	20人／隔年	20人／隔年	20人／隔年	・市民後見人養成研修修了者のうち、家庭裁判所から選任されて成年後見人等として新規に活動する人数が１人以上/年	市民後見人として活動することを目的とする研修であることから、実際に活動を開始する市民後見人養成研修修了者数を指標として設定した。	福祉総務課
151	再犯防止に関する支援者養成講座	事情があり過去に犯罪等をしてしまった人の立ち直りを支援するために、再犯防止・更生保護について学ぶ講座を実施します。	講座実施回数：７回	講座実施回数：７回	講座実施回数：７回	講座実施回数：７回	付添い支援を実施している再犯防止推進員の人数が7人以上	講座修了者に担っていただく再犯防止推進員の増加と、それに伴う付添い支援の実績増を踏まえて設定した。	福祉総務課
152	地域デザインカレッジ	地域課題に主体的に取り組むシチズンシップに富んだ人材を養成するための講座を開催します。	講座実施回数：５回	講座実施回数：5回	講座実施回数：5回	講座実施回数：5回	受講生の活動意欲　95%以上	実施講座の質や受講生の理解度を定量的に把握する指標として有効なため、受講生の活動意欲を指標として設定した。	生涯学習推進課
153	学習支援人材養成講座	学習支援や放課後の居場所づくりなど、子どもたちを支える活動に取り組みたいけど一歩が踏み出せない方、教室のノウハウを学びたい方向けの指導者養成講座を実施します。	講座実施回数：５回	講座実施回数：5回	講座実施回数：5回	講座実施回数：5回	受講生満足度　87%以上	実施講座の質や受講生の理解度を定量的に把握する指標として有効なため、受講満足度を指標として設定した。	生涯学習推進課
154	学校・地域ひとつなぎコーディネーター養成講座	静岡市が目指す子どもたちの姿や学習指導要領を踏まえ、学校と地域の連携のあり方、コーディネーターの役割について学びます。講義のほか、広報や活動プログラム立案等のスキルを学ぶ演習や活動現場の視察を行います。	アンケートで学校と地域をつなぐ役目として積極的に関わっていきたいと答えた修了生の割合　100%	アンケートで学校と地域をつなぐ役目として積極的に関わっていきたいと答えた修了生の割合　100%	アンケートで学校と地域をつなぐ役目として積極的に関わっていきたいと答えた修了生の割合　100%	“学校・地域 ひとつなぎ”コーディネーター養成講座（全６回）を実施	アンケートで学校と地域をつなぐ役目として積極的に関わっていきたいと答えた修了生の割合100%	講座の実施は、学校と地域をつなぐコーディネーター役の養成が目的のため、講座修了生の意識を測定する指標を設定した。	教育総務課

基本目標　４：活かす　～人づくり～　一人ひとりのできることを活かします　【地域活動の担い手支援】

取組の視点４－２：地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
155	【重点】民生委員・児童委員研修	民生委員・児童委員が要支援者に対して行う見守り、相談、専門機関との連携等の活動を支援するため、必要な知識及び技術を修得できる研修を実施します。	研修内容が理解できた人の割合：90%以上	研修内容が理解できた人の割合：90%以上	研修内容が理解できた人の割合：90%以上	研修内容が理解できた人の割合：90%以上	研修内容を活動に活かすことができた割合20%	研修の理解度に加え、活動場面での活用実感として把握する。	福祉総務課
156	【重点】民生委員児童委員協議会活動負担金	法定地区民生委員児童委員協議会の活動が円滑にできるよう支援するため、地区民生委員児童委員協議会へ活動負担金を交付します。	訪問活動日数:168,000日/年	訪問活動日数:146,700日/年 ※過去３年間（R3~5年度)の平均値の0.5%増を目標値とする。	訪問活動日数:147,400日/年 ※令和６年度目標値の0.5%増とする。	訪問活動日数：148,137日/年 ※令和７年度目標値の0.5%増とする。	活動経費不足による活動縮小発生率0%	地区民児協の活動に当たり費用面の負担がなく活動が継続しやすい環境ができているかを確認する。	福祉総務課
157	【重点】民生委員児童委員協議会補助金	法定地区民生委員児童委員協議会の相互の連携や、行政・関係機関等と協力し、地域福祉の推進を図るため、静岡市民生委員児童委員協議会に対し補助金を交付します。	各種事業会議の開催数：50回/年	各種事業会議の開催数：50回/年	各種事業会議の開催数：50回/年	各種事業会議の開催数：50回/年	会議で決定した取組の実行率90%	集まったことを評価するのではなく、集まった結果何を成したのかを評価する。	福祉総務課
再掲2	【再掲】市民活動支援システム活用事業	自らの意思により地域で活動する市民を増やし、シチズンシップが発揮される市民主体のまちづくりの実現するため、市民活動ポータルサイト「ここからネット」の運用等を行います。スマートフォンにも対応し、地域や活動分野で検索できるほか、身近な市民活動団体を地図からも探すことができます。	アクセス件数 183,000/年	アクセス数206,000/年	アクセス数181,500/年	事業廃止			市民自治推進課
158	青少年健全育成団体の活動への支援	地域、学校、家庭が連携した地域ぐるみの青少年育成活動を推進し、地域住民の意識と関心を高めつつ青少年の健全育成を図る青少年健全育成団体に補助金を交付します。	・補助金の適正交付 ・市内全48地区で健全育成大会を開催	・補助金の適正交付 ・市内全48地区で健全育成大会を開催	・補助金の適正交付 ・市内全49地区で健全育成大会を開催	・補助金の適正交付 ・市内全50地区で健全育成大会を開催	実施した団体の数	地域ぐるみの青少年健全育成活動の推進を図るために設定した。	こども若者応援課
159	重症心身障がい児（者）を支援する人材の確保・養成	重症心身障がい児（者）対応の既存施設、親の会等との連携により、利用者目線により実践的な支援能力及び地域に即したマネジメント能力向上のための研修等を実施します。	講座実施回数：10回	講座実施回数：10回	講座実施回数：10回	講座実施回数：10回	講座満足度80％以上	講座による重症心身障害への理解向上を把握するため、アンケート満足度を指標として設定した。	障害福祉企画課
160	多職種協働研修	医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、総合的なケアにつながるために、地域における認知症ケアに携わる多職種協働の強化と医療・介護・福祉等の人材育成・地域リーダーの育成の推進に取り組みます。	研修開催数：１回	廃止	廃止	事業廃止			地域包括ケア推進課
再掲127	【再掲】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	新たな支え合い活動の創出：６箇所	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出数	３区において、各区3箇所の新規の支え合い活動の創出を目標として設定した。	地域包括ケア推進課
161	難病患者等ホームヘルパー養成事業	難病患者等が安心して療養できるよう、ホームヘルパーを対象に、難病等についての知識・介護技術の向上のための研修を実施します。	研修開催回数：1回	研修開催回数：1回	研修開催回数：1回	研修開催回数：1回	ヘルパーが難病等の知識を蓄え、介護技術が向上することで患者が安心して療養できる状態	研修を継続的に実施していくことが重要であるため。	保健所総務課
162	ゲートキーパー養成研修の実施	市職員、並びに市の委託事業等及び関係機関・団体において各種相談業務等に従事している職員に対して、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気付き、話を聞いて必要な支援につなげる等適切な対応を図ることができる人）養成研修を実施します。	市職員向け（e-ラーニング）年１回実施 支援者向け（講師養成研修）年２回実施 一般市民向け（動画配信）継続実施	市職員向け（e-ラーニング）年１回実施 支援者向け（基礎研修）年１回実施 （講師養成研修）年３回実施 一般市民向け（動画配信）継続実施	市職員向け（e-ラーニング）年１回実施 支援者向け（基礎研修）年２回実施 一般市民向け（動画配信）継続実施	市職員向け（e-ラーニング）年１回実施 支援者向け（基礎研修）年２回実施 一般市民向け（動画配信）継続実施	自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数の割合）	研修により支援の早期化・適切化が進み、自殺の未然防止につながり、その成果は自殺死亡率の低下として示されるため設定した。	精神保健福祉課 こころの健康センター
163	ボランティア団体連絡協議会補助金	ボランティア活動の活性化及びボランティア活動を通じての地域福祉推進を図るため、ボランティア活動事業に対し補助金を交付します。	ボランティア広報普及啓発実施事業数：２事業	ボランティア広報普及啓発実施事業数：２事業	ボランティア広報普及啓発実施事業数：２事業	ボランティア広報普及啓発実施事業数：２事業	街かどクリスマスの出展者及び来場者のアンケートにて、概ね満足という結果を得る。	ボランティア活動普及啓発効果を測るため、アンケート結果の満足度を指標として設定した。	福祉総務課
164	母親クラブの育成	子どもの健全育成を図る母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るため、各母親クラブに対して運営費の一部を助成します。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	読み聞かせや季節のイベント等を開催し、遊び場環境の充足や子育て世帯同士の交流につながることで、子育てしやすいまちであると感じる意識の変化を測定する指標を設定した。	こども未来課
165	認知症介護実践者等研修事業	認知症高齢者に対して適切な知識と技術により介護サービスが提供されるよう、知識、経験、職種等に応じた研修を開催し、介護技術の向上、専門的な人材の養成など、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。 （実践者研修、実践ﾘｰﾀﾞｰ研修、開設者研修、管理者研修、計画作成者研修、指導者養成研修	各研修開催数：各研修１回	各研修開催数：各研修１回	各研修開催数：各研修１回	各研修開催数：各研修１回	認知症高齢者に対する適切なケアが提供されていると感じる介護従事者の割合が増加する	研修受講者による適切なケア実践の認識は、研修成果を把握する指標として有効であり、認知症高齢者や家族の安心につながることから、本指標を設定した。	介護保険課

基本目標　４：活かす　～人づくり～　一人ひとりのできることを活かします　【地域活動の担い手支援】

取組の視点４－３：地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
再掲 110	【重点】【再掲】地域生活支援ネットワークコーディネーター配置業務	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、関係者間の連携強化を図るコーディネーターを配置する。（静岡シチズンカレッジ こ・こ・に対象講座「移動支援事業従事者養成研修」実施業務を含む）	地域生活支援部会の開催：年２回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	地域生活支援部会の開催：年２回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	２名配置 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	コーディネーター２名配置	地域生活支援拠点等登録事業所設置圏域数 30圏域（全圏域における地域生活支援拠点等の登録）	地域生活支援拠点等登録事業所を日生活圏域ごとに設置することにより、居住地を問わず安心した生活を送れる体制を構築するために当指標を設定した。	障害福祉企画課
166	「こどもみらいプロジェクト」イベントへの参加	静岡新聞・静岡放送が主催（静岡市後援）するイベントで、地域団体や企業等も参加して、子育てに関する情報発信、ネットワークづくりなどを目的とし、ステージでの催しや各ブースにて様々な取組や情報提供を行います。	継続実施	継続実施	継続実施	事業廃止			こども未来課
167	「静岡市子育て支援団体連絡会」の運営	市内の子育て支援活動を行う子育てサークル、NPO法人、企業などの団体や個人等からなる連絡会を運営し、相互理解、情報交換、活動の連携を進めることで、地域における子育て支援活動を促進します。	毎年度、連絡会を開催。 会員数82団体	毎年度、連絡会を開催。 会員数95団体	毎年度、連絡会を開催。 会員数100団体	毎年度、連絡会を開催。 会員数90団体	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	子育て支援団体の活動の下支えにより、団体の活動の幅が広がり、子育て世帯への支援が充実することを測定する指標を設定した。	こども未来課
168	地域学校協働活動推進事業	本市が実施してきた学校・地域の連携協力による学校応援団活動の仕組みを基盤として、放課後子ども教室等の活動に関わる地域人材との共有を図りながら、学校と地域が連携・協働することにより、地域全体で子どもたちの健やかな育成を図る。	・地域の子どもは学校だけでなく、地域住民も主体的に関わり育てていくものと考える地域住民の割合85% ・放課後子ども教室参加児童の満足度100%	・地域の子どもは学校だけでなく、地域住民も主体的に関わり育てていくものと考える地域住民の割合90% ・放課後子ども教室参加児童の満足度100%	・地域の子どもは学校だけでなく、地域住民も主体的に関わり育てていくものと考える地域住民の割合95% ・放課後子ども教室参加児童の満足度100%	・ 全小中学校で学校応援団活動実施 ・ 小学校79校で放課後子ども教室を実施	・地域の子どもは学校だけでなく、地域住民も主体的に関わり育てていくものと考える地域住民の割合100% ・放課後子ども教室参加児童の満足度100%	地域全体で子どもたちの健やかな育成を図ることを目的としているため、地域住民の意識と児童の満足度を測定する数値を設定した。	教育総務課
169	子ども食堂交流事業	「子ども食堂」とは、子どもが一人でも安心して利用できる地域の居場所のひとつであり、NPO法人や個人等の民間が自発的に運営している。市が主体となってネットワークを形成し、従事者を対象とした研修の開催やガイドブックの作成により、市内での「子ども食堂」への理解と拡がりに寄与し、地域全体で子どもを育てる機運の醸成を図る。 〇運営する団体同士の交流会を開催し、支援の実態や課題の抽出など、意見交換や情報共有を行う。 〇従事するスタッフやボランティアへの研修を開催し、従事者の質の確保を図る。 〇新規に開設したい団体や、ボランティアとして関わりたい、寄附により支援を考えたい人たち等に向けたガイドブックを作成する。	交流会の開催（１回） 研修の開催（１回）	交流会の開催（１回） 研修の開催（１回）	交流会の開催（１回） 研修の開催（１回）	交流会の開催（１回） 研修の開催（１回）	「安心できる場所がある」と感じているこども の割合が増加する	こどもの食堂のネットワークが構築され取組が充実することで、こどもの居場所が確保されている状態を測定する指標を設定した。	こども未来課
再掲 127	【再掲】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	新たな支え合い活動の創出：６箇所	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出数	３区において、各区3箇所の新規の支え合い活動の創出を目標として設定した。	地域包括ケア推進課

基本目標　５：続ける　～つながりづくり～　支え合えるしくみを持続させます　【多様な主体の連携と継続】

取組の視点５－１：地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
170	【重点】認知症高齢者見守りシステム（しずメール）	認知症高齢者の命を守り、暮らしをケアするために、認知症高齢者を普段から見守るネットワークを構築し、拡大していきます。徘徊で行方不明になったときには早く保護できるよう協力者に情報をメール配信して高齢者の命を守ります。	しずメール新規登録者数：250人	しずメール新規登録者数：2,500人	しずメール新規登録者数：2,500人	しずメール新規登録者数：1,100人	しずメール新規登録者数	認知症高齢者の見守りネットワークの構築が目的であるため、しずメールの受信登録者数（見守り協力者数）を指標に設定した。	地域包括ケア推進課
171	【重点】高齢者見守りネットワーク推進事業の協力に関する協定	企業と見守り協定を締結し、市内において営業活動等の際に、ひとり暮らし高齢者等及びひとり暮らし高齢者等の居住する住宅に関して異変に気付いたときは、異変の内容を市に通報する体制を作っています。	見守り協定締結数（累計）：64協定	見守り協定締結数（累計）：66協定	見守り協定締結数（累計）：68協定	見守り協定締結数（累計）：70協定	見守り協定締結数（累計）	地域における高齢者の見守りネットワークの構築が目的であるため、見守り活動に協力してただける協定事業者数を指標に設定した。	地域包括ケア推進課
172	高齢者見守りネットワーク	・地域包括支援センター等の福祉関係機関と連携し、高齢者の消費者トラブル未然防止及び早期相談を図る。 ・民生委員や介護事業者などの高齢者と関わる機会の多い見守り者への講座を通じて、高齢者の消費者トラブル未然防止への理解促進を図る。	見守り者への情報提供件数：12回以上	見守り者への情報提供件数：12回以上 SNS等を活用した情報発信：12回以上	見守り者への情報提供件数：12回以上 SNS等を活用した情報発信：12回以上	見守り者への情報提供件数：12回以上 見守り者への講座：随時	消費生活センターと見守り者の双方向による情報提供が適切になされている状態	高齢者の消費者トラブル未然防止及び早期相談を図るためには、消費生活センターと見守り者の双方向による情報提供が重要であると考え、指標を設定した。	生活安全安心課
173	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの一時的な預かりや移動支援などの援助を必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員との連絡・調整や、援助者への講習等を行い、会員の相互援助を支援します。	会員数：1,170人	会員数：1,170人	会員数：1,170人	会員数：1,177人	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	子育てに関する援助を受けたい会員と援助を行いたい会員との相互援助活動の連絡調整等を行い、子育て世帯が援助を受けることのできる環境を整えることで、子育てしやすいまちであると感じる意識の変化を測定する指標を設定した。	こども未来課

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
174	緊急サポートセンター事業	病気中又は病気の回復期にある子どもの保育や緊急的な預かりなどの援助を必要とする家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助をしたい会員との連絡・調整等を行い、会員の相互援助を支援します。	会員数：246人	会員数：246人	会員数：246人	会員数：246人	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	病児病後児を対象とする児童の預かりについて、会員の相互援助活動に関する連絡調整等を行い、子育て世帯が援助を受けることのできる環境を整えることで、子育てしやすいまちであると感じる意識の変化を測定する指標を設定した。	こども未来課
175	認知症地域支え合いプログラム実施事業	認知症による行方不明者が発生した場合の捜索練習や認知症の方への声かけの手法等、認知症の方を地域で見守るために必要な知識や技術を身につけるためのプログラムを住民主体で実施する活動を支援します。	企画地区数:３地区 実施地区数:２地区	企画地区数:２地区 実施地区数:３地区	企画地区数:３地区 実施地区数:２地区	企画地区数:２地区 実施地区数:３地区	実施地区数	３区において、各１箇所ずつ認知症の啓発活動を行うことを目標として実施地区数を指標に設定した。	地域包括ケア推進課
再掲169	【再掲】子ども食堂交流事業	「子ども食堂」とは、子どもが一人でも安心して利用できる地域の居場所のひとつであり、NPO法人や個人等の民間が自発的に運営している。市が主体となってネットワークを形成し、従事者を対象とした研修の開催やガイドブックの作成により、市内での「子ども食堂」への理解と拡がりに寄与し、地域全体で子どもを育てる機運の醸成を図る。 〇運営する団体同士の交流会を開催し、支援の実態や課題の抽出など、意見交換や情報共有を行う。 〇従事するスタッフやボランティアへの研修を開催し、従事者の質の確保を図る。 〇新規に開設したい団体や、ボランティアとして関わりたい、寄附により支援を考えたい人たち等に向けたガイドブックを作成する。	交流会の開催（１回） 研修の開催（１回）	交流会の開催（１回） 研修の開催（１回）	交流会の開催（１回） 研修の開催（１回）	交流会の開催（１回） 研修の開催（１回）	「安心できる場所がある」と感じているこどもの割合が増加する	こどもの食堂のネットワークが構築され取組が充実することで、こどもの居場所が確保されている状態を測定する指標を設定した。	こども未来課
176	民生委員による高齢者実態調査の実施	市内に住む75歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯等を民生委員が訪問し、状態を聞き取る調査を実施します。調査結果は、市の福祉施策や民生委員活動の基礎資料となるとともに、地域包括支援センター等に提供し地域の見守り活動に有効活用しています。	調査実施件数（75歳以上） 50,000件	調査実施件数（75歳以上） 50,000件	調査実施件数（75歳以上） 50,000件	民生委員 1,089人（未選任エリア含む）に調査を依頼	調査実施件数（75歳以上） 50,000件	訪問により民生委員と地域住民のつながりができた件数を測定する指標を設定した。	高齢者福祉課
再掲127	【再掲】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	新たな支え合い活動の創出：６箇所	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出：９箇所	新たな支え合い活動の創出数	３区において、各区3箇所の新規の支え合い活動の創出を目標として設定した。	地域包括ケア推進課
177	チームオレンジ運営支援	認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援に繋げる仕組み（チームオレンジ）の立ち上げに向けた活動を支援します。	新規活動地区数：３箇所	新規活動地区数：３箇所	新規活動地区数：３箇所	新規活動地区数：３箇所	新規活動団体数	３区において、各１箇所ずつ新規活動団体を増加することを目標として指標設定とした。	地域包括ケア推進課

基本目標　５：続ける　～つながりづくり～　支え合えるしくみを持続させます　【多様な主体の連携と継続】

取組の視点５－２：地区社協等、地域を基盤として活動する団体や企業などがつながり、互いの特性を活かして、活動を一体的に行います

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
178	子育てトーク事業	各地区の地区社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となって実施する地域主体の子育て支援事業への補助を行います。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	読み聞かせや季節のイベント等を開催し、遊び場環境の充足や子育て世帯同士の交流につながることで、子育てしやすいまちであると感じる意識の変化を測定する指標を設定した。	こども未来課
179	子育てパパトーク事業	各地区の地区社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となって実施する、主に父親とその子どもを対象とした地域主体の子育て支援事業への補助を行います。	継続実施	継続実施	継続実施	事業廃止			こども未来課
再掲167	【再掲】「静岡市子育て支援団体連絡会」の運営	市内の子育て支援活動を行う子育てサークル、NPO法人、企業などの団体や個人等からなる連絡会を運営し、相互理解、情報交換、活動の連携を進めることで、地域における子育て支援活動を促進します。	毎年度、連絡会を開催。 会員数82団体	毎年度、連絡会を開催。 会員数95団体	毎年度、連絡会を開催。 会員数100団体	毎年度、連絡会を開催。 会員数90団体	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	子育て支援団体の活動の下支えにより、団体の活動の幅が広がり、子育て世帯への支援が充実することを測定する指標を設定した。	こども未来課
180	青少年育成センターの運営	・非行の早期発見、早期指導、声掛けを通し、青少年の非行防止を図るために補導活動（中央、地区、一斉補導等）を実施します。 ・県条例に基づき、環境整備活動を実施します（立入調査、社会環境実態調査、有害図書回収活動等）。 ・広報啓発活動（啓発リーフレットの作成、配付、街頭キャンペーン等）を実施します。	・年間計画に基づき、補導活動年間1000回以上（中央、地域・地区等）の実施 ・環境調査（547店舗）、立入調査（60店舗）、白ポスト回収（月1回）の実施。 ・啓発リーフレットの作成（50,000部）、街頭キャンペーンの実施（2回/年）	・年間計画に基づき、補導活動年間900回以上（中央、地域・地区等）の実施 ・立入調査（40店舗）の実施。 ・啓発リーフレットの作成（3回/年）、街頭キャンペーンの実施（2回/年）	・年間計画に基づき、補導活動年間850回以上（中央、地域・地区等）の実施 ・立入調査（30店舗）の実施。 ・啓発リーフレットの作成（3回/年）、街頭キャンペーンの実施（2回/年）	・年間計画に基づき、補導活動年間750回以上（中央、地域・地区等）の実施 ・立入調査（10店舗）の実施。 ・啓発リーフレットの作成配布（3回/年）、街頭キャンペーンの実施（2回/年）	実施した補導活動の数	活動を実施することで、非行被害の未然防止を図り、大人がこどものために活動していることを見せることで地域の安全・安心につながっていくために設定した。	こども若者応援課
181	地域公益事業策定に係る意見聴取会議設置・運営事業	社会福祉法第55条の２第６項に基づく地域公益事業及び同法第24条第２項に基づく地域における公益的な取組の実施に関する意見を聴取することのできる場として、「地域協議会」を設置し、社会福祉法人が地域ニーズを把握することができるよう支援する。	社会福祉法人の要請に基づき、適正に開催。	社会福祉法人の要請に基づき、適正に実施。	社会福祉法人の要請に基づき、適正に実施。	社会福祉法人の要請に基づき、適正に実施。	社会福祉法人において地域住民の福祉ニーズを的確に捉えた地域公益事業が実施されている。	社会福祉法や国通知に基づく事業目的を設定。	福祉総務課
182	地区社協の活動支援	市社協と連携し、地区社協の活動を支援します。	実施	実施	実施	地区社会福祉協議会運営費の交付：74地区	会議・研修等でのアンケート満足度：70%	運営費の交付が地区社協の活動支援に寄与しているか把握するため、アンケートの満足度を指標として設定した。	福祉総務課

基本目標　５：続ける　～つながりづくり～　支え合えるしくみを持続させます　【多様な主体の連携と継続】

取組の視点５－３：地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する地域ネットワークをつくります

No.	（１）事業名	（２）事業内容	実施目標				（７）成果指標（アウトカム）	（８）指標設定の考え方	（９）所管課
			（３）令和５年度	（４）令和６年度	（５）令和７年度	（６）令和８年度			
183	【重点】避難行動要支援者避難支援制度の推進	災害時の要支援者の避難支援を迅速・的確に行うため、避難行動要支援者名簿・台帳の作成及び地域への配布を行い、地域における支援体制の強化を図ります。	名簿及び台帳の作成、配布の実施	名簿及び台帳の作成、配布の実施	名簿及び台帳の作成、配布の実施	名簿及び台帳の作成、配布の実施 自治会：78地区 民児協：61地区	避難行動要支援者名簿を活用して、避難訓練を行った自主防災組織の割合：50%	配付した名簿が地域で活用されているかを確認するため、避難訓練での活用状況を指標として設定した。	福祉総務課
184	地域防災訓練への参加促進	防災意識の高揚を図るため、地域の自主防災組織主体の訓練を実施します。	住民組織及び福祉団体を通じ、支援が必要な人の訓練への参加について協力を依頼します。 地域防災訓練参加者数：65,000人以上	住民組織及び福祉団体を通じ、支援が必要な人の訓練への参加について協力を依頼します。 地域防災訓練参加者数：91,000人以上	住民組織及び福祉団体を通じ、支援が必要な人の訓練への参加について協力を依頼します。 地域防災訓練参加者数：前年度参加者数以上	住民組織及び福祉団体を通じ、支援が必要な人の訓練への参加について協力を依頼します。 地域防災訓練参加者数：前年度参加者数以上	防災行動力が高まった市民の数（訓練参加者数）	市民自らの意思で防災訓練へ参加し、迅速な避難や防災資機材等の操作力の向上など、防災に関する行動力が高まることは、市民の安全安心の確保につながると考え、訓練参加者数を成果指標として設定した。	危機管理課
185	防災出前講座の開催	主に地域団体を対象に、ビデオ、スライド、冊子等を用いて、家庭や地域における災害対策の講座を開催します。	関係施設や団体に対し防災出前講座の利用の促進を図ります。 出前講座参加者数：10,000人以上	関係施設や団体に対し防災出前講座の利用の促進を図ります。 出前講座参加者数：7,500人以上	関係施設や団体に対し防災出前講座の利用の促進を図ります。 出前講座参加者数：前年度参加者数以上	関係施設や団体に対し防災出前講座の利用の促進を図ります。 出前講座開催回数：前年度参加者数以上	防災意識・知識が向上した市民の数（受講者数）	市民自らの意思で出前講座を受講し、防災意識や知識が向上することは、災害発生時における的確な判断等に直結し、市民の安全安心の確保につながると考え、受講者数を成果指標として設定した。	危機管理課
186	福祉避難所の確保及び運営	通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のための避難所として、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所を確保します。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	災害時の福祉避難所開設に係る課題の解決に取り組む施設の数が増加する	福祉避難所開設に係る課題に取り組む施設が増えることにより、要配慮者の避難確保が推進するため。	福祉総務課
187	聴覚障がいのある人のための緊急情報受発信事業	①登録された聴覚障がいのある人に対し、大雨・洪水・土砂災害等の警報や避難勧告等の災害情報が同報無線で発表された際に、24時間体制でファックスでの情報提供を実施します。 ②緊急通報を24時間体制で指令課で受信します。 【緊急通報受信体制】 ■NET119 　登録された聴覚障がいのある人が携帯電話等で発信した文字情報による緊急通報を受信します。 ■FAX119 　聴覚障がいのある人がファックスを使用し発信した緊急通報を受信します。 【緊急通報内容】 火災・救急・救助・ガス漏れ事故等	①対象となる災害情報の発表件数に対する、ファックス送信回数の割合：100% ②継続実施	①対象となる災害情報の発表件数に対する、ファックス送信回数の割合：100% ②継続実施	①対象となる災害情報の発表件数に対する、ファックス送信回数の割合：100% ②継続実施	①事業廃止 ②継続実施	①危機管理課のシステムに統合し、障害福祉企画課の事業としてはR7をもって廃止 ②緊急通報受信体制の障害件数	聴覚障害がある方々に対して、24時間365日受信体制を確実に確保することにより、管轄住民の「安全・安心の確保」に寄与することができるため、緊急通報受信体制の障害件数を設定した。	指令課

資料２

第４次静岡市地域福祉計画【後期実施計画】策定に向けて

令和８年７月

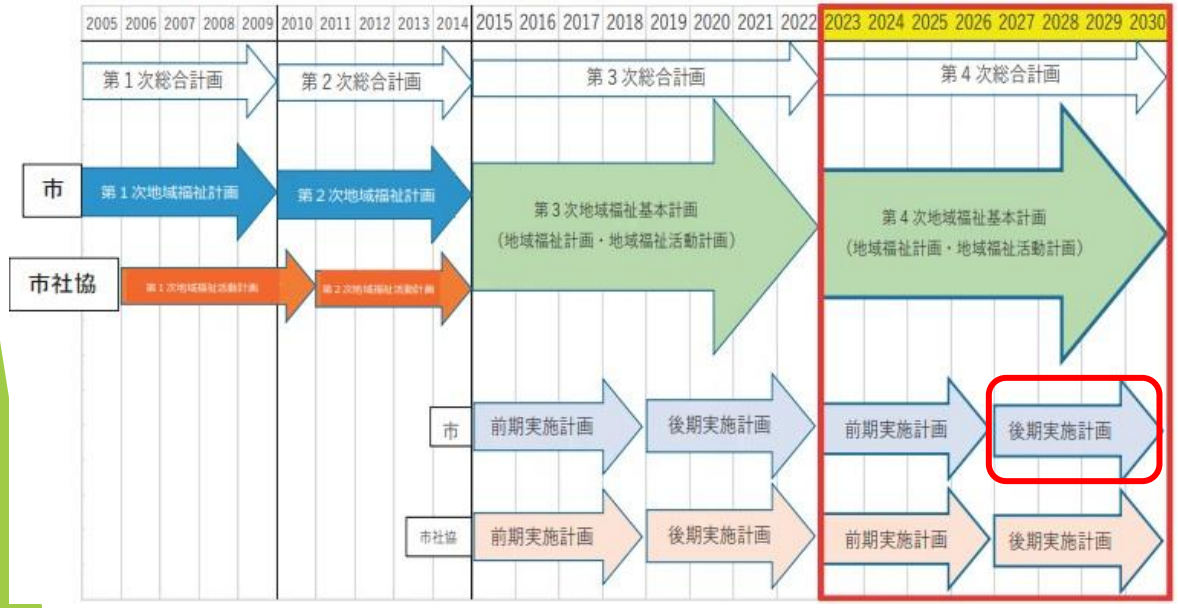
静岡市　福祉総務課

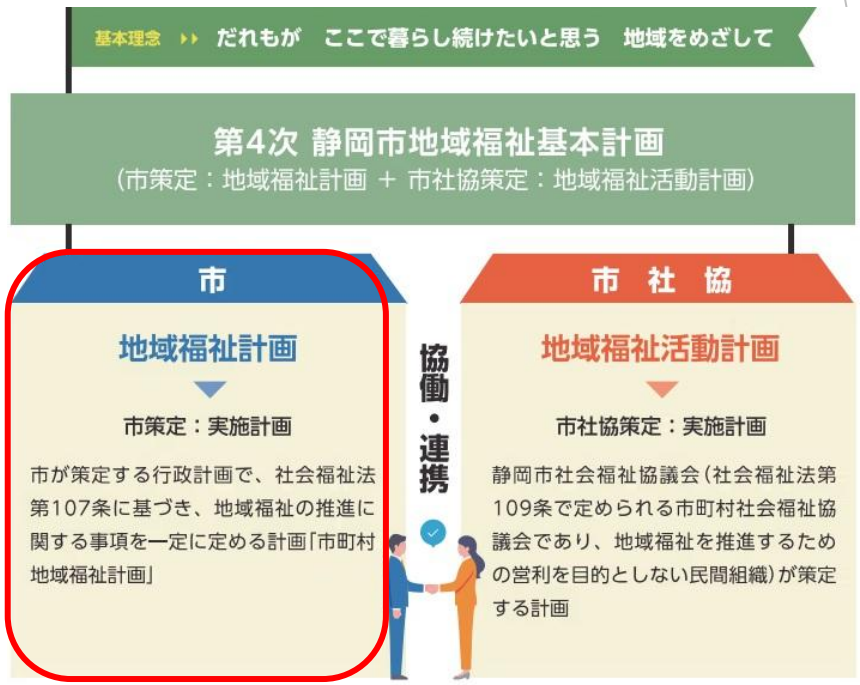
第４次静岡市地域福祉基本計画について

- (1)基本計画の構成
 市が策定する「地域福祉計画」
 市社協が策定する「地域福祉活動計画」
 →市と市社協が協働・連携して成立

- (2)第４次静岡市地域福祉基本計画の対象期間
 令和５年度(2023年度)から令和12年度(2030年度)までの８年間
 前期実施計画：令和５年度(2023年度)から令和８年度(2026年度)まで
 後期実施計画：令和９年度(2027年度)から令和12年度(2030年度)まで

- (3)静岡市地域福祉計画(市策定)について
 令和８年度に前期実施期間が終了することから必要な見直しを行い、後期実施計画を策定する必要がある





第４次静岡市総合計画の見直し

静岡市基本計画より

はじめに

総合計画の見直しと策定の目的

第4次静岡市総合計画は、行政が行う様々な政策（施策や取組）を体系化し、アウトプット（何をするか）を中心に整理しまとめた計画でした。 例えば、「道路を整備する」「施設を建設する」といった、具体的な取組の内容を列挙する形式の計画です。いわば、「政策集型」の計画といえます。

こうした計画は、行政目線で、行政が何をするかに重点が置かれています。しかし、市政で最も重要なことは、市民目線の取組により、市民の生活がどのように良くなるのかを示すことです。

よって、静岡市は、総合計画を「政策集型」から、「成果志向型」へ見直すこととしました。

「成果志向型」は、まず市民にとってどのような社会の姿が望ましいか（目指す社会）を描き、その実現に向けた政策の実行により、市民にどのような幸せや豊かさがもたらされるかという成果（アウトカム）を示すものです。

例えば、「道路の整備により、渋滞が緩和され、移動時間が短縮される」というような、市民一人ひとりの生活にどのような利益や利便（成果）があるのかを示します。

新しい総合計画は、市民にとってどのような社会が望ましいかを「目指すまちと暮らしの姿」として示し、その実現に向けて何を行うべきかを明らかにしていきます。

そして、市民・地域社会・企業・教育機関・行政が協力して、みんなで「誰もが安心して暮らし、幸せを実感し、住み続けたいと感じられるまち」を共に創っていくこと（共創）により進めていく計画です。



第５次静岡市総合計画の概要

静岡市基本計画より

第5次静岡市総合計画の概要

基本構想の概要

まちの将来像や市政運営の方向性を示すもの

目指すまちと暮らしの姿として「誰もが安心して暮らし、幸せを実感し、住み続けたいと感じられるまち」を掲げます。

人々が安心して暮らし、幸せを実感し、住み続けたいと感じられるよう共創の市政運営を行えば、このまちは、人々が住み続けたい、移住して住みたいまちになります。

その結果、「世界に輝く静岡の実現」へとつながっていきます。

基本計画の概要

基本構想を実現するために、何をどのように実行していくかを示すもの

(1)役割

静岡市が直面している様々な課題を解決するためには、行政の力だけではなく、社会全体の力による「共働・共創」が不可欠という認識のもと、行政が、市民・地域社会・企業・教育機関などとともに、何をどのように実行していくかを示します。

(2)区域

対象とする区域は、静岡市の行政区域です。加えて、静岡県中部地域の中枢を担う政令指定都市として、中部地域全体への貢献も視野に入れています。

(3)期間

2026年度から2035年度までの10年間とします。

(4)構成

「静岡市の特徴と目指すまちと暮らしの姿」「時代認識と現実の直視」「課題解決の基本的な考え方」「分野別の政策」「静岡市の魅力を活かしたまちづくり」の各章により構成します。

実施計画の概要

基本計画に基づく具体的な取組を定めるもの

基本計画の「分野別の政策」に掲げる「目指すべき未来像」を実現するための具体的な取組を定めるものです。

実施計画は社会経済状況の変化などを踏まえ、毎年度改定を行います。計画の期間は5年間とし、将来の5年間に予定している取組を登載します。

あわせて中長期的な視点で、持続可能な財政運営を行うため、今後の財政見通しを示します。

基本計画の内容

はじめに	1. 静岡市の現状とその背景　2. 静岡市の人口減少の原因 3. 誰もが幸せに暮らせるまちにするための方法　4. 総合計画の見直しと策定の目的
第１章 静岡市の特徴 と 目指すまちと 暮らしの姿	＜静岡市の特徴＞ 静岡市は多彩な魅力を有しています。これらの魅力を最大限活かすことで、市民一人ひとりが暮らしの豊かさと幸せを感じられるまちへと発展していくことができます。 1. 温暖な気候や豊かな自然環境と美しい風景　2. 人の心の温かさ 3. 交通の要衝と都市機能の集積　4. 魅力ある中心市街地 5. 多様で深みのある産業力　6. 大学等の教育機関の充実 ＜目指すまちと暮らしの姿＞ 静岡市の魅力を十分に活かすことにより、次のようなまちを実現します。 「誰もが安心して暮らし、幸せを実感し、住み続けたいと感じられるまち」
第２章 時代認識と 現実の直視	＜時代認識＞ 現在の静岡市は、魅力を十分に活かせず、様々な課題に直面しています。 1. 深刻な人口減少と暮らしへの影響　2. 「心の豊かさ」の重視　3. 地域のつながりの希薄化 4. 地域の「稼ぐ力」の停滞　5. 知能革命の進展　6. 地球環境の危機 ＜静岡市の人口減少問題を直視する＞ 静岡市が抱える課題の中でも人口減少は特に深刻な問題です。静岡市が明るい未来を迎えるためには、人口減少問題を直視し、その原因を根底まで深掘りすることが必要です。 ・深刻な人口減少の状況　・人口減少の原因　・人口目標の考え方　・人口減少対策について
第３章 課題解決の基本的な考え方 共働・共創のまちづくりによる安心と幸せが感じられる社会の実現	複雑化・深刻化・多様化した課題の解決は、行政だけの力では不可能であり、市民・地域社会・企業・教育機関・行政などとの「共働・共創」が不可欠です。行政は社会の力がうまく働き、共働・共創の輪が広がるよう下支えし、結果が出るよう伴走することが必要です。共働・共創により安心と幸せが感じられる社会の実現に向けた課題解決の基本的な考え方を次のとおり掲げます。 1　政策形成（政策づくり）の方針　～これまでの延長にない政策形成～ (1)人口減少の緩和と適応　(2)まちづくりの転換　(3)心の豊かさの実現 (4)地域のつながりの強化　(5)地域経済の活性化　(6)DX・GXによる社会変革 2　政策執行（政策の実行）の方針　～良い結果の出せる政策執行～ (1)根拠と共感に基づき共働・共創する市政　(2)社会共有資産の利活用 (3)効率的かつ効果的な行政経営
第４章 分野別の政策	各分野において「目指すべき未来像」を描き、未来像と現状を比べ、「現状と課題」を知り、「現状から未来像へ到達するための道筋」を考え、「具体的に何を行うか」を決めるという、バックキャスティング型の考え方で、どのように課題を解決していくのか具体的に示します。 1　共生・福祉・健康　2　防災・消防・防犯　3　こども・子育て 4　教育・人づくり　5　経済・産業　6　観光・スポーツ・文化 7　都市・社会基盤　8　環境・森林　9　行政経営
第５章 静岡市の魅力を活かしたまちづくり	「安心な暮らし」と「幸せの実感」のためには、静岡市の魅力を活かしたまちづくりが必要です。そのためには、内外の人々が「一緒にそのようなまちを実現したい」と共感できるような未来を描き、行政・市民・企業などの多様な主体による共働・共創を推進することが欠かせません。 (1)都市拠点＜静岡都心、清水都心、東静岡・草薙地区＞ (2)産業・交流拠点＜宮川・水上地区、南沼上・麻機地区（中央卸売市場周辺）、貝島・折戸地区、庵原地区＞ (3)観光拠点＜日本平・久能・三保・用宗、東海道「二峠八宿」＞ (4)中山間地域＜オクシズ＞
おわりに	社会全体の力による共働・共創により、静岡市が直面している課題を解決し、「誰もが安心して暮らし、幸せを実感し、住み続けたいと感じられるまち」を実現することができます。

各計画の対象期間について



※第５次静岡市総合計画における実施計画は５年ごと見直しを行う
　→次回見直しは令和13年度(2031年度)分からとなる
※第４次静岡市地域福祉計画の最終年度と第５次静岡市総合計画(前期)にて
　期間的な同期をとることができる

第４次静岡市地域福祉計画（後期実施計画）策定方針①

- (1) 今後の基本方針
 ◎第４次静岡市地域福祉計画の基本目標等は見直しはせず、期間も現行どおりとする
 ◎各事業施策の成果目標を成果指標型(アウトカム)とする

- (2)今後の基本方針の考え方
 ・福祉分野における静岡市総合計画の体系及び課題認識等は第４次を踏襲している
 ・静岡市地域福祉計画に登載している課題や目指すべき理念は静岡市総合計画と同じ方向を向いている
 ・計画の期間についても同期をとることができる
 　→第５次静岡市地域福祉計画策定の段階で改めて検討していきたい
 ・第５次静岡市総合計画策定の方針を踏まえ、市民目線によるアウトカム指標を設定する

第４次静岡市地域福祉計画（後期実施計画）策定方針②



第４次静岡市地域福祉計画（後期実施計画）策定方針③

- (4)第４次静岡市地域福祉計画(後期実施計画)策定スケジュール

地域福祉計画中間見直し（後期実施計画策定）スケジュール	令和８年(2026年)									令和9年(2027年)			
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	２月	３月	４月
見直し計画作成													
今後の方針の報告													
基本方針作成			■										
素案作成					■	■							
素案②作成								■	■				
原案作成										■			
庁内外へ送付、HP公開												■	■
静岡市議会送付											■		
計画実施													■
地域福祉専門分科会													
令和８年度_第１回				★									
第２回							■						
第３回									■				
第４回										■			
庁内における調査													
令和７年度事業実績調査	■	■											
令和８年度事業計画調査	■	■											
後期計画新規登載/廃止事業調査							■	■	■				
静岡市社会福祉協議会との連携													
地域福祉活動計画推進委員会			■			■				■		■	
定期打合せ				■	■		■		■				

【資料２補足資料】

静岡市基本計画

（抜粋）

静岡市

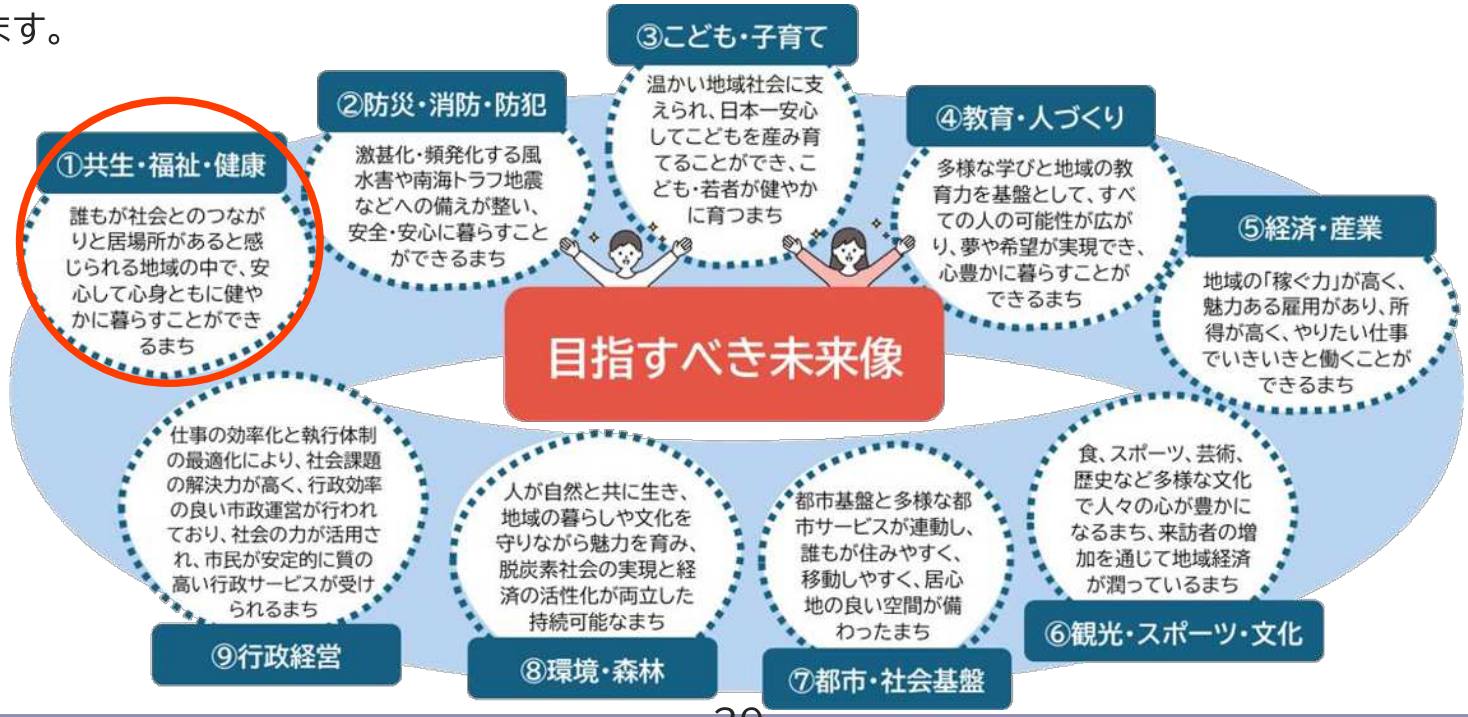
第4章 分野別の政策

第4章では、各分野においてどのように課題を解決していくのかを具体的に示します。

そして、成果志向型の計画とするために、まず『**目指すべき未来像**』を描き、未来像と現状を比べて、『**現状と課題**』を知り、『**現状から未来像へ到達するための道筋**』を考え、『**具体的に何を行うか**』を決めるという、バックキャスティング型の考え方で策定しています。

政策の成果を測る指標についても、行政が何をするのかという「アウトプット」の指標ではなく、例えば「子育て支援や子育て環境の総合的な満足度」や、「市民一人当たりの市内総所得額」など、市民にどのような利益や利便がもたらされるかといった「アウトカム」を重視した指標とします。

これらの指標は、新たな総合計画の実施計画において、施策ごとに指標を設定し、取組の成果を明確に把握できるようにします。



分野別の政策　①共生・福祉・健康

目指すべき未来像

誰もが社会とのつながりと居場所があると感じられる地域の中で、安心して心身ともに健やかに暮らすことができるまち

現状と課題

人口減少や高齢化、価値観や暮らし方の多様化により、社会環境は大きく変化しています。地域では、人と人とのつながりの希薄化や地域団体等の担い手不足が進み、支え合いの仕組みが弱まりつつあります。

また、性別、国籍、障がいの有無といった多様性に関する理解の浸透が十分でない場合、お互いの背景や価値観の違いを十分に理解できず、不安や戸惑いを感じてしまう場面があります。さらに、福祉に関する困りごとは複雑化・複合化し、従来の対応では十分に応えられない状況が生じています。

健康・医療においては、生活習慣の変化によって、様々な健康課題が顕在化する中、健康寿命の延伸に向けた取組が必要となります。また、高齢化等に伴う医療需要の増加への対応や、災害や感染症への備え等も含め、地域の実情に合った医療提供体制を整えることが求められています。

政策 01

（地域活動・市民活動）地域社会のつながりを深め、市民が支え合うまちにします

現状と課題	解決策
自治会・町内会は、地域社会のつながりを支える中核である。その活動の負担の増大、役員の担い手不足、住民の参加の減少が大きな社会課題となっている。	デジタル技術の活用や、市から自治会・町内会への依頼内容の見直しにより、自治会等の負担を軽減します。また、住民参加の促進や加入率向上に向けた取組を進め、誰もが参加しやすい自治会・町内会づくりを下支えします。 これらにより、地域のつながりを維持し、持続可能な自治会・町内会の運営を支援していきます。
市民活動団体は、行政の支援が届きにくい地域の身近な課題の解決に取り組んでいる。しかし、その活動は、市民や企業、行政との連携が十分でないため、複雑化・多様化する地域課題の解決を効果的に進められていない場合がある。	市民活動団体の活動分野や課題に応じた連携先の提案や、市民や企業が市民活動に関わる機会の提供などにより、市民活動団体と市民や企業、行政との相互理解を深めるきっかけづくりを行います。 これらにより、市民活動団体と市民や企業、行政との協働に向けた関係づくりを支援し、地域課題の解決が効果的に進むよう市民活動を下支えしていきます。
民生委員は地域を支える担い手である。社会問題の多様化・複雑化により、その活動の負担が増大している。また、なり手不足により、欠員が生じており、民生委員による支援が行き届かない場合がある。 保護司についても、なり手が不足しており、保護観察がつかない人など、立ち直り支援を必要とするにもかかわらず保護司の支援が受けられない場合がある。	民生委員の活動内容や活動範囲を明確にし、不要な業務や重複する業務を削減します。 これにより、地域福祉を支える担い手である民生委員の活動を下支えします。 保護司のなり手不足に対しては、養成講座などを通じて保護司の役割の重要性への理解を広げる取組を進めます。さらに、関係機関と連携し立ち直り支援の活動を下支えすることで、保護司として活動しやすい環境づくりを進めます。 これらにより、将来的な保護司確保につなげます。

政策02 （共生）性別や国籍・民族の違いや、障がいの有無などにかかわらず、お互いを尊重し合い、多様な価値観を受け入れる共生のまちにします

現状と課題	解決策
固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることなどから、市民一人ひとりが希望する生き方を選べる環境が十分に整っていない。また、性差に関する偏見などジェンダーに基づく様々な困難への相談・支援体制も不十分である。	固定的な性別役割分担意識を解消するために、各年代に応じた理解を深める機会を提供します。特に若年層に対しては、固定的な意識が定着する前に教育機関等と連携して取り組みます。また、ジェンダーに基づく様々な困難に対応するため、相談窓口の充実と関係機関との迅速な連携を進めます。 これらにより、市民一人ひとりが希望する生き方を選べる環境整備や社会づくりを進めます。
静岡市の外国人住民数は、留学生の増加等により10年前と比べ約2倍になっている。地域において外国人を見掛けることも増えたが外国人との付き合いは少なく、また、多文化共生を不安に感じる人もいる。国籍や文化にかかわらず、住んでいる人すべてが互いに認め合い、助け合う多文化共生についての理解の浸透が不十分である。	多文化共生は、世界から集まった人たちが静岡市の持つ力とつながることで新しい価値を創り静岡市の活力を高めることになり、まちの将来に欠かせません。外国人が地域の生活になじめるよう、学校や地域行事で日本人と交流する機会を設けるとともに、多文化共生の重要性について日本語や外国語での情報提供を充実します。 これらにより、日本人と外国人の相互理解を促進し、多文化共生のまちづくりを進めます。
障がい福祉分野では、障がいのある人も地域社会の一員として暮らすことができるよう、制度の整備が進められている。それに伴い、障がいのある方やその家族の困りごとが、地域生活を中心としたものに変化している。その結果、一人ひとりの希望に合わせたきめ細やかな支援が十分に行き届かないことがある。	障がいのある方やその家族の暮らし方や働き方の変化に対応した支援体制を拡充するとともに、障がいのある人も社会参加しやすい環境をつくります。 これらにより、障がいの有無にかかわらず希望どおりの暮らしを送れるようにします。
行政による犬猫の保護等に必要な設備や環境の整備が十分に行われていない。また、動物愛護精神に関する普及・啓発が不足し、不適切な動物の飼養等の問題が生じている。	動物愛護センターを再整備し、適切な保護・飼養環境を整えるとともに、市民の動物に関する理解を深める普及啓発を行います。 これらにより、動物の命を大切にする意識を広め、人と動物が共生できるまちづくりを進めます。

政策 03

（地域福祉）福祉の支援を充実させ、困りごとを抱える人が安心して生活を送ることができるまちにします

現状と課題	解決策
高齢・障がいなど福祉の各分野で支援を進めてきたが、8050問題や社会的孤立などの複数の分野を横断した困りごとを抱えている人への支援が不十分である。	複雑化・複合化した困りごとを抱える人への支援として、各分野の専門性を活かした連携支援体制や相談支援機能の強化、居場所づくりに取り組みます。 これらにより、困りごとを抱える人が安心して暮らしを送れるようにします。
高齢化が進み、人口構成が変化する中、必要な高齢者福祉サービスの提供体制を維持する必要があるとともに、高齢者施設の多世代利用など、地域社会とのつながりを創出する新たなニーズへの対応の必要性が高まっている。さらに、頼れる身寄りのない高齢者が増えてきており、人生の最終段階の“もしも”のときに備える取組の必要性が高まっている。	老人福祉センターの在り方を見直し、多世代利用を促進するなど、施設運営やサービス提供をより効果的に行います。また、人生の最終段階を前向きに迎えられるよう、一人ひとりの託したい思いや不安に寄り添う終活支援を行い、高齢者の暮らしに安心をもたらします。 これらにより、多様化する高齢者ニーズに対応し、安心して暮らせる地域社会を実現します。
（再掲） 障がい福祉分野では、障がいのある人も地域社会の一員として暮らすことができるよう、制度の整備が進められている。それに伴い、障がいのある方やその家族の困りごとが、地域生活を中心としたものに変化している。その結果、一人ひとりの希望に合わせたきめ細やかな支援が十分に行き届かないことがある。	障がいのある方やその家族の暮らし方や働き方の変化に対応した支援体制を拡充するとともに、障がいのある人も社会参加しやすい環境をつくります。 これらにより、障がいの有無にかかわらず希望どおりの暮らしを送れるようにします。

資料3-1

令和8年度　第1回　静岡市健康福祉審議会　地域福祉専門分科会
報告事項　重層的支援体制整備事業実施計画について

保健福祉長寿局　地域支え合い推進部　安心感がある温かい社会推進課

本市では、令和6年度から重層的支援体制整備事業（重層事業）を実施し、重層事業実施計画を策定している。 前回の分科会（令和7年度 第2回）において計画見直しを審議し、いただいた意見を踏まえ、令和8年度の重層事業実施計画を策定した。

見直しの背景

- 当初、国が整理していた「**①必須の記載事項**」と「**②重層事業開始時では任意の記載事項**」のうち、「②任意の記載事項」が本市の計画に盛り込まれていなかったこと。
- 令和8年度には事業の本格実施から3年目を迎えること。
- 国から事業の評価・検証を求められるよう取り巻く状況が変化してきたこと。

① 必須の記載事項（R6年度から反映済み）

- 相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態
- 参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制
- 重層的支援会議（以下、会議と記載）の実施方法
- 支援関係機関間の連携に関する事項

② 重層事業開始時では任意の記載事項

- 重層事業を適切かつ効果的に実施するための地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針
- 重層事業の事業目標
- 重層事業の事業評価・見直しに関する事項

前回分科会での検討事項

改正のポイントとして、**実施目標の設定**、**評価指標の設定**、**計画見直し時期**の3つについて検討が必要なものとして整理。

重層事業の実施目標

- 地域福祉計画の記載を基に、本市における重層事業の実施目標を設定する。

重層事業実施計画における評価指標

- 地域福祉計画実施計画の内容を基にしながら、重層事業実施により得られた成果や効果を確認できる内容を設定する。
- 評価指標（案）

① 重層事業の実施によって支援機関同士の連携が円滑になったと感じる支援機関の割合

➡ 令和8年度中にアンケート調査を行い、令和9年度以降の実施計画に反映予定。

② 多機関協働事業における相談受付数、会議開催数等の統計

➡ 後述の『評価指標　ア）多機関協働事業等における評価指標及び目標値』として反映。

③ 関係課が所管する事業の目標値に対する達成状況

➡ 後述の『評価指標　イ）関連事業の目標と評価指標』として反映。

計画の見直し時期

- 実施目標は、地域福祉計画に合わせて4年ごと評価。評価指標は、項目によって4年ごと又は毎年評価。掲載される各事業の実施体制、法・制度の改正によるものは毎年見直しを実施する。

令和8年度実施計画の主な改正点

- 重層事業の**実施目標**を設定
- 重層事業実施計画における**評価指標**の設定
 - ア）多機関協働事業等における評価指標及び目標値
 - イ）関連事業の目標と評価指標

重層事業の実施目標（ 実施計画(P.4) 1-(4) ）

- 重層事業実施計画は、地域福祉計画等、他の計画との整合が図られている必要がある。
- 前回の分科会で示したとおり、本市地域福祉計画　基本目標2「寄り添う　しくみづくり」に位置付けられる取組の視点を重層事業の実施目標として設定する。

複合的な問題に対する、分野を超えた支援体制を構築します。

社会情勢の悪化や価値観の多様化などで、これまでの制度では対応できないような8050問題やヤングケアラーの問題など、より複雑な課題が顕在化してきました。

それらの複合的な問題や制度の狭間の問題を解決するために、福祉専門機関のみならず、多業種・多職種で連携し、属性や世代に捉われることなく相談を受け止められる支援体制を構築します。

重層事業実施計画における評価指標（実施計画(P.4) 1-(5)）

ア 多機関協働事業等における評価指標及び目標値

指標① 多機関協働事業に寄せられた相談に対し、何らかの支援につなげた割合

➤ 設定理由
多機関協働事業は、**支援者支援**の機能を持ち、複雑化・複合化した問題の整理や複数分野・機関の連携に向けた調整役を担う。
支援機関からの相談に対して、会議開催や適切な支援機関に結び付ける等、**問題解消や軽減に向け、何らかの支援を行う**ものとして指標を設定。

➤ 目標値 ： **100%を維持**
令和7年度は、多機関協働事業に寄せられたすべての相談事例に対して、何らかの対応・支援を実施した。 会議開催のみならず、必要な対応や支援が可能な機関につなぐといった対応も合わせて行い、支援につなげた割合100%を維持する。

指標② 重層的支援会議又は支援会議を開催した事例のうち、終結とした事例の割合

➤ 設定理由
会議を開催した事例について、複雑な問題から対応すべき課題が整理され、支援体制の構築や問題解決に至ったとして終結とした事例が見られている。
前回分科会で挙げられた、終結事例の割合や支援の出口（終結）に関する質疑・意見を踏まえ、**会議の効果や事業の進捗を数値として確認**するため、終結事例の割合を指標として設定。

➤ 目標値 ： **前年度（32.1%）より増加**
令和7年度末までに会議を開催した事例28件のうち、9件（32.1%）の事例を終結とした。
令和8年度末時点で、終結事例の割合が減少した場合、終結につながりにくかった原因や、どのような困難性があったのかを振り返り、会議進行や課題整理の方法などの見直しにつなげる。

重層事業実施計画における評価指標（ 実施計画(P.4） 1-(5)）

ア　多機関協働事業等における評価指標及び目標値

指標③　参加支援事業における受入先確保に向けた関係機関、企業、団体への働きかけ

➤ 設定理由

多機関協働事業に寄せられる相談では、制度の狭間に陥っており、既存制度によるサービスや社会参加が難しい事例も見られる。

既存の参加の場だけでなく、**新たな参加の場の確保が必要**であること、前回分科会で挙げられた**「支援の出口をどのように広げていくべきか」**という意見を踏まえ、指標を設定。

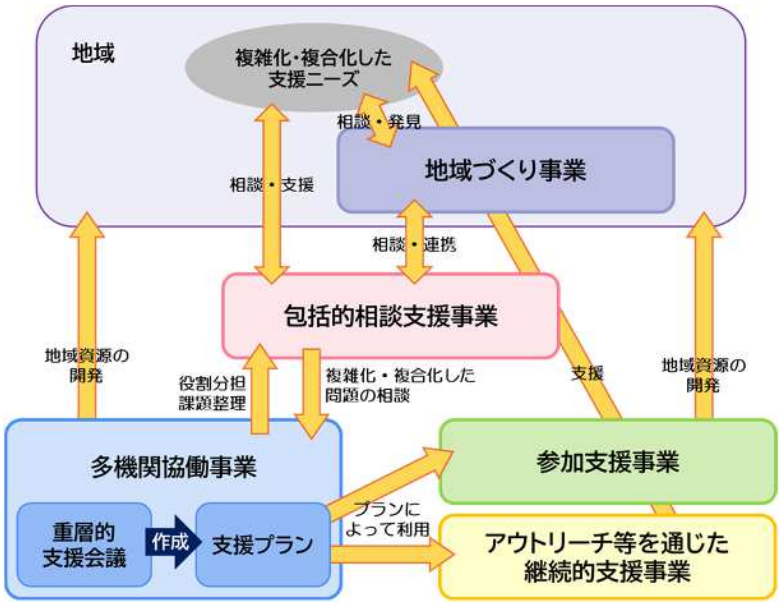
➤ 目標値　：　**実施**

これまでは支援対象者本人への働きかけという側面が強く、受入先確保に向けた取組は今年度から実施している。 設定時点では、どのような主体から協力が得られるかわからないことから、定量的な評価ではなく、定性的な評価を行う。

イ　関連事業の目標と評価指標

重層事業は、図の5つの事業で構成されており、
安心感がある温かい社会推進課以外が所管する
『**包括的相談支援事業**』『**地域づくり事業**』について、
各事業の所管課が定める目標と評価指標を重層事業実施計画の評価指標として用いる。

（対象の事業及び目標・評価指標は、
資料3-3　重層事業実施計画　別紙のとおり）



重層事業実施計画の今後のあり方

庁内連携会議、専門分科会における意見

- 令和8年3月に実施した庁内連携会議において、次の内容の意見が挙げられた。
 - 重層事業が様々な事業と関連しながら実施されるのならば、**関連する事業の関係性に注目して評価指標を設定すべき**と考える。
 - **他分野の従事者にとっても分かりやすいく、共有しやすい指標**の設定が必要と考える。
- 前回分科会で挙げられた『元々の相談支援機関の目的だけではない、重層的な支援体制に向けた目標や評価指標が定められることを期待して良いか』という意見とも関連する部分があると捉えている。
- 前回、案として提示した『**重層事業の実施によって支援機関同士の連携が円滑になったと感じる支援機関の割合**』と合わせて反映できるよう、庁内関係課も交えて今後検討予定。

社会福祉法改正等、国の動き

- 令和8年6月、厚生労働省及びこども家庭庁から、**社会福祉法改正に関する通知が発出**された。
- 重層事業実施計画の見直しに関する事項が定められ、法において、
 - **支援関係機関の機能強化に係る目標**に関する事項
 - **支援関係機関相互間の連携促進に係る目標**に関する事項

 といった項目が定められることとなる。
- 令和9年度以降の実施計画について、法改正や、国が示す指標を反映できるよう進めていく。

資料3-2

静岡市重層的支援体制整備事業
実施計画

令和8年4月

静岡市 安心感がある温かい社会推進課

1 はじめに ～計画策定にあたって～

(1)事業創設の背景

少子高齢化や、人口減少、人々のライフスタイルが多様化する中での福祉的ニーズの複合化・複雑化、地域住民のつながりの希薄化など社会構造が大きく変化する中で、住み慣れた地域で支え合いながら安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、誰もが支え合い誰もが主役となって居場所と役割を持てるような地域共生社会の実現に向けた取組を進めるため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第52号）により改正された社会福祉法（以下、「法」という。）において、重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業の目的は、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題など、日常生活を営む上で生じる地域生活課題の解決のための包括的な支援体制を整備することにあります。

本市では、既存の取組を活かしつつ、第４次静岡市地域福祉基本計画（以下、本市地域福祉計画と記載）の理念である「だれもが　ここで暮らし続けたいと思う　地域をめざして～みんなでつくる　ともに支え合うまち　しずおか～」を目指すべく、ここに当該事業の実施体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

関連する諸計画

・第４次静岡市地域福祉基本計画
・静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画
・静岡市障がい者共生のまちづくり計画
・静岡市子ども子育て若者プラン

(2)重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するために、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。①～③を一体的に実施することを支えるための事業として、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と⑤多機関協働事業が位置付けられており、①～⑤が個々に独立して機能するのではなく、図１に示すようにそれぞれの事業を連動させ、一体的に展開することでより一層の効果が得られると考えられます。

図1　重層的支援体制整備事業の概要図

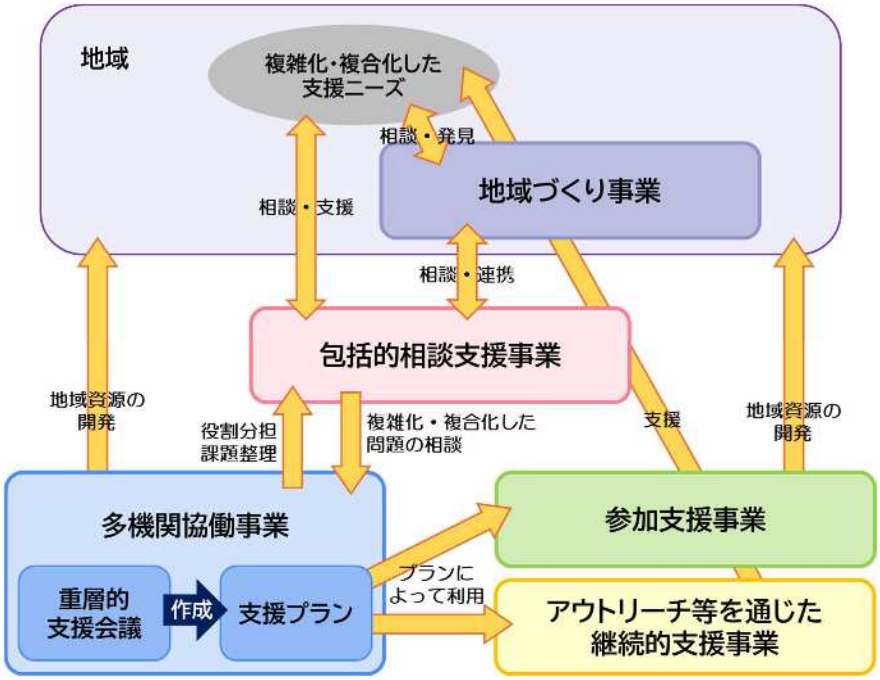


表1　社会福祉法における各事業の位置づけ

社会福祉法第106条の4第2項		既存制度の対象事業等
第1号（相談支援）	イ	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ	【障害】障害者相談支援事業
	ハ	【こども】利用者支援事業
	ニ	【困窮】自立相談支援事業
第2号（参加支援）		重層的支援体制整備事業により新たに位置付けられた事業
第3号（地域づくりに向けた支援）	イ	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ	【介護】生活支援体制整備事業
	ハ	【障害】地域活動支援センター機能強化事業
	ニ	【こども】地域子育て支援拠点事業
		【困窮】地域づくり事業
第4号（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）		重層的支援体制整備事業により新たに位置付けられた事業
第5号（多機関協働）		
第6号（支援プランの作成）		

(3)計画の位置づけ

本実施計画は、社会福祉法第106条の５に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。また、本市地域福祉計画における基本目標２「寄り添う　～しくみづくり～　一人ひとりが望む支援を届けます【包括的支援】」のための取組である重層的支援体制整備事業の実施に関する具体的な計画を定めるものです。

(4)実施目標

本実施計画の実施目標として、本市地域福祉計画における取組の視点に基づき、次のとおり実施目標を定めます。

複合的な問題に対する、分野を超えた支援体制を構築します。

社会情勢の悪化や価値観の多様化などで、これまでの制度では対応できないような8050問題やヤングケアラーの問題など、より複雑な課題が顕在化してきました。それらの複合的な問題や制度の狭間の問題を解決するために、福祉専門機関のみならず、多業種・多職種で連携し、属性や世代に捉われることなく相談を受け止められる支援体制を構築します。

(5)実施計画の評価

ア　多機関協働事業等における評価指標及び目標値

評価指標	現状 （令和7年度末時点）	目標値 （令和8年度末）
多機関協働事業に寄せられた相談に対し、何らかの支援につなげた割合	100%　※1	100%を維持
重層的支援会議又は支援会議を開催した事例のうち、終結とした事例の割合	32.1%　※2	前年度より増加
参加支援事業における受入先確保に向けた関係機関、企業、団体への働きかけ	―	実施

※１　令和７年度の相談受付17件のうち、９件は重層的支援会議又は支援会議を開催（うち１件は令和７年度末時点で開催を調整中）、８件は対応可能な支援機関への橋渡しや問題の解きほぐしに関する助言等を実施。

※２　令和５年度から令和７年度までに重層的支援会議又は支援会議を開催した事例（28件）のうち、令和７年度末時点で終結となった事例（９件）から算出。

イ　関連事業の目標と評価指標

表１に示したとおり、重層的支援体制整備事業は、様々な事業と関連しながら実施されるものであるため、本市地域福祉計画の実施計画に掲載される各事業のうち、重層的支援体制整備事業に関連する事業の目標及び評価指標を、本実施計画の評価指標として用いるもの

とします。（該当事業、目標及び評価指標は別紙に記載のとおり）

(6)計画の期間

本実施計画は、令和８年４月１日から令和９年３月31日の１年間を計画期間とします。

(7)計画の進行管理

本事業の実施にあたっては、庁内関係各課や重層的支援体制整備事業に位置付けられる事業の実施事業者等との連携と、地域の実情に応じた実施体制の構築が必要となります。本実施計画で定めるのは、事業の具体的な計画であり、それは社会情勢や、地域福祉関連法の改正等に大きく影響を受ける可能性があることから、本事業に関わる庁内関係各課をはじめとした関連事業者等と事業評価に合わせて毎年度見直しを行うこととします。

なお、実施目標は、本市地域福祉計画との整合を図るため、本市地域福祉計画実施計画の評価時に見直しを行うこととします。

２ 重層的支援体制整備事業において実施する事業

重層的支援体制整備事業の実施において、静岡市では、既存事業の活用と新規事業の立上げをそれぞれ行い、体制整備を目指していきます。

(1)包括的相談支援事業(既存事業の活用)

介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、従来の機能をベースとしつつ、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えたものの相談の受け止めや、相談者の課題の整理、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行います。また、当該相談支援事業者のみでは対応が困難な場合は、他の機関と連携して対応するほか、他の適切な機関につなぎます。対象者（世帯）の支援ニーズが複合化・複雑化しているため支援機関の役割分担を整理する必要がある事例などについては多機関協働事業者に支援を依頼します。

（該当事業は別紙記載のとおり）

(2)地域づくり事業(既存事業の活用)

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するなど、交流・参加・学び等の多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

（該当事業は別紙記載のとおり）

(3)重層的支援体制整備事業により新たに位置付けられた事業

新たに位置付けられた事業として、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業の３つの事業に取組みます。（表２のとおり）

表2　新たに位置付けられた事業

参加支援事業［法第106条の4第2項第2号］	
運営形態	委託
実施体制	※アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と一体的に委託
所管課	安心感がある温かい社会推進課
主な 実施内容	既存の支援では対応できない本人や世帯に対応するため、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などをし、本人が希望する社会参加の場とのマッチングを行う。また、その後継続的なフォローを行うなど、本人が継続的に参加を続けられるよう支援を行う。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業［法第106条の4第2項第4号］	
運営形態	委託
実施体制	※参加支援事業と一体的に委託
所管課	安心感がある温かい社会推進課
主な 実施内容	必要な支援が届いていない方や地域社会からの孤立が長期にわたる方など、継続的な支援を必要とする本人との信頼関係の構築を目的として訪問等のアウトリーチ支援を行う。
多機関協働事業［法第106条の4第2項第5号］	
運営形態	直営
所管課	安心感がある温かい社会推進課
主な 実施内容	＊重層的支援会議（支援会議）の設置 【対象】 ・複数の分野が関係する課題を有し、単一機関では対応が困難な事例 ・対応している機関が有する支援のネットワークを活用しても対応が困難な事例 ・現状を維持すると、将来的に課題が増大し、状況が悪化すると予測される事例 ・その他重層的支援会議（支援会議）の活用が望ましいと考えられる事例 【構成メンバー】 ・ファシリテーター ・参加支援及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業者 ・事例関係者（既に支援にあたっている支援機関、今後連携を必要とすると思われる機関、事例に対してアドバイスができる機関等事例内容に応じて調整） ・安心感がある温かい社会推進課（事務局）

	【開催頻度】 定期開催（各区月１～２回)、必要に応じて随時開催 【会議の機能】 ①　支援プランの作成 ②　支援プランの評価・再検討・終結 ③　地域課題の検討 ・当該会議の開催目的により、①～③の機能を使い分ける。 ・重層的支援会議（支援会議）において地域課題が発見・把握された場合は、必要に応じて検討・対応が可能な所管課・機関・協議体等にも共有を図り、解消に向けた働きかけを実施する。 【主催】 安心感がある温かい社会推進課 【備考】 ・重層的支援会議は、会議開催について相談者（対象者）の同意を必須とする。相談者（対象者）の同意を得られない場合は、支援会議（法第106条の６）として実施する。 ・重層的支援の基本的な流れは、図２のとおり。 ＊庁内連携会議の設置 関係部局による重層的支援体制整備事業の協力体制の強化を図るために設置する。 【構成メンバー】 表３のとおり。 【主催】 安心感がある温かい社会推進課 【会議の機能】 ・重層的支援体制整備事業の推進に向けた課題の整理、検討等の実施。 ・重層的支援体制整備事業に係る関係部局との連絡調整の実施。等

図2　重層的支援の基本的な流れ

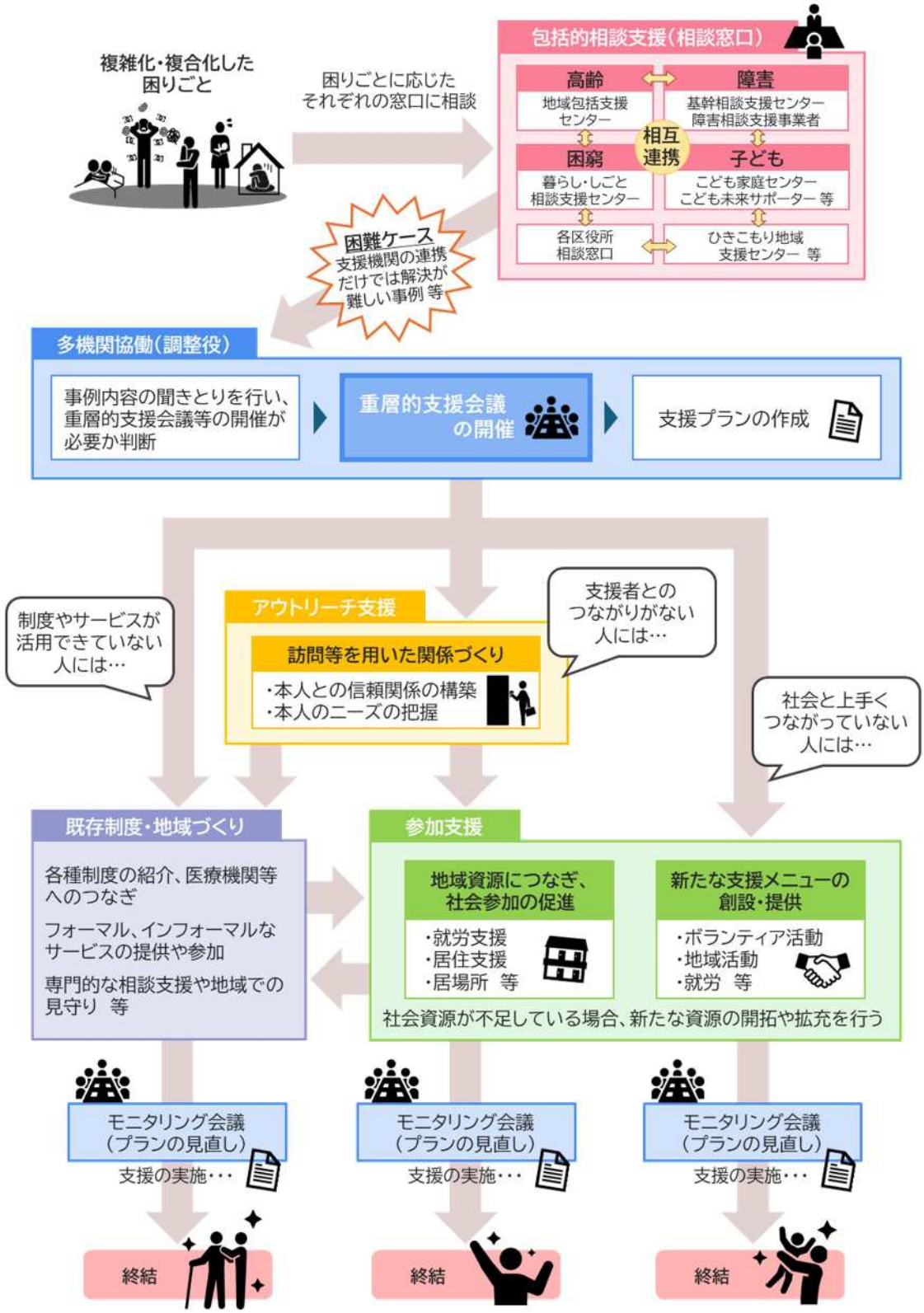


表3 庁内連携会議 構成メンバー

職名
葵福祉事務所生活支援課長
葵福祉事務所障害者支援課長
葵福祉事務所子育て支援課長
葵福祉事務所高齢介護課長
駿河福祉事務所生活支援課長
駿河福祉事務所障害者支援課長
駿河福祉事務所子育て支援課長
駿河福祉事務所高齢介護課長
清水福祉事務所生活支援課長
清水福祉事務所障害者支援課長
清水福祉事務所子育て支援課長
清水福祉事務所高齢介護課長
清水福祉事務所蒲原出張所長
保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長
保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課長
保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課長
保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課長
保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課長
保健福祉長寿局健康福祉部地域リハビリテーション推進センター所長
保健福祉長寿局地域支え合い推進部地域包括ケア推進課長
保健福祉長寿局地域支え合い推進部安心感がある温かい社会推進課生活環境支援担当課長
保健福祉長寿局保健衛生医療部こころの健康センター所長
保健福祉長寿局保健所精神保健福祉課長
こども未来局こども未来課長
こども未来局こども若者応援課長
こども未来局こども家庭福祉課長
教育委員会事務局教育局児童生徒支援課長

静岡市重層的支援体制整備事業実施計画　別紙

資料3-3

包括的相談支援事業　一覧（1／3）

分野	事業名	運営形態	実施体制	主な実施内容	実施目標	評価指標	所管課
介護	包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営） [法第106条の4第2項第1号のイ]	委託	城西地域包括支援センター	主に高齢者に関する保健・福祉・医療・介護などの総合的な相談、自立して生活できるような支援等を行います。	センター設置数：29センター	センターの公正中立な運営	地域包括ケア推進課
			安西番町地域包括支援センター				
			城東地域包括支援センター				
			井川地域包括支援センター ※窓口機能のみ				
			伝馬町横内地域包括支援センター				
			城北地域包括支援センター				
			千代田地域包括支援センター				
			長尾川地域包括支援センター				
			美和地域包括支援センター				
			賤機地域包括支援センター				
			安倍地域包括支援センター				
			服織地域包括支援センター				
			藁科地域包括支援センター				
			小鹿豊田地域包括支援センター				
			八幡山地域包括支援センター				
			大谷久能地域包括支援センター				
			大里中島地域包括支援センター				
			大里高松地域包括支援センター				
			長田地域包括支援センター				
			丸子地域包括支援センター				
			港北地域包括支援センター				
			興津川地域包括支援センター				
			両河内地域包括支援センター				
			港南地域包括支援センター				
			岡船越地域包括支援センター				
			高部地域包括支援センター				
			飯田庵原地域包括支援センター				
			松原地域包括支援センター				
			有度地域包括支援センター				
			蒲原由比地域包括支援センター （由比窓口）				

静岡市重層的支援体制整備事業実施計画　別紙

包括的相談支援事業　一覧（2／3）

分野	事業名	運営形態	実施体制	主な実施内容	実施目標	評価指標	所管課
障害	相談支援事業 [法第106条の4第2項第1号の口]	委託	静岡市障がい者相談支援推進センター （静岡市障害者協会）	地域の障害相談支援の拠点として、総合的な相談業務や、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。	相談支援事業実施箇所数：11ヶ所 機能強化事業実施箇所数：11ヶ所	相談対応率100%	障害福祉企画課
			葵区障がい者相談支援センター 済生会じょうとう	主に身体障害に関する相談に応じるとともに、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。			
			駿河区障がい者相談支援センター ピアサポート				
			清水区障がい者相談支援センター そら				
			葵区障がい者相談支援センター コンパス北斗	主に知的障害に関する相談に応じるとともに、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。			
			駿河区障がい者相談支援センター 済生会れいわ				
			清水区障がい者相談支援センター わだつみ				
			静岡市障がい者相談支援センター アグネス静岡	主に重症心身障害に関する相談に応じるとともに、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。			
			葵区障がい者相談支援センター リライフ	主に精神障害に関する相談に応じます。		相談対応件数33,000件	精神保健福祉課
			駿河区障がい者相談支援センター 仁				
			清水区障がい者相談支援センター そら				
こども	利用者支援事業【基本型】 （こども未来サポーター） [法第106条の4第2項第1号のハ]	委託	静岡中央子育て支援センター	主に子育てや保育施設などの入所について相談に応じたり、情報提供をしています。	こども未来サポーター：12か所	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	こども未来課
		委託	地域子育て支援センター北安東				
		委託	地域子育て支援センター小百合				
		委託	城東子育て支援センター				
		直営	地域子育て支援センター服織				
		直営	地域子育て支援センター英和				
		直営	地域子育て支援センター登呂				
		直営	地域子育て支援センター丸子				
		委託	清水中央子育て支援センター				
		委託	地域子育て支援センター草薙ふたば				
		委託	地域子育て支援センターゆめの木				
		委託	蒲原子育て支援センター				
	利用者支援事業【特定型】 （保育コーディネーター） [法第106条の4第2項第1号のハ]	直営	葵福祉事務所子育て支援課	主に、認定こども園や保育所等の利用に関する相談に応じたり、情報提供を行います。	保育コーディネーター：3か所		
			駿河福祉事務所子育て支援課				
			清水福祉事務所子育て支援課				
	利用者支援事業【母子保健型】 [法第106条の4第2項第1号のハ]	直営	葵こども家庭センター	主に妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談を行い、切れ目ない支援体制の構築をします。	市内3ヶ所で、児童に関する様々な相談に応じる。 相談受付件数：1,500件	こども家庭センターによる相談業務の適正な実施	こども家庭福祉課
			駿河こども家庭センター				
			清水こども家庭センター				
	利用者支援事業【妊婦等包括相談支援事業型】 [法第106条の4第2項第1号のハ]	委託	妊娠後期訪問等相談業務	妊娠後期（8か月）のタイミングでアン ケートを行い、希望する妊婦に対して相 談支援の機会を提供します。	希望者への面談実施100%	委託助産師による相談業務の適正な実施	こども家庭福祉課

静岡市重層的支援体制整備事業実施計画　別紙

包括的相談支援事業　一覧（3／3）

分野	事業名	運営形態	実施体制	主な実施内容	実施目標	評価指標	所管課
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業 [法第106条の4第2項第1号のニ]	委託	静岡市暮らし・しごと相談支援センター（葵区相談窓口）	主に、暮らしや仕事にお困りの方、不安のある方の相談に応じ、適切な制度の紹介や就職のための支援などを行います。	支援終結した者の内、自立した件数：60件	経済的な生活困窮について、各世帯の課題が解決した世帯	福祉総務課
			静岡市暮らし・しごと相談支援センター（駿河区相談窓口）				
			静岡市暮らし・しごと相談支援センター（清水区相談窓口）				

地域づくり事業　一覧（1／2）

分野	事業名	運営形態	実施体制	主な実施内容	実施目標	評価指標	所管課
高齢	一般介護予防事業 （地域介護予防活動支援事業） [法第106条の4第2項第3号のイ]	委託	S型デイサービス 葵　区：74会場 駿河区：66会場 清水区：128会場	在宅の高齢者を対象に、地域の身近な場所で地域住民のボランティアにより行われる介護予防の活動です。健康体操やレクリエーションを行います（月2回開催）。	参加者数5,700人	S型デイサービスの参加者満足度	地域包括ケア推進課
		直営	しぞ～かでん伝体操サポーター養成講座	地域における高齢者等の主体的な介護予防活動を推進するため、普及啓発活動、体操指導や活動に係る助言等を実践する人材を養成します。	サポーター養成数60人	講座理解度80%以上	地域リハビリテーション推進センター
			しぞ～かでん伝体操インストラクター養成講座	地域の活動グループの継続的な介護予防活動を支援するため、医療・介護・福祉等の資格を有する人を対象に、しぞ～かでん伝体操等や健康教育に関する専門的な指導を行う人材を養成します。	インストラクター70人維持		
		委託	元気いきいき！シニアサポーター事業	高齢者の介護予防事業への参加を推進するため、65歳以上の方がシニアサポーターとして登録し、地域貢献活動を行うと、地場産品と交換できるポイントを付与される、ボランティアポイント制度を活用した介護予防事業を実施します。	サポーター登録者数：6,600人 受入施設数：856施設	サポーター満足度が94.5%以上になる	介護保険課
	生活支援体制整備事業 [法第106条の4第2項第3号のロ]	委託	生活支援コーディネーターを市域、区域、日常生活圏域ごとに配置。	地域における主に高齢者を対象とした生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を進めます。 日常生活のちょっとした困りごとを身近な人々で支え合う“支え合い活動”の促進もします。	新たな支え合い活動の創出：9箇所	新たな支え合い活動の創出数	地域包括ケア推進課
障害	地域活動支援センター基礎的事業 [法第106条の4第2項第3号のハ]	補助金交付	静岡光の家LASC	障害のある方の日中活動の場として、創作活動や軽作業、地域活動への参加などを行っています。 障害のある方の創作的な活動や生産活動の場を提供し、社会との交流や日常生活に必要な支援を行います。	地域活動支援センターの個所数：2箇所	登録利用者数：30人	障害福祉企画課
		補助金交付	ゆあマイン				

静岡市重層的支援体制整備事業実施計画　別紙

地域づくり事業　一覧（2／2）

分野	事業名	運営形態	実施体制	主な実施内容	実施目標	評価指標	所管課
こども	地域子育て支援拠点事業 [法第106条の4第2項第3号のニ]	指定管理	静岡中央子育て支援センター	こども連れで遊びながら、情報交換や仲間づくりをすることができる場の提供を行います。また、子育ての不安や悩みについての相談に対応するほか、イベントや育児講座なども実施しています。	市内21か所／年	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	こども未来課
		委託	地域子育て支援センター北安東				
		委託	地域子育て支援センターあゆみ				
		委託	地域子育て支援センターしずはた				
		指定管理	城東子育て支援センター				
		直営	地域子育て支援センター服織				
		委託	地域子育て支援センター小百合				
		直営	地域子育て支援センター英和				
		直営	地域子育て支援センター登呂				
		直営	地域子育て支援センター丸子				
		委託	長田子育て支援センター				
		委託	地域子育て支援センターよしよし				
		委託	地域子育て支援センターおひさまの森				
		指定管理	清水中央子育て支援センター				
		直営	地域子育て支援センターメリーゴーランド				
		委託	地域子育て支援センターあけぼの				
		委託	地域子育て支援センターすぎの子				
		委託	地域子育て支援センター草薙ふたば				
		委託	地域子育て支援センターゆめの木				
		委託	蒲原子育て支援センター				
		委託	由比子育て支援センター				
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	委託	誰もが「生涯活躍のまち」の推進	地域・多世代交流のための講座、イベント等を開催します。	継続実施	地域交流拠点連携事業数	地域包括ケア推進課